

平成20年 6 月 2 日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

12番	三 宮 十五郎	18番	大 原 功
-----	---------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	加 藤 恒 夫
教 育 長	大 木 博 雄	総 務 部 長	下 里 博 昭
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	教 育 部 次 長	高 橋 忠
監 査 委 員 局 長	加 藤 重 幸	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
防 災 安 全 課 長	服 部 正 治	市 民 課 長	山 田 進
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦
福 祉 課 長	前 野 幸 代	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	農 政 課 長	石 川 敏 彦
商 工 労 政 課 長	服 部 保 巳	土 木 課 長	三 輪 眞 士

下水道課長 橋村正則 教育課長 服部忠昭
社会教育課長 水野進 図書館長 伊藤秀泰

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤忠 書記 柴田寿文
書 記 岩田繁樹

7. 議事日程

- 日程第1 議席の指定及び一部変更について
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 常任委員会委員の選任について
- 日程第6 議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第7 海部南部消防組合議会議員の選挙について
- 日程第8 同意第3号 公平委員会委員の選任について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第32号 弥富市監査委員に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第33号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第34号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第35号 弥富市保健センター条例の一部改正について
- 日程第14 議案第36号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第15 議案第37号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第38号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第39号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

~~~~~

午前10時20分 開会

議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成20年第2回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~

日程第1 議席の指定及び一部変更について

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、議席の指定及び一部変更を行います。

今回、繰り上げ補充により当選された杉浦敏議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により10番に指定します。

なお、これに関連して会議規則第4条第3項の規定により、安井光子議員を11番に、三宮十五郎議員を12番に、渡邊昶議員を13番に、伊藤正信議員を14番に、三浦義美議員を15番に、中山金一議員を16番にそれぞれ変更しますので、よろしくお願いします。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と大原功議員を指名します。

~~~~~

日程第3 会期の決定

議長（黒宮喜四美君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から24日までの23日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から24日までの23日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

議長（黒宮喜四美君） 日程第4、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成19年度事業決算に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第5 常任委員会委員の選任について

議長（黒宮喜四美君） 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

欠員となっております総務委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、杉浦敏議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、杉浦敏議員を総務委員に選任することに決定しました。

なお、委員長は立松新治議員で、副委員長は渡邊昶議員ですので、よろしくお願いします。

~~~~~

日程第6 議会広報編集特別委員会委員の選任について

議長（黒宮喜四美君） 日程第6、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

欠員となっております議会広報編集特別委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、立松新治議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、立松議員を議会広報編集特別委員に選任することに決定しました。

~~~~~

日程第7 海部南部消防組合議会議員の選挙について

議長（黒宮喜四美君） 日程第7、海部南部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部消防組合議会議員に、杉浦敏議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した杉浦敏議員を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した杉浦敏議員が海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された杉浦敏議員は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~

日程第8 同意第3号 公平委員会委員の選任について

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第8、同意第3号から日程第9、諮問第1号まで、以上2件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成20年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに、提案申し上げ御審議いただきます議案は、同意議案1件、諮問議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第3号公平委員会委員の選任につきましては、中島紳氏が平成20年6月30日任期満了のため、その後任者として弥富市狐地二丁目132番地、横井秋實氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、加藤敏男氏が平成20年9月30日任期満了のため、その後任の候補者として弥富市西中地町五右277番地4、加藤靖男氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） これより同意第3号の質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

次に、諮問第1号をお諮りします。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第32号 弥富市監査委員に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第33号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第12 議案第34号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第13 議案第35号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第14 議案第36号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第15 議案第37号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第38号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第39号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第10、議案第32号から日程第17、議案第39号まで、以上8件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ御審議いただきます議案は、条例議案5件、予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第32号弥富市監査委員に関する条例の一部改正につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税の税率等を改正するため及び地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、均等割、世帯別平等割及び所得割、資産割の税率等の変更、軽減税の軽減額の変更及び後期高齢者支援金等課税額の創設であります。

次に、議案第34号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、葬祭費の支給につ

いて除外規定を設けるため及び国民健康保険法の一部改正に伴い、保険事業について改正するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号弥富市保健センター条例の一部改正につきましては、十四山保健センターの用途を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係わる損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、扶養親族についての補償基礎額の加算額を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ3,340万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億4,340万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、民生費におきましては、国民健康保険特別会計への繰入金154万6,000円、農林水産事業費におきましては、地域機械銀行受託部会に対する大豆コンバイン購入及び省エネルギーを実施するトマト生産者に対する施設整備事業にかかわる地域農業振興事業補助金662万2,000円、商工費におきましては、指定企業にかかわる固定資産税額が確定したことによる企業立地指定企業交付奨励金1,997万7,000円、教育費におきましては、弥生小学校が海部地方教育事務協議会から委嘱を受け、小学校における英語教育の研究発表を行うための海部地方教育事務協議会研究委嘱補助金100万円をそれぞれ計上するものであります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、繰越金2,618万6,000円を計上するものであります。

次に、議案第38号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、特定健康診査等事業の実施に必要な臨時職員賃金、備品購入費等154万6,000円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を40億7,654万6,000円とするものであります。

次に、議案第39号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、臨時職員の社会保険料を増額計上するものであります。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、議案は関係課長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。まず、監査事務局長。

監査委員事務局長（加藤重幸君） それでは失礼いたします。

議案第32号弥富市監査委員に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、この条例は、8条を次のように改めるということで、8条は

決算等の審査でございます。

第8条、監査委員は法第233条第2項もしくは第241条第5項または、これが新しく追加される部分ですけど、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付されたときは、60日以内に意見をつけて市長に回付しなければならない。

今回の改正は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴いまして、この法律の第3条第1項で規定されました健全化判断比率等の審査を第8条に追加するものでございます。その他条文整備を行うものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 議案第33号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

5枚ほどめくっていただきますと、改正要点がございます。

それでは、弥富市国民健康保険税条例改正要点ということで第2条関係、これは課税額でございますが、括弧内については地方税法の限度額を示しております。医療分といたしまして、上限額を53万円から44万円、それから後期高齢者支援金等課税分、これは新規でございますが12万円でございます。それから介護分、8万円であったものを9万円、これを法律どおりの限度額にするものでございます。

税率でございます。医療分の税率は第3条、第4条、第5条、第5条の2で示されておりますが、所得割につきましては5.3%を3.3%に、資産割につきましては35%を17%に、均等割につきましては2万3,000円を2万1,000円に、世帯別平等割については2万5,000円を同じく2万5,000円でございますが、特定世帯以外世帯別平等割という名前に変更しますが、2万5,000円となります。それから新たに特定世帯別平等割という言葉が出てきておりますが、1万2,500円ということになります。

ここで、特定世帯の創設について説明させていただきますと、特定世帯とは、同一世帯に2人の被保険者が存在し、その1人が後期高齢者医療制度の被保険者になったとき、残された国民健康保険の被保険者に係る世帯割額を5年間に限り2分の1とするものであります。できるだけわかりやすい表現にさせていただきましたが、もう少し補足説明させていただきますと、同一世帯の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者になったため、ただ1人のみ国民健康保険の被保険者として残された場合が特定世帯となるものであります。

次に、後期高齢者支援金等の課税分。これは新規でございますが、第6条、第7条、第7条の2、第7条の3で表現されております。所得割として1.6%、資産割として3%、均等

割として9,000円、特定世帯以外世帯別平等割として8,000円、特定世帯別平等割として4,000円でございます。特定世帯の創設につきましては省かせてもらいます。

介護分でございますが、旧の第6条、第7条、第7条の2、第7条の3で表現されていたものが、今度は第8条、第9条、第9条の2、第9条の3で表現されます。改正前の所得割でございますが、0.85%から1.2%、資産割を5%から3%に、均等割7,500円を9,000円に、世帯別平等割を6,000円にということであります。

続きまして、1枚はねていただきましたら旧第21条の第1号でございます。これは軽減額を表現したものでございますが、今度は第23条の第1号ということで、地方税法の規定する額、これは33万円ですが、33万円を超えない世帯ということで、従来6割軽減額から7割軽減額へ変更するものであります。従来1万3,800円が1万4,700円に、世帯別平等割は1万5,000円が1万7,500円に、特定世帯別平等割は8,750円ということになります。

それから、後期高齢者支援金等課税分といたしまして、新規でございますが、均等割として6,300円、特定世帯以外世帯別平等割として5,600円、それから特定世帯平等割を2,300円とするものでございます。

それから介護分でございますけれども、均等割額4,500円が6,300円に、世帯別平等割は3,240円が4,200円ということになるものであります。

第23条の2、これは旧の21条の2号に表現されているものでございますが、先ほどの33万円に、1人につき24万5,000円を超えない世帯ということで、4割軽減から5割軽減へ変更するものでございます。均等割は9,200円から1万500円に、それから世帯別平等割は1万円から1万2,500円に、特定世帯別平等割は6,250円となるものでございます。

それから、後期高齢者支援金等課税分につきましては新規でございますが、均等割4,500円、特定世帯以外世帯別平等割として4,000円、特定世帯別平等割が2,000円というものでございます。

介護分でございますが、これは均等割3,000円でございますが、これを4,500円に、世帯別平等割2,160円が3,000円でございます。

第23条の3号でございます。地方税法に規定する金額33万円に、1人につき35万円を超えない世帯ということで、新たに2割軽減を加えるものでございます。

医療分といたしましては均等割4,200円、特定世帯以外世帯別平等割5,000円、特定世帯別平等割2,500円、後期高齢者支援金等課税分、これは新規でございますけれども、均等割1,800円、特定世帯以外世帯別平等割1,600円、特定世帯別平等割800円、介護分として均等割1,800円、世帯別均等割1,200円でございます。

それから、次に第23条の2の関係でございます。これは減免規定でございますが、国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日が65歳以上、または社会保険等の被保険者本人が後

期高齢者医療制度の被保険者に移行することにより、国民健康保険に新たに加入した被保険者については2年に限り減免をするという規定でございます。

附則の改正については、条文整備でございます。

附則1．この条例は公布の日から施行する。

2．改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

続きまして、議案第34号弥富市国民健康保険条例の一部改正について、説明させていただきます。

議案書をはねていただきます。

弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例。弥富市国民健康保険条例（昭和34年弥富町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の第2項中「含む。」の次に「次条第2項において同じ。」を加えるということで、第4条というのは、出産・育児一時金についての条文でございますが、この文については条文整備でございます。

第5条の次に、次の1項を加えるということで、第5条というのは葬祭費の規定でございます。まして、葬祭費の規定の次に第2項を加えるものでございます。

第2項は、前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合は行わないということで、この部分につきましては、葬祭費の支給の除外規定を新たに設けるものであります。

第6条は健康保険事業の規定でございますが、第6条中「市は」の次に、「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって」を加え、同条第4号から第7号までを削り、同条第8号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とするということで、このくだりにつきましては、特定健康診査事業を新たに行うことにより、従来成人病その他の疾病の予防、それから健康づくり運動、栄養改善、母子保健を削るという、特定健康診査に含まれるような内容の部分については、この部分から削るということでございます。

第9条中「国民健康保険法」を「法」に改める。第10条中「国民健康保険法」を「法」に改めるということで、9条、10条につきましては条文整備でございます。

附則、この条例は、平成20年7月1日から施行する。

以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） 議案第35号弥富市保健センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、弥富市保健センター条例の一部を改正する条例。上から4行目でございますが、第1条を次のように改める。

（設置）第1条、市民の健康の保持及び増進を図るため、次のように保健センターを設置する。

第1号、名称、弥富市保健センター。

第2号、位置、弥富市前ヶ須町南本田347番地ということで、今回の改正は、弥富市保健センター、弥富市十四山保健センターの2カ所であるものを、弥富市保健センター1カ所に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成20年10月1日から施行する。

以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、議案第36号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明申し上げます。

まず、第5条第3項、これは補償基礎額の関係ですが、非常勤消防団員等の「等」の範囲の内訳として、該当者の中に救急業務協力者、水防従事者、応急措置従事者を追加し、明確化したものであります。

次に、損害補償を受ける団員等に扶養親族がある場合の加算額を、一般職の職の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第118号）により、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額が6,000円から6,500円に引き上げられることに対応しまして、加算額について、現行の200円から、6,500円を30で除した額として、日額相当である217円に引き上げるものであります。

次に附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、公布の日から施行するものでございます。

最後に附則第2項、これは改正後の第5条第3項の規定の経過措置について定めるものでございます。

以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案8件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案8件は、継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会
します。御苦労さまでした。

~~~~~

午前10時47分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 大 原 功

平成20年 6月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 堀岡敏喜  | 2番  | 炭竈ふく代 |
| 3番  | 山口敏子  | 4番  | 小坂井実  |
| 5番  | 佐藤高 清 | 6番  | 佐藤博   |
| 7番  | 武田正樹  | 8番  | 立松新治  |
| 9番  | 山本芳照  | 10番 | 杉浦敏   |
| 11番 | 安井光子  | 12番 | 三宮十五郎 |
| 13番 | 渡邊昶   | 14番 | 伊藤正信  |
| 15番 | 三浦義美  | 16番 | 中山金一  |
| 17番 | 黒宮喜四美 | 18番 | 大原功   |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 堀岡敏喜 | 2番 | 炭竈ふく代 |
|----|------|----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(30名)

|                  |      |                |      |
|------------------|------|----------------|------|
| 市長               | 服部彰文 | 副市長            | 加藤恒夫 |
| 教育長              | 大木博雄 | 総務部長           | 下里博昭 |
| 民生部長<br>兼福祉事務所長  | 平野雄二 | 開発部長           | 早川誠  |
| 十四山支所長           | 横井昌明 | 会計管理者<br>兼会計課長 | 村上勝美 |
| 総務部次長<br>兼税務課長   | 若山孝司 | 民生部次長<br>兼環境課長 | 久野一美 |
| 開発部次長<br>兼都市計画課長 | 伊藤敏之 | 教育部次長          | 高橋忠  |
| 監査委員<br>兼事務局長    | 加藤重幸 | 総務課長           | 佐藤勝義 |
| 人事秘書課長           | 村瀬美樹 | 企画政策課長         | 伊藤邦夫 |
| 防災安全課長           | 服部正治 | 市民課長           | 山田進  |
| 保険年金課長           | 佐野隆  | 健康推進課長         | 渡辺安彦 |
| 福祉課長             | 前野幸代 | 介護高齢課長         | 佐野隆  |
| 児童課長             | 山田英夫 | 農政課長           | 石川敏彦 |
| 商工労政課長           | 服部保巳 | 土木課長           | 三輪眞士 |
| 下水道課長            | 橋村正則 | 教育課長           | 服部忠昭 |

社会教育課長 水野 進

図書館長 伊藤 秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 佐藤 忠

書記 柴田 寿文

書記 岩田 繁樹

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~

午前10時01分 開議

議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第81条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~

日程第2 一般質問

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） おはようございます。

通告に基づきまして、私はまず最初に、今回の後期高齢者医療制度等の導入によります国民健康保険特別会計への影響について、市長及び関係部課長にお尋ねをさせていただきます。

最初に、具体的な事実関係についてまず課長にお尋ねしたいと思いますが、とりわけ今回は国によります法令改正等もおくれまして、また事前の周知等も不十分だったこともございまして、同じ保険課で取り扱うわけでもございましたので、ほとんど昼間は、作業ができないような問い合わせや、あるいは年金から天引きされたことに対する怒りの抗議の電話というもので、とても通常の執務時間中には仕事ができないような状態が長期に続いて、大変御苦労しながら準備をされてきたことに対して本当に皆さんの御苦労を心からねぎらいますとともに、こんなことがないように国に強く市を通じても改善をするように申し入れてほしいと思いますが、今回の国民健康保険特別会計につきましては、先日課長にお尋ねをいたしましたところ、前年度19年度の医療費が一般療養費で約5,000万円ほど前年よりふえていること、あるいは高額医療が1,000万円ほどふえているということと、それから国からの財源対策などの調整交付金が前年の7,700万円から3,600万円に減少する見込みであること等がございまして、どうしても一定の値上げをせざるを得ないと。

そこで、一つは前から問題になっておりました、あんまり所得がないのに固定資産税の35%を負担するというところで、所得割の何倍も資産割で負担をしなきゃならん人たちがおるといことについても改正をするということで、国保運営協議会に提出された資料によりますと、2,000世帯余りがそのことを中心にして今回は減額になると。それから、約6,000世帯でございまして、残りの3,900世帯余りが増額になるということでもございまして、まず今回の値上げに至った基本的な問題について確認をしておきたいと思っておりますので、課長の方から御答弁

いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） おはようございます。

先ほどの三宮議員の御質問に対してお答えいたします。

国保特別会計の平成19年度における前年度の繰越金は約1億2,400万円でございます。平成20年度における前年度の繰越金は1,000万円になろうとしております。この原因は、平成18年度と比較して、歳出では一般被保険者の療養給付費が約5,400万円、それから一般被保険者の高額療養費が約1,000万円の増額が主なものであります。それから、歳入に至っては18年度の特種事情といたしまして、旧十四山村の未収金約5,000万円があったものが平成19年度はなくなったことの影響と、財政調整交付金が約4,100万円減額となりました。このようなことから、一気に繰越金が平成19年度は1,000万円を切るというような原因となったものであります。

また、従来の保険税率を採用すると、平成20年度の保険料の必要額に対して多額の税収不足が予想されます。また、国の財政調整交付金も平成19年度と同様の額が交付されることが予想されますので、したがって税率の改正を行って財政の安定を図ろうとするものであります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） そこで、これも市が国保運営協議会に配付をされました資料によりますと、今回、値上げに伴う影響額を、今回から新しく採用されます7割軽減措置、5割軽減措置、2割軽減措置がとられる世帯と、それから100万区切りで全体の、今回の世帯当たりの平均影響額が示されております。それによりますと、大変御苦労されて7割軽減、5割軽減、2割軽減をできるようにして低所得者の負担を削減する手だてをとられたわけですが、もう一方で、この措置をとられることによりまして軽減を受けられない御家庭の負担が大幅に急増する。全体では、多分、前年の国保税に対して4%台の値上げとなると思っておりますが、実は今、当局側のお手元には配付をさせていただきましたが、ここに弥富市と津島市と蟹江町と飛島村の4市町村の現在予定をしております税率に基づきます医療費分と後期高齢者支援金の33万円と、それから100万から1,000万までの100万刻みの一覧表をつくって提示をさせていただきましたが、これを見ますと、従来弥富市は蟹江町に比べてかなり安い保険税でございましたが、今回一部に、特に所得の低いところで蟹江町を上回る部分が、例えば単身の所得100万円のところでは蟹江町の年間8万7,530円に対して9万5,830円ということで、こういうようなところが出てきております。右の下の方に、この新しい軽減措置がとられない世帯の、例えば3人家族で140万ですと軽減措置がとられなくなりますが、そこでは蟹江町の15万7,000円に対して17万5,000円。それから、海部津島地方で大変高い割合になっております津島市の17万9,000円とほとんど変わらないものになっております。あるいは、単

身では所得70万円になりますと軽減措置がとられなくなりませんが、ここでは弥富市が8万4,130円、津島市が7万7,860円、蟹江町が6万9,830円と弥富市が一番高いものになっております。あるいは、2人世帯で所得105万の御家庭では弥富市が13万1,280円、津島市が12万8,660円、蟹江町が11万3,480円と一番高いものとなっております。これは、先ほど国からの調整交付金をもう少し多くいただくということもありまして、課長が言われましたように、国の誘導によりまして頭割り、世帯割の割合を国保税全体の半額にするという制度を採用したことによる影響であります。

蟹江町や津島市はそういう制度ではなくて、従来の制度をそのまま採用しておりまして6割・4割の減額。今回、私が知り得る限り、この辺では弥富市と飛島村が7割・5割・2割の軽減措置を採用しておりますが、その軽減措置が対象になるごく低いところはほとんど値上げされないという状況であります。そこをちょっと超えて、実際には生活保護基準とあんまり変わらないような収入であるような人たちが実は海部津島でも一番高いような形になる。これは、今回市側が国保運営協議会に示されました表によりまして、所得100万円以下の固定資産税のない世帯が814世帯、それから固定資産税のある世帯が516世帯で、国保加入者の総世帯数に占める割合は22%余りでございますが、ここが値上げ額全体の36%、全体で4,580万円ほど上がりますが、1,650万円程度をこの100万以下の世帯が負担をするというふうになっておりますが、これは、もともと介護納付金の方の制度がこういうやり方をとっていることもありまして、既に介護納付金につきましては、国保加入者の皆さんの納める割合では納付率が88%台に落ち込んでおりますが、こういう形でやりますと、この人たち自身の暮らしを直撃することとあわせて、市の納付率自体も下がるということになって、特別な手だてが必要だというふうに思いますが、その辺につきましてはどのようにお考えでしょうか、御答弁いただきます。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 値上げ総額の多くの部分を所得100万円以下の方がなっているということがございますけれども、低所得者層が多くウエートを占めるというのが国保の特徴でございます。これまでの税率改正につきましても同様に、この所得階層の方の負担はやはり多かったかと考えております。今回、応益割を4割から5割にしたために、このような1人当たりの均等割、それから世帯当たりの平等割の占める割合の大きな世帯の方については、やはりこのような状況が顕著にあらわれたものであると思います。所得階層ごとの1世帯当たりの負担のバランスというものを考えた方法を研究していかなければならないと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 考えておりますはいいいんですが、いよいよ7月に本調定をやるこ

とになりまして、もう市としての最終的な態度を決める段階に今来ておるわけですね。今の段階で決めなければ本年はこのままで、非常に高い負担で所得の低い人たちに課税が行われると。結果的に収納率もまたそういう層では一層低下が起こって、モラルハザードを起こしていく大きな原因にもなると思いますが、一つは前から申し上げておりますように、実収入が生活保護基準を下回るか、あるいはそれに近いような人たちに対しては、申請があればきちんと減額や免除をするということは市町村長の責任として地方税法等の法律で定められておりました、既に京都府なんかでは府下が一斉にもう早くから滞納処分の強制執行、差し押さえだとかしない。そして、そういうことを決定すれば、法律上3年たてばその課税はなかったことになるとか、あるいは実際にもう改善されないということが予測されれば、3年たたなくても市町村長の責任でその課税をなかったことにすることができるとか、そういう救済の措置がありますが、同時に、やはり多くの市民の皆さんは非常に律儀で、税金を滞納することについては大変心を痛めております。とりわけ、最近なかなか収入の道が広がらない、その中で相次ぐガソリンを初めとした物価上昇によりまして、特に食品を初めとする生活用品が大幅に上がっておりまして、この人たちの生活の困窮の度合いというのは大変な事態になっておると思いますので、前々から懸案になっておりました国保法44条に基づくような最低生活費を基準にした、一つは、申請による減額や免除の基準を早々にこの分野で活用できるようにすることと、もう一つは、一宮市がかつて制度を大幅に変えた時期に、激変緩和で市の裁量によりまして、そういう激変になる階層に対して減額措置を、これは申請ではなくて、市の方針によって減額をされた経緯もございますので、ぜひこの減額の手だてをとることができないかどうか御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員の御質問にお答えするというか、私どもの市側としての状況も少し御説明をさせていただきたいと思っておりますので答弁をさせていただきますが、今弥富市は4万4,275人が5月1日現在の人口でございます。そのうち国保に加入していただいている方が1万2,000人。そして、今回75歳以上で後期高齢者の医療制度の方へ移っていただく方が3,600人という状況でございます。こういった中で、先ほど課長の方の答弁もありましたけれども、そういう加入者における枠組みを考えてみますと、20代・30代のいわゆる若い人の国保への加入者が非常に多くなってきていることとございます。現状、私ども、先ほど数字を言いました1万2,000人のうち、20代・30代の国保の加入者が約2,400名、20%近くが加入していただいております。そうした中でトータル的に、いわゆる国民皆保険制度という中で保険料を納めていただかなきゃいかんわけでございますけれども、歳入の欠陥が生じてきている原因というのは、先ほども課長が話をしましたように、いわゆる治療費が少子・高

齡化で非常に進んできているということが1点でございます。金額的には18年度対比で5,400万円ふえてきている。それから、病院の一つの制度としても、医療に対する高額機器を導入されるケースが多いわけでございます。そうした中で、治療していただくというのは大前提でございますけれども、いわゆる高額療養費というのが非常にふえてきているということでございます。それが、先ほど言いましたように1,000万ぐらいの増となっています。国の方からの財政交付金の減額というようなこともあります。

それから、多くは収納率が落ちている。いわゆる未納率がふえているということに歳入欠陥の要因が大きくあるということも御承知いただきたい。これは今どこの市町もそうですけれども、国全体では約9.6%の未納率があるというふうに言われております。また、世帯数全体といたしましては18%強の世帯数で未納率があるということでございます。

我々弥富市も御多分に漏れず大変厳しい収納率でございます。92%という一つのガイドライン、いわゆる交付金の限度額というようなガイドラインがあるわけでございますけれども、もうそういったような数字でございます。私どもの収納率の1%が約900万円に当たっているわけでございます。単純に掛け合わせていただくと未納の金額が出てくるわけでございますけれども、そういった形、いわゆる給付と負担のバランスが崩れてきているということを我々はしっかりと認識する必要があると思っております。

そうした中で、私どもとしては国の制度の軽減措置と同時に、市独自の軽減措置をいろいろな形で考えさせていただいておるわけでございます。今までにおきましても、障害のある方とか、あるいは母子家庭の方というところにおいては均等割を2分の1にさせていただいておるというようなことでございます。そしてまた、今回の軽減といたしましては、従来の6割・4割という軽減率をもっときめ細やかにしていこうということで、7割軽減であるとか5割軽減であるとか、あるいは2割軽減という形で算定をさせていただいておるわけでございます。

先ほどからの三宮議員の御質問に対しては、一番ボリュームのあるところに対してそういう制度が適用されていないんじゃないかということでございますけれども、これは私どもの歳入欠陥と同時に、減免ということに対してやはり慎重に計算をしていかざるを得ないということも御理解を賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 収支の均衡が崩れておると、市長は。だからやむを得ないというような趣旨の御答弁でございましたが、もともと、ここ5年間で社会保障、とりわけ医療費の高齢化に伴う自然増、年間2,200億円を5年間削減するということからいろんなひずみが出てきております。国が必要な負担をしないということで、結局それが弥富でも市の一般財源から補てんをすとか、あるいはこういう形で値上げをす。しかし問題は、課税される

側から見ますと、所得と収入の間には非常に大きな違いがございまして、例えば所得ゼロであっても運がいい人ですと年金が120万ただけて、そしてアルバイトで65万働ける。その場合は所得ゼロなんですよ。全く所得ゼロです。だけど、無年金の方でたしか93万を超えた収入がありますと、今度は市民税の均等割がかかって、例えば介護保険料は一気に5万2,500円年間かかると、こういう生活保護以下の実収入しかない人たちに非常に過大な負担がかかる仕組みが、ここ一連のこうした医療制度、社会保障制度の改正、それから税制の改正の中で耐えられないような状態になっておりますよね。

これに対しては、地方税法でも、それから所得税に対応する国税徴収法でも、最低生活非課税という立場でももとの課税の基準を決めてあると同時に、それぞれの市町村長が実態に見合った救済の手だてをとることが、またそれぞれの法律で決められております。したがって、そういうものに対しては、国も、それから今お手元に配付しております一番最後の表で、頭に京都府の滞納処分の停止と。要するに、この条件の人は滞納があっても差し押さえをしつけないと。そして、そのような状態は3年続けば自動的にその課税はなかったことにするとか、翌年でもその課税をなくすることができる。こういうことが京都府下全域でやられていたり、あるいは秋田県でも秋田の国保訴訟等によりまして、国民健康保険税、あるいは保険料に係る徴収の基準は、こういう最低生活非課税の原則を守るということで県が県下の市町村に通達を出しまして、もともと国民健康保険制度が始まったとき、全国的に今の制度の土台ができたのはたしか昭和33年だと思いますが、その当時の局長通知によりまして、保険税、あるいは医療費の自己負担分についても、他の健康保険に入れない人たちを無条件に加入者とするところから、減額や免除をすることを通じて国民皆保険制度を全うすることができるというふうに説明がされて、市町村がそのことを行う。それから、それに対して国は必要な財政措置で支援をするということが定められて行われてきておるのでございまして、いろんな事情があるからやるけれども、そこまではやらないということではできないということで、たしか平成14年当時だったと思うんですが、沖縄県でこの問題で、普通の私たちの読みにすると「とみしろ」、何か現地の人たちは「とみぐすく」と言うそうですが、今は豊見城市ですね。そこで不服審査を起こして、県は豊見城市がやらないことは法律に違反だということで、そのこともあって愛知県もなかなかこの問題を取り上げなかったんですが、ようやく県の方からの指導もあって、各市町村の間で協議をして、弥富市は昨年の秋から生活保護基準をもとにした医療費の減額や免除の制度を発足させているわけですね。

ところが税の方は、現在の弥富市の制度は生活保護基準を割り込んでいる人に対して2分の1を減額するという制度であります。これは、国民健康保険税なんかの、あるいは地方税法や国税徴収法なんかの国と地方自治体の間で確認をされている減免のやり方とはかなり違うもので、本来救済されなければならない人たちが救済できない状態がずうっと放置されて

おりまして、これは先般も、市税の問題では後でお尋ねをしますが、今は国保の問題に限って言いますが、他の市町村の動向を見て考えるという御答弁だったというふうに私は確認させていただいておりますが、そうではなくて、法律やそれに基づく制度で市町村長に義務づけられた仕組みであると同時に、生活保護基準を割り込むか、あるいはそれに近いような状態にまでなったような状態で、国や自治体が税であろうと料であろうと基準を決めて賦課するということが違法だというのが秋田の国保裁判の判決なんですよ。それを考えますと、行政実例としても広く全国的に行われている。判例としても、それを覆すような判例はどこにもないわけでございますので、これは、法律を守るという市町村長の責任を果たす立場から、それと今申し上げましたような非常に所得と収入の間には差があって、所得ゼロでも一定の収入がある人もあります。したがって、実収入に基づいた基準を定めて、必要な人には救済するということが、市長もかねがねおっしゃっておられた必要な人には必要な支援をしていくということを実際に今ほどしなきゃいかん、とりわけ弥富市が7割・5割・2割という軽減ができる新しい方法を取り入れたことによって、そこから外れた人たちは全体では3%か4%しかならないのに、所得100万あるかないかの人たちは15%から20%ぐらい上がって、先ほど申し上げましたが、4,800万円ほどの今回の値上げ額のうちの36%を所得100万以下の22%の世帯が負担をするというのは、やはり公平性ということから見ても、それから実生活が本当に成り立つような状態をきちんと市として考えていくという上でも、それから今市長もおっしゃられましたが、若い人たちでもフルタイムで働いてもあまり生活保護と変わらないような収入の人たちがふえている中で発生している問題でございますので、ここは現実にはできる手だてをとっていただく。

この問題では、そんなことをしたら大変歳入欠陥になるというお話も今ございましたが、実際に今まだなれていないせいもあります。生活保護基準の1.2倍までは2分の1に減額する。それから、生活保護基準の1.1倍までは全額免除するという医療費の自己負担の制度を昨年秋に決めましたが、実際に活用された例はほとんどないと思うんですよ。これもまた問題なんです。せっかくそういう制度がつくられて、そういう人たちが知らないために申し出ることができないということもあれなんです。やはりどこでもそうですが、申請をして、どうにもならん人たちが免除できるという基準を決めたからといって、それで大幅な支出だとかそういうことになるということはあまり例がないことでありまして、弥富市でも生活保護を受けている方々は100世帯そこそこですよ、全体の中で。したがって、本当に救済が必要な人たちに救済をするという、かねがねの市長の御意見も踏まえて、今回のこういう大幅な制度改正が行われたときでございますので、その境目の人たちを救済する仕組みとして、ぜひ激変緩和の対策は市の方針として決めなければならないことではありますが、もう一方の生活保護基準に食い込むか、あるいはそれに近いような人たちを救済するというのは法律で市

町村に義務づけられた制度でございますので、一日も早くこの制度については具体化されることを求めますが、改めて御答弁いただきたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私ども国保に関する地方財政の影響というのは非常に大きいものがあるわけでございます。各議員御承知のとおり、国保の中で地方が賄っていかなきゃならない枠組みの中で、全体で59%のウエートが実はあるわけでございます。国の方が34%、県の方が7%で、地方全体が59%のウエートをもって国保運営をしていくという状況でございますけれども、大変厳しい状況であることは再三お話をさせていただいております。今回の所得割の基礎額といたしまして、7割軽減であるとか、5割軽減であるとか、あるいは2割軽減というものを考えさせていただいておりますが、その世帯数は全体で700世帯というふうに考えております。そして、三宮議員御指摘の、いわゆる100万円以下といった世帯数は私どもは800世帯あるということを承知しております。

そういった中で、この減免に対してどう考えていくかということをお先ほど話をさせていただきましたが、やはり歳入欠陥が生じているということに対しては慎重に計算せざるを得ないということをお改めて申し上げさせていただきます。そしてまた、国全体が社会保障に対する考え方が毎年毎年減額ということがあるわけでございます。年間2,200億円の社会保障の減額が5年間続くということでございます。大変厳しい状況の中で国の方も国保、あるいは介護に対する財源がないということも御承知おきいただきながら、我々としては何とか国保というものの運営を維持するために、さまざまな知恵を出しながら、また議会の皆様の御承認をいただきながらこの運営を進めていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 結局、今の市長の御答弁は歳入欠陥を起こさないということが大前提で、いろいろ考えておるとはおっしゃるが、具体的には何も解決せずに、所得100万を下回るような22%余りの人たちに今回の値上げのうちの36%を負担させるというのは、この人たちの暮らしの実態を考えたら余りにも、結局そういうことをこのまま貫けば、今でも実はそういう課税の仕方によって介護納付金の収納率は88%という状態になっていますよね。同じ国保の加入者の人で介護納付金を納める人たちは、介護納付金は頭割り負担が5割、それから財力に応じた負担が5割というふうになっておりますが、今度は全体をそういうふうにするわけですからますますそうなりますので、そうすると、収納率が下がれば、またこれは歳入欠陥ですよね。同時に、今各地で9割を割り込んでいるようなところは、みんなが払わんならおれも払わんというような人たちがどんどん出てきますよね。そういうのをなくす上

でも、実際に払えない人たちは差し押さえしてはならんというような基準が法律で基本的に定められておりますので、それに沿って対応していく。どうしても負担できない人たちについては、きちんと減額や免除する仕組みをつくるのが、これは法律を守るかどうかの問題でありますので、できたらやるというような御理解ではなくて、そういう問題としてお考えいただきたいということが一つ。

それから、財政問題では市長も御承知のように、ここ一連の税制改革で、庶民は本当に定率減税の廃止を初めとして、高齢者への従来認められておりました老年者控除や何かを全部なくしちゃって、庶民増税だけでも、ここ四、五年の間に7兆円近くの増税が行われておりますよね。ところがもう一方で、この間に史上最高にもうけている大企業や財産家に対しては6兆円近くの減税が行われる。お金がないないと言うけど、本来負担しなきゃいかん人は負担をせずに、負担しなくてもいいような人にしっかり負担をさせて、そして地方への配分を抑えるというような、こういうやり方はやっぱり改めていただく。

もともと市長会も議長会もそうでございますが、ほかの制度に入れない収入のない人たちを無条件に国保の加入者にするということから、医療保険制度の一体化というんですか、財政的にきちんと支えられる、将来も持続可能な制度にしてほしいというのが積年の強い要望でありますよね。こういう立場から国にきちんとした負担を求めていく、制度の改正を求めていくということとあわせて、現実にはその市町村で血の通った対策を、弥富市としても今実際に1億7,000万円一般会計から負担しておるわけですね。それが、こういう本当に生活保護を割り込むような人たちの応援に回らないような使い方というのは、私は税金の使い方に問題があると考えざるを得ませんし、それからもう一つは、例えば700万を超えるような所得のある人たちは、国保税を負担すれば3割ぐらいは市民税や住民税が安くなる仕組みがありますよね。だけど、この下の方の人たちは、負担をしても一切そういう還元はありませんよね。そういうことから考えたら、実際の負担というのはこの額よりもはるかに大きいものでありますので、やはり最低生活に食い込むような課税については、申請があれば免除する、あるいは可能な限りそういう課税はしないという努力をすることは、市長の日ごろの御信念を考慮に入れれば、一日も早く、とりわけこういう所得の低い人たちに負担がかかる仕組みを導入したときには避けて通れない問題だというふうにお考えいただくことができないかどうか、この問題は見解の相違で済まされない問題でありますので、改めて御答弁いただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど課長の方が私ども交付金の減額の話をしていただきましたけれども、この交付金の減額というのは、いわゆる1人当たりの所得が伸びているから減額になるということもあるわけでございます。そういった数値を拾ってみますと、平成17年度、

18年度対比で私ども弥富市の一般の所得が約12.5%ほど伸びているということに対する減額があるということも御承知おきいただきたいというふうに思います。

それから国の法律を遵守する、これはもう当たり前のことをごさいます、我々としては、きちっとそういう中で遵守をしながら国保の運営についてはやっているつもりでございます。また、年間を通じて国保運営協議会というのもございますので、そちらの方で十分慎重審議をしていただきながら、今回の問題につきましても御提案をさせていただいておるわけでございます。さまざまな問題点があるかと思えますけれども、7割・5割・2割という形で一度運用させていただきながら、さまざまな問題についても国保運営協議会等も含めて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 法律を守るのは当然だというふうに市長はお答えになりましたが、具体的な問題で、ではどうされるかをお尋ねいたします。

弥富市の国保税の方の減免規定は、生活保護基準を割り込んだ人について2分の1、申請があった場合に減免するという規定ですよね。地方税法でも国税徴収法でも、それを負担させることによって生活を窮迫させるようなことはしてはならないというふうに定められておりますよね。生活を窮迫させるとは、大体生活保護と同じか、あるいは1.1倍、1.2倍というような程度で、そういう人たちに対しては強制執行はできませんよというふうに定められておりますよね。ところが、弥富市の場合は生活保護を割り込んだ人については定められた国保税の半分の減額する。だから、まだ半分は取りますという、これは私は法令違反だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、お答えします。

国保というのは通常の税と性質が違ってございまして、所得のある方に課税する、あるいは資産のある方には課税するといったのが通常の普通税であります。国保というのは、所得のない、例えば産まれたばかりの赤ちゃんから所得のない御高齢の方、たまたまことしから75歳以上は後期高齢になりましたけれども、所得のない方からも、お互いが医療にかかるという応益割という部分をいただく制度となっております。ですから、そういった部分を少しでも軽減することによって、負担と、それから医療を受ける役務というものを考えた税ということで2分の1の軽減をさせていただいておるわけでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） それは、弥富町時代、あるいは弥富市になってあなたたちが提案をするときの考え方ですよね。ところが、この問題では、秋田市ですから仙台高裁だと思えますが、その確定判決で、秋田市が当時国保料という名目にしてあって、今言われたような

立場をとってやっていた時期があるんです。それを秋田の市民の人たちが、そんな最低生活費に食い込むような負担をさせるのはおかしいということで裁判をやりました。当時は厚生省、今は厚生労働省ですけど、そこも絡んで、その申し立てを却下せよということでやったんですが、結局、地裁、それから仙台高裁まで行きまして、仙台高裁の確定判決で、料であろうと税であろうと、公共団体が基準を定めて賦課するものは最低生活非課税の原則は当然運用されるということで、水道料などにつきましても、一定の条件の人たちについては減額や免除、あるいは滞納を理由にしてすぐに停止をしない仕組みというのは全国的につくられていることは御承知のとおりでありまして、負担の性質がどうであろうと、最低生活非課税の考え方というのは日本の法律や制度の中ではやはり守るべきものということが、法律の、あるいは判例や行政実例のものでありまして、他の市町村がやっておるかやっていないとかいう問題にかまけてこの問題をあいまいにせずに、きちんと法律を守るという立場で対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。そういうことは、少なくとも日本の法基準の判断になります判例で、だめという判断は出ていても、いいという判断は私は出ていないというふうに理解しておりますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、お答えいたします。

国税徴収法の方の最低生活非課税については、差し押さえの禁止要綱ということになっております。この部分については、確かに差し押さえ禁止要綱ではありますが、課税をしてはいけないという文面にはなってはおりません。そういった部分につきまして、差し押さえはしないけれども賦課をさせていただいて、お互いが医療を受ける意味での助け合いというのが本来の国保の趣旨でありますので、その辺を御理解願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） ここに厚生労働省の当時の国民健康保険課長補佐の土佐和男氏、2005年5月23日の「週間国保実務」に掲載された文章によりますと、新居浜市の国保の収納問題を取り上げて、ここは95.52%の収納率を長年連続してやっている優秀なところだと。しかし、まだ生活困窮が原因で1,713件の滞納があって、滞納者の44%を占めていると。収入調査、財産調査により生活保護の申請対象者、不納欠損処理の可能性を検討すれば分母を3割減らすことができる。要するに課税してはいかんとは書いておらんけど、またその課税をなかったことにしたり、あるいは実際に生活保護基準を割り込むか、それに近い人たちが申請して免除を求める権利までいかんというようなことはないんですよね。ところが、弥富市の現在の減免条例は、生活保護基準を下回っている人について課税した分の半分だけを減免する。あとは取りますよということで、国保税だって課税できるからといって強制的に取ることはできませんし、正当な理由があれば当然減額や免除、あるいは課税をなかったことにす

るというのは、この人自身がそういうふうに市町村に対して「週間国保実務」で指導しておりますので、そういうものとしてひとつしっかり御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、お答えいたします。

現在、弥富市の国民健康保険税の減免規定につきましては、確かに議員のおっしゃられるように所得が一つの基準になっております。生活保護基準を下回るものにいたしましても、国保法によるものを中心に考えております。こういった所得に対しての部分というのは、先ほども議員がおっしゃられましたように、収入と所得にかけ離れた部分があるということも確かに理解できるものであります。そういったものも含めて、今の税というものの減免規定の中で検討を進めていきたいと考えております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今課長からお話がありましたように、所得33万というと、年収でいいですと給料で98万ですよ。だから、今日では単身の人でもアパートにおれば、それしか収入がなければ生活保護基準を完全に割り込んでいますよね。そういう人しか対象にしない。さらに、2分の1はそれでも取りますよということでもありますので、今検討したいというふうに言われましたので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、時間がありませんが税務課長か総務部長、それから介護高齢課長にお尋ねをいたしますが、実は私、今回、介護保険制度が導入されて以来、特に所得の低い人たちがどういふ負担状況になっておるかということ調べてみて改めて驚きました。今、当局側のお手元に配付させていただきました3枚目の裏表になっておりますものが、国民健康保険の加入者の皆さんが介護保険制度や後期高齢者医療制度を導入されてどういふふうに負担がふえてきているかということ、単身者で、単純にするため固定資産のない人を対象にして表をつくってみましたが、何と65歳以上で所得が100万を下回るような人たちの負担というのが、この間の制度改正によって2倍だとか3倍だとか4倍というふうになっている。とりわけ介護保険料につきましては、単身で93万を超えると課税世帯になりますから、一気に5万2,500円の標準の125%増しの介護保険料がかかります。本当にこういう人たちの負担というのは、生活保護よりも低い人たちにもう背負い切れない荷物を押しつける仕組みになっておりまして、たまたま弥富市の介護保険税条例は、当時の議論もございまして、国民健康保険の税条例に沿ったようなものになっておりまして、当時は町長、今は市長ですが、市長が必要と認めたものは減免することができるという条例になっておりますので、これは介護保険の制度で減免するのか、あるいは住民税の均等割という制度があるためにこういうふうになるから、市税の方の均等割を免除することによって減額するのかということは一日も放置できない問

題となっておりますので、ぜひこの減免について御検討いただきたいと思ひますし、市税につきましても、弥富の税条例は前年の所得が180万円以下の方が、その所得が半分以下になった場合と。したがって、前年の所得が50万の人は25万円以下にならなければ減免の対処にならないという、こういう条例なんですよね。これは条例としては絶対にあってはならない欠陥制度であり、しかも制定されたのは随分昔で、大体180万なんていう基準は、もう今日では、もし給料なら給料の収入がそれしかなければ、3人・4人世帯の場合ですとそれ自身が生活保護基準の中に入る、そういう基準でございますので、これも先ほど保険課長の方からお話がありました、地方税法もほぼ国税徴収法に準じたものになっておりまして、したがってこういうものに対する減額や免除の条例につきましても、時代に即応するものに一日も早く改めていただきたいと思ひますが、税務課長、それから介護高齢課長それぞれから御答弁、または部長の方から御答弁いただいても結構でございますが、お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） それでは、御質問にお答えをしたいと思います。

まず、議員がおっしゃられた金額の関係でございますが、それぞれ地方税法の方で住民税の非課税についての規定、これは生活保護を受けている方はもちろんですし、障害者や未成年者、寡婦の方については総所得金額が125万円以下の方については非課税とするという規定がございます。また均等割につきましても、前年合計所得金額に対して決めがございますので、議員がおっしゃったように、180万につきましてもはそういうものと調整をしながら、それを超えた規定というのは違法になりますので、その範疇で議員の御指摘の趣旨は理解したつもりでありますし、滞納処分に関する考え方は先ほど国保の中で保険年金課長が答弁したとおりだと私も思っておりますので、そういうことで返答とさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

介護保険料につきましても、高齢者も助け合いに加わるという意味で負担をいただいております。低所得者に対する市単独減免につきましても、内規によりまして基準生活費以下の世帯に属するものに対して実施をしております。高齢者の方には税制改正により大変厳しい方もお見えになると思ひますが、そのような方に対し温かな手を差し伸べなければならないと思ひますので、さらなる市単独減免につきましても、制度の違いにより国保税との格差はあるかもしれませんが、整合性が図れるよう見直しを進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 開議して1時間になりますので、暫時休憩をします。11時10分から再開いたします。

~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

2番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、1点目に近鉄弥富駅へのエレベーター設置について質問をいたします。

私ども市の近鉄弥富駅は近代的に改築をされ、一層明るく広いスペースで利用もしやすく、乗降人口も年々増加しているかと思いますが、平成12年施行の交通バリアフリー法により、高齢者や体の不自由な人たち、また妊婦さんなどが安心して通行や移動ができるために、弥富駅にエレベーターの設置が必要であるということで、これまで再三にわたり要望や質問をさせていただきました。これまでの御回答は、特急や急行の停車駅での利用者の多いところを優先しているから設置は困難であるという御答弁もございました。しかし、近鉄富吉駅において整備されることが決まったということをお聞きしたのですが、利用者において比較しますと弥富駅の約50%程度であり、今までの御回答での優先順位からいえば矛盾しているかと思いますが、いかがでしょうか。

また、昨年の議会の質問の折には、弥富駅の場合、南北に外部からの2基とプラットホームへの2基とで合わせて4基の設置事業費は概算で2億円というかなりの予算が必要になるということでしたが、交通バリアフリー法の財政支援措置が平成22年度までになっているところから、今の機会を逃すと当分エレベーター設置については困難になるかと思われまので、いま一度どのようなお考えなのか、市長にお答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答えを申し上げます。

近鉄弥富駅のエレベーター設置につきましては以前にも御質問をいただいておりますが、そのときの答弁といたしましては、私どもも急行のとまる駅ということが、事業主が近鉄さんでございますので、そういったような答弁もさせていただいております。それも事実でございますが御承知おきいただきたいと思いますが、富吉駅が私どもの乗降客の2分の1にもかかわらず、バリアフリー化という形で進められているのではないかとございまして。そういったことも私どもとしては承知しております。

そして、私ども弥富駅ということについてお話をさせていただいておりますけれども、国の財政支援がいただけるのが平成22年12月をもって終わるものですから、来年度及び22年度においては特に駆け込み型の要望なんかも出てくるのではないかとこのように思っております。そういった中で私どもがあらゆるネットというものをお願いしながら今現在進め

させていただいておるのは、何とか近鉄弥富駅においてもエレベーター設置をお願いしていきたいと、近鉄のOBの方のお力添えをいただきながら進めさせていただいております。そういった中では先ほどの負担割合もでございます。あるいは、経費全体の問題もでございますけれども、少し訂正をさせていただきたいわけでございますけれども、4基で今の私どもの概算といたしましては3億、1基7,500万というふうに聞いております。事業費としては3億かかるということでございます。そして、その負担割合というのは3分の1ずつという形でございます。3基であれば近鉄が3分の1、国が3分の1、そして弥富市が3分の1の負担割合になるわけでございます。そうした中において、4基というあとの1基目につきましては市で負担をしていかなざるを得ないという状況でございますので、採択をいただければ市の負担というのは1億5,000万という形になるわけでございます。しかし、いずれにいたしましても、さまざまな要因もございまして、この問題については進めていこうというふうに決意しております。そうした中で、国の方から事業採択がいただけるように今後一生懸命努めさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 今、予算に関しての負担割合とかをお聞かせいただきました。

それでは、国から採択をされた場合に、整備が始まって設置までの計画はどのように進められる予定なのか、スケジュール的に大まかで結構ですでお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 市長。

市長（服部彰文君） いずれにいたしましても、今後の考え方でございますけれども、先ほどから再三申し上げておりますように、私どもがいろんな中でお願いを申し上げ、国の採択をいただけるような形で進めていくということでございます。そういった形においては必要のある予算措置をしていかなきゃいかんというふうに思っております。何とか早い時期に事業主である近鉄さんを含めまして、さらにかけ合いをさせていただきながら採択を得たいというふうに思っております。そうした場合においては、来年度予算組みをし、事業計画につけていくということでございます。平成21年度に採択がいただければ交渉させていただきたいというふうに、これから近鉄さんと協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。市の方からも御努力いただいて、何度か要請をしていただいたということでございます。そして、また国から採択を受けられるようにということで御答弁もございましたけれども、市長、ずばり採択される見通しはございますでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

皆さんのお力添えをいただきながらベストを尽くしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それからもう1点、近鉄駅に関連して質問をさせていただきたいんですけれども、交通バリアフリー法の趣旨から、弥富駅もこのように前向きに努力をしていただいております。もう一つは、近鉄佐古木駅の利用者の方々からは、階段の上りおりに大変不自由を感じるということで、ぜひともエスカレーターを設置していただきたいという要望が多く聞かれるんですけれども、この点についての市のお考えはいかがでしょうか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもとしては近鉄さんをお願いすることばかりになるわけですが、まず第一に、大変申しわけございませんけれども、弥富駅にエレベーターの設置をお願いしていくということを優先的に考えていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいいたします。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございました。高齢社会と言われる中で多くの高齢者や障害者の方々にとって移動の連続性を確保することが何よりも大切であると思います。みんなが安心して利用できる駅として、この機会に国から採択をされ、実現ができますように強くお願いを申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目に住民へのメール配信実施についてでございますが、不審者情報などのメール配信事業は、昨年4月から登録された小・中学校の保護者の皆さんを対象に行われています。不審者などの緊急情報のほかにも気象条件などの諸事情による行事や日程の変更なども一斉送信をしていただけるということで、保護者の皆さんに大変喜ばれ、本当に助かっていますなどという声が多く聞かれますが、現時点の登録利用者の比率はどれくらいでしょうか。また、いろいろな理由で登録されていない方への情報通知の仕方はどのようにされているのでしょうか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 御質問にお答えさせていただきます。

現在、市内全小・中学校で行っています保護者へのメール配信システムは、保護者が学校へ登録していただき、不審者情報や緊急連絡のほか、学校行事の変更等で活用しております。登録者数は、平成20年度は5月現在で約80%でございます。登録率は、最も高い学校で96%、最も低い学校で61%でございます。現在、教育委員会のメール配信システムは各学校の保護者が各学校へ登録されますが、最終学年の保護者は3月末に一たん削除され、新たに新1年

生のときに4月に再登録をしていただく形態となっています。登録されていない方につきましては、メール以外の他の媒体での周知を配慮しなければならないと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 多いところでは96%ということで、ほぼ100%近く周知されているということで理解をさせていただきました。

この事業に対しましては、私もよく保護者の方々から声を聞きますように、好評を博していると思います。そこで、住民の皆さんにもこのようにメール配信で情報提供して、防犯への意識を共有し、対処していく意味でもお伺いをしたいのですが、先ごろ豊田市や、また京都の舞鶴市で女子高生が犠牲になった痛ましい事件が起こりました。その後、北名古屋市でも女子中学生が刃物で切りつけられたりと不審者による事件が後を絶たず、社会的にも大きな問題になっているのが現状です。個々に注意をすべきは当然のことながら、だれもが予期せぬこうした緊急事態への対策は市全体でも考えていかなければならないと思います。前回、この件での質問に関して研究をしていきますという御答弁だったかと思いますが、その後の研究の結果と今後住民へのメール配信の実施について、本市のお考えを伺います。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） 不審者情報などの一般市民へのメール配信についてお答えをいたします。

携帯電話へのメール配信により、リアルタイムで市民への不審者情報などを提供することにつきましては、市としましても市民を守るための情報手段の一つだと考えております。先進市の事例を参考にしながら前向きに検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 前向きに考えてくださっているということでございますけれども、そうしますと、いつから開始をされる予定でございましょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） 予算的な問題もございまして、少し時間をいただきたいと思えます。お願いします。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 少しの時間ということで、少し待っていようと思えますけれども、住民の方へもわかりやすいように周知をしていただいて、早い時期に行っていただきたいと思えます。というのは、小・中学生だけではなくて、高校生も大学生もいらっしゃいますし、地域住民が情報を共有することでやはり防犯への意識も高まると思えます。既に甚目寺町な

どは実施をされておりまして、ほかの多くの市町でも取り組まれているということお聞きしております。予算的にはちょっと難しいかもしれませんが、事業としては難しいことではないと思いますので、もう一度市長の方からも御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 最近、この地区における防犯体制でも、蟹江署を中心といたしまして私も海部南部という中で、それぞれの首長さんと定期的な会合を持っているわけでございます。そういった中で不審者情報というのがかなりあるということも聞いております。さまざまな媒体手段を通じてこういったようなものに対応していかなくやいかんというふうに思っておるわけでございますけれども、そういった形の一つといたしまして今整備計画を進めさせていただいております同報無線というのが大きな役割を果たしていくのではないかとこの20年度、前倒しして、ことしいっぱいに同報無線というものの体系を整えていきたいと思っておるわけでございます。そうした中で不審者情報等も拡声器を通じて、こういうところでこういうことがあったというようなことは非常に大きな効力を発揮するのではないかとこのように思っております。

また、不審者メールそのものにつきます経費は、先ほど検討課題という形でございますけれども、私どもの概算の予算といたしましては2億以上はかかるだろうというふうに思っておりますので、大変これは大きな事業計画になるわけでございます。そういった形で少し御理解も賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） かなりの予算がかかるということでございますけれども、やはり防犯対策の一つとして地域住民と情報を共有することは安心・安全の暮らしの上で大変重要であると思っておりますので、できることであれば一日も早い実施をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に佐藤高清議員、お願いします。

5番（佐藤高清君） 佐藤高清でございます。2点通告がしてありますので、質問をさせていただきます。

開発事業に対する方向性についての質問をさせていただきます。

本年度5月、県は産業立地基本方針案をまとめました。これは、県内に工業用用地が不足をし、県内企業が県外に生産拠点を移すケースが相次ぎ、この危機感から、開発規制が厳しい市街化調整区域内でも立地規制を緩和しようとする方策が主たるものとなっております。市町村が土地の利用計画をあらかじめ定める地区計画制度、地域振興が目的の場合においては特定業種の立地を認める制度等の活用が念頭に置かれております。弥富市が発展をし、安

定した市運営を確実なものにしていくためには、安定した税収源の確保も重要な課題になることから、優良企業への誘致を目指す際に、工業用地を確保した市独自のまちづくり計画、つまりマスタープランの中で市街化調整区域内に工業用の特別区域を設けられるようになっていくことも可能となってきました。企業側にとってみましても、現在、市街化調整区域内で新たに工業用地を設定するには、住民等の意見を聴取した上、市の地区計画を変更する手続の必要があり、進出までには1年ないし2年の時間を有することから、手続の迅速化を求める声が高まっており、複雑で煩雑な行政手続を経ずして市街化調整区域に立地ができるならば大きな魅力となっていきます。

このような県の流れにつきまして、市街化調整区域を多く抱える弥富市への影響を考えていきますと、今、自動車関連産業を中心とした県内の優良企業の事業拡大が、この優良農地である市街化調整区域まで影響を及ぼす勢いを見せ始めているのが現状であります。当然、無関係の問題ではなく、対応していかなければならない課題となっております。高速道路のインターチェンジ、そして名古屋港、また中部国際空港周辺、幹線道路沿い等、弥富市が置かれた環境は愛知県の最重要拠点エリアの環境に位置づけられており、弥富市に対して県から投げられた検討課題と言っても過言ではないと思います。弥富市にとっては早急に取り組まなければならない案件であり、さらなる弥富市の飛躍を目指す上では検討に値すると考えるものであります。

そこで、地方分権が進み、市が独自の力で独自の行政運営を行えるよう、従来の規制が緩和されていく大きな流れの中で工場用地確保のための規制緩和が実現し、行政当局の裁量と判断で市街化区域の柔軟な活用も可能となった場合や、企業等から向けられた農業委員会等における書類審議の簡素化、スピード化といった要望について、まず基本的なスタンスとしてどういった信念を基本線にして対応していく考えをお持ちか、質問させていただきます。この件は、多くの優良農地を抱える市街化調整区域に関するものであり、食料自給の不足と食料供給力の強化が国家レベルで叫ばれ、市内においても残存問題等がここ数年で何度も報道されておる現状と矛盾することとなります。矛盾する点についてはどのようにしてバランスを保っていかうと考えておられるかもお聞きしたいと思います。以上の質問をいたします。議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） それでは、先ほどの佐藤議員の御質問にお答えをしたいと思います。

佐藤議員が冒頭に申されましたように、県の方でこういった市街化調整区域内での立地規制を緩和するようなことは、皆さん御承知のように新聞紙上等で報道されております。少しでも優良企業を愛知県内にとどめ、活力ある愛知を目指すということでそういったものが打ち出されておるわけですが、今御質問にありましたように、弥富市においては道路

の状況等を見ますと非常に立地的には恵まれたところでございます。半面、先ほどございましたように、優良農地をたくさん抱えておると。また、今盛んに叫ばれております米以外の農作物の問題等にも非常にかかわってくるのだと思いますが、まず第1点の御質問でございましたように、規制緩和に向けた弥富市の方向性として、今現在、弥富市総合計画、それから都市計画のマスタープランを作成しておるわけでございますが、こういった中で流通、または産業としての土地利用計画の整合性を図るべく、本年度から農業振興地域の整備計画の見直しを2カ年で実施するよう、今関係機関と調整をしております。これは、強いて言えば先ほどの開発と農地の保全の両面を兼ね備えたものでございまして、これを早急にこの2カ年間で方向性を示していきたいというふうに思っております。

そうした中で農地の有効活用を図る観点と迅速化ということでございますが、今現在の方向としましては、今の大きな見直しについては2カ年ほど要するわけでございますが、農業委員会等への転用申請等につきましては、事前に実質何をやるかということをお聞かせ願ひ、事前に調整し、すぐ対応できるように努めておりますので、御理解をお願いしたいと思います。これについては、やはり関係機関との調整、他法令との調整ということが必要になってまいりますので、そういったことを図って少しでも迅速化を図るということで進めておりますので、御理解がいただきたいと思ひます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） 今弥富市においては田んぼに水が入り、稲が育って、この梅雨どきに元気よく稲が伸びておるわけです。そしてカエルが鳴いて、見事な景観をこの弥富市はつくり上げて、守るべき農地は守っていかなくちゃならないと思っておるわけです。しかし、県の方が一方的にマスタープランをなぶってもいいとって簡単に企業立地の案件を容認してまいりますと、起きてくるのが虫食い状態なんですよ、農地の。これはできるだけ避けるべき問題だと思ふわけでありませうけれども、この虫食い状態をなくすにはどうしたらいいかと。区画整理をして数十年たちまして、もう一度区画整理をしてほしいような気持ちになっておるわけでありませう。守るべき土地、守るべき美田といったものは開発できるところに集約して、田んぼを誘致して、そっちの方で活用したいという方が見えるなら、そうした意見を集約して、守るべき農地と開発すべき農地をできるだけお金のかからないようにまとめ上げるのにいい方法があるかないか、質問します。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） お答えいたします。

開発と農地の保全の両方、虫食いをなくすということでございますが、私どもが今検討しておるのは、まさにそういったことも含めまして、今そういった用地的なものを生み出そうとすると何が一番ベターなのか。それは、一番究極なのはやはり再圃場整備なりで、そうい

ったところでの土地の集約ということに尽きるかと思えます。これについてはいろいろな問題点もありますので、今後私どもも研究してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） 今部長の方から前向きに検討すると、いい方法があったら取り入れるというような答弁をいただきました。地方分権が進み、地方でできることは地方で行い、地方は地方の独立に最大限の努力を求められています。地方が独立していくことで国の負担が軽減され、軽減された分を他の重要部分に回すことができ、より充実した社会を築こうと国と地方は努力をしております。地方は独自で運営するだけの財力をつけることでなく、独自の力で判断できる能力を身につけることが必要となりました。しかし、末端である市の現状は大変厳しいものであって、国・県に頼らざるを得ないことも多々あります。また、国・県の後ろ盾があることで安心が得られることもあるはずですが。地方分権の観点からの視点だけでなく、農業、環境といった守るべきものを守り、守るための最大限の努力を約束していただくことを切にお願いして質問を終わります。

続きまして、通告の第2点目であります。弥富市消防団における運営費の格差についての質問をいたします。

現在、弥富市消防団は20の分団で編成されております。その活動に対する運営費は、市と各自治会からの助成金が大半となっておりますのが現状であります。市からの助成金の額は一律となっておりますが、各自治会からの助成金を調べてみますとかなりの差が発生しております。適正額に対する認識が各自治会の間で統一がないように感じられます。そこで、課長にお尋ねします。各分団での予算額を御答弁願います。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えします。

地区からの各分団への助成金については把握はしております。大体平均で65万円ぐらいということでございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） 平均で60万円ということは、私の調べたところによりますと、15万円前後から150万円前後までの1けた違った予算がついております。一つの家庭当たりの負担額から見ますと、1軒当たり500円前後の地区から4,000円前後の地区までであるのが現状であります。旧弥富町と旧十四山村との違い、また分団が管轄する区域の家庭数の差や自治会等で決められた負担額の差から、このような差が発生しておるわけでありまして。それぞれ20ある分団で、その職務や所属する分団の人数、訓練内容や訓練回数といったものに決定的な差があるわけではなく、また自主防災組織が立ち上がっている自治会とそうでない自治会、消火栓

等の管理をする自治会と消防団でするといった細かい差はあったにせよ、消防各分団の活動に100万円もの差は見当たらないと私自身は思っております。そもそも各分団の活動内容に費用として100万円もの差が必要となるほど違いがあるならば、そちらの方も改善すべき課題ではないかと思いますが、課長にその点をお聞きいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 各自治会からの助成金につきましては、現在に至るまで市側が介入したことはございませんし、今後も同様でございます。区長会とか区長間で話し合いをしていただき、調整していただくことについては問題ないと考えます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） 課長の方から問題ないということでありますけれども、問題があるから質問しておるわけございまして、消防団におきましては人員確保等さまざまな問題があるから、分団の統廃合、再編成を見据えて弥富市消防団は大きな転換期を迎えつつあります。格差の改善もしなければならぬ状況となっておりますのではないのでしょうか。以上の点を踏まえて、もう一つ質問をさせていただきます。地域間にある消防団助成金の格差についてどのように調整をしていくお考えですか、課長に質問します。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 当然、分団の統廃合も含めまして、地域の区長さん方に相談をさせていただき進めてまいりたいというふうに思っております。

それで、合併協でも話がありましたとおり、3年をめどに調整するということになっていきますので、これも踏まえて進めてまいりたいと思っています。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） 消防団の統廃合、再編は消防団の課題であり、一番心配されるのは、各自治会がお金を出したからそれに理解をしておると。また、自治会がお金を出していないからその消防団に理解をしていないと、こういった差別的な目で格差ができたということが非常に残念でなりません。お金を出さず量が理解を示す度合いであって、これを長く続けることによって歴史が生まれ、地域性が生まれ、その地区の人間性すらうかがわれるような問題になっては大変なことと思います。消防団の再編に向かって、区長さんを初め各自治会の代表者の方々と話し合い、そういった機会を設けて弥富市消防団の20の分団を統廃合していただきますよう、よろしく願いして質問を終わります。以上です。

議長（黒宮喜四美君） ここで、お昼も近くなりましたので暫時休憩をします。再開は午後1時といたします。

~~~~~

午前11時46分 休憩

午後0時58分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 安井でございます。私は、通告順に従いまして2件の問題について質問をさせていただきます。

まず一つ目、後期高齢者医療制度と医療改革についてでございます。

まず、新しい制度の導入と市民への影響についてお尋ねをいたします。

4月1日からこの制度が始まりまして、15日には後期高齢者保険料、65歳から74歳までの国保税が年金から天引きされました。ちょうどあす13日には2回目の天引きが行われます。担当課の皆さんは、住民からの問い合わせや抗議の電話や窓口での対応など随分御苦労されたと思います。職員の皆さんの御苦労に対して心から敬意を表したいと思います。

まず第1の質問です。新しい制度になって、医療保険の加入者はどのようになっていますでしょうか。新制度の対象者は75歳以上が何名で、そのうち社会保険の被扶養者であった方と、それから国保から移行された方、65歳から74歳までの障害者で後期高齢者医療保険制度に加わった方、この点についてお答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、安井議員の御質問にお答えさせていただきます。

新制度の対象者につきましては3,602名でございます。75歳以上の方につきましては3,342名ということで、そのうち社会保険からの被扶養者の方、本人さんも含めますが755名と、それから国保につきましては2,597名、それから65歳から74歳までの方については250名ということになっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次に、お尋ねいたします。

新制度になって保険料の負担は以前と比べてどのように変わりましたでしょうか。厚生労働省の保険料推計調査では、舛添厚生労働相は保険料は七、八割の人が下がる。低所得者ほど負担減となり、高所得者ほど重くなるとの説明がされておりました。しかし、事実と違っておりました。全国で低所得者世帯ほど負担増になった割合が高いということが明らかになってまいりました。全国で75歳以上の1,300万人が加入するこの制度、保険料推計調査は実態をきちんと反映したものでないことが明らかになっております。

その根拠は3点ございます。子供などが扶養で新たに保険料負担がふえる方、約300万人をこの調査の対象から除外していること。それから、資産がない世帯も資産があることを前提にしている調査であるため、土地や家屋のない高齢者の国保税が実際よりも高く見積もられ、

保険料は下がると試算されております。しかし、実際は負担増になる世帯が4割近くにふえると言われております、この対象者の方で。それから三つ目は、最も負担増の幅が大きいと言われる75歳以上の夫婦と子供が同居の方、約200万人を調査の対象から除外していること、この3点などの問題がございます。厚労省の意図的な方法によるものであり、実態を反映したものになっていないと言われております。以上のことから考えますと、後期高齢者の相当部分が負担増になると思われれます。弥富市の場合、住民への影響、保険料負担についてどのように判断されていますでしょうか。介護保険料の負担も大変重いものになっております。介護保険料の負担もあわせますと、平成11年、介護保険が導入される前と比べて高齢者の負担の伸び率はどのようになっていますでしょうか。この2点について、ある一定のひな形を上げて御説明をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えいたします。

保険料の負担につきましては、一概に保険料が下がったとか上がったとかと言えるものでもないんです。例えば単身者で所得33万円、それから固定資産税が5万円の方につきましては、保険料は国保税と比較してマイナスの2万4,700円下落しました。しかし、市独自の減免規定を設けていました福祉給付金対象者の方で、所得100万円、固定資産税が同じく5万円の方につきましては400円増加となっています。保険料につきましては、弥富市の国民健康保険の課税は資産割課税を行う4方式となっていますので、後期高齢者医療制度における低所得者層については軽減される方が多いと思います。しかし、広域連合の所得割税率が当市の税率より高いものですから、高所得者については上昇する方も見えます。対象は、約3,600名が後期高齢者医療の被保険者となっておりますのでございます。これは先ほどの御質問と同じです。

それから、介護分を含む伸び率でございますが、11年度の介護保険発足前と比較いたしまして、単身者の所得33万円、資産割のない方で約3.75倍、それから同じ条件で障害のある単身者の方では4.81倍ということになっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 所得、年金の低い方でも上がる方もありますし、下がる方もある。そして、障害をお持ちの方については、介護保険を加えると3倍ないし4倍、5倍近い。平成11年の国保税と比べると負担が大幅に上がっている。本当に厳しい状況ではないでしょうか。

きのう、おとといと、皆さんのお宅へも社会保険庁から社会保険業務センターの差出人になっているこういう用紙が届いていると思います。それで、私も弥富市の高齢者の皆さんの実態を自分の目で、気持ちで確かめないといけないと思って、何人かの方のところをお訪ね

いたしました。あるところへ訪ねますと、縁側で御夫婦の方、御主人は90を超えていらっしゃいます。奥さんは85を超えてお見えになるんですが、ちょうどこれが届いて、これをお2人で開いておみえになりました。その方の負担はどんなものかといいますが、その方は息子さんお2人と御一緒に住んでいらっしゃいます。それで、年金は2ヵ月で9万5,000円、奥さんの年金は2ヵ月で6万5,000円です。月にしますと4万7,000円です。奥さんは3万2,500円です。こういう方の後期高齢者保険料は幾らかと実際見せてくださったものですから、個人情報もあるんですが、「見てちょう。こんなに負担が要るんだなあ。どうやってこれから暮らしていくんだらう」というお話でございました。お2人で2,000円ずつで4,000円、介護保険料はお2人とも世帯課税、本人非課税ですので7,000円掛ける2の1万4,000円です、お2人で2ヵ月で。それで、後期高齢者の保険料は二月で2,000円だから、月1人1,000円というのは安いんじゃないかと思われる方もあるかと思いますが、この方たちの年金、2人合わせても10万ちょっとですよ。だから、生活保護基準以下なんですよ。そういう方が1割ないし14%、少ない年金から払っていくのは本当に大変なことだと思います。「本当にこれからえらい世の中になってきた。何とか頑張ってちょうよ。わしら年寄りのために本当に頑張るね」というふうに言ってくださいました。あの方もお訪ねしております。「後期高齢者医療制度、75歳でも本当に死んでしまえというようなやり方は許せんね」、どこのおうちでも非常に怒りをあらわにしておみえになりました。

次に移ります。

今回保険料が仮に下がった人でも、保険料は2年ごとに見直しがされ、連続的に値上げされていきます。75歳以上の人口がふえ、そして医療技術の進歩などで1人当たりの医療給付費がふえますと、保険料は自動的に引き上がっていく仕組みになっております。2025年、団塊の世代の方が後期高齢者になられるときは、保険料は政府試算の保険料額で約2倍以上に引き上がるのではないかとというように新聞等で報道されております。このような認識に間違いはないでしょうか。年金は下がっていくし物価はどんどん上がる。仕事にはつけない。年をとって、もう仕事はできない。こういう高齢者にこのような過酷な負担を強いるやり方に怒りが広がるのは当然ではないでしょうか。この点についていかがお考えでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、お答えいたします。

今、安井議員の言われたのは、今の状況が続けば2025年には2倍になるのではないかとというような御質問だと思いますが、保険料が2倍以上になるということについてはちょっと私にもわかりませんが、少なくともそういった状況になる前にある程度の制度の改正といったものが行われることを期待したいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次に移ります。次は健診事業についてでございます。後期高齢者の健診事業の現状と今後の市の対応についてお尋ねをいたします。

まず一つ目、市町村の基本健診は40歳以上の住民はすべて今まで対象でありましたが、ことし4月からは40歳から74歳は各保険者による特定健診・保健指導に変わり、75歳以上の健診は努力義務とされました。弥富市の場合はどのように変わりましたでしょうか。そして、今後の対応についてお尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 後期高齢者の健診につきましては、特定健診というものではなく後期高齢者健診ということになります。広域連合により各市町村にこの健診事業は委託されるものであります。それで、今年度から各市町村で始まりました。現在の健診については、既に生活習慣病の治療や投薬を受けていない方を対象として、国民健康保険の特定健康診査と同様の健康診査内容で行うことにしております。今後については、この結果をもとに広域連合で検討され、次の年の事業に反映されようかと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私の知るところによりますと、健診事業につきましては、74歳から下の方につきましてはメタボリックシンドロームなど、あとの保健指導が入っていると思うんですが、75歳以上の方について保健指導は行いません。このようになっていると思います。

それから、次の問題に移ります。

全国で、また愛知県の市町村でも75歳以上を人間ドックの助成対象から外すところが続出してあります。弥富市の現状と今後の方針について御説明ください。お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 弥富市の人間ドックにつきましては、従来から健康推進課の方で行っております。本来、国保の方でやっておりませんものですから、今年度につきましても、後期高齢者の被保険者になられた方につきましても従来同様、今度は名前を変えて総合がん検診という、従来の人間ドックと同じような感じですが、そのような形で行うことになりました。定員は550名でございますが、既に定員を満たしております。やはり高齢者の方への健診事業というものは今後も続けていくべきかなあと考えております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次の問題に移ります。

65歳から74歳の障害者の方に対して、県は後期高齢者医療制度への加入を障害者医療費助成継続の条件にいたしました。こういう決定をしたのは1道9県でございます。ほかの県とか府につきましては選択制をとっております。弥富市の対象者は先ほどの御説明で250人と言

われましたが、負担増と差別医療が押しつけられることになってまいります。県はなぜ選択制をとらなかったのか。障害をお持ちの65歳から74歳までの方は、すべて後期高齢者医療制度に加入しなければならない。どうしてこのようなことになったのか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 65歳から75歳までの障害者の方につきましては、制度創設時点で250名程度見えました。この方々はすべて後期高齢者医療制度に加入されました。これは、後期高齢者医療制度に加入しないと障害者医療制度の対象から除外され、医療費の自己負担が発生することとなるため、後期高齢者医療制度に加入することを選択されたものと考えています。

議員からの御質問の、愛知県が後期高齢者医療制度へ加入されない方を障害者医療の対象から除外したと。これはなぜかということでしたが、新しい制度への速やかな移行をするための施策だったと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私が考えますには、老人保健制度というのは今まで70歳以上の方、またその後は75歳以上の方が老人保健制度に入っていたわけですが、健康保険とか国民健康保険に入ったままで1割負担で医療の給付を今までは受けられたのでございますが、後期高齢者と別建ての保険であるために、保険料負担や差別的な医療、医療の中身を制限したりすることが障害者の方へも及んでまいります。65歳から70歳までの方は3割負担の国民健康保険を選択いたしますと県の支出金がふえるということになります。だから愛知県の場合は、全国で北海道と愛知県、ほかに8県ですが、こういう選択をしたのではないかと。私はこういうふうに判断しますがいかがでしょうか、もう一度お答えください。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） もともと65歳から75歳までの障害者の方につきましては3割給付でございます。老人保健に入った段階でこの方々の負担は1割になりますので、その内容というのは、若い65歳以上の方であろうと、後期高齢に入ろうと、その負担は変わるものではありません。1割は1割、3割は3割でございます。ですから、特にそれがあからといて県の負担が重くなるとか、そういったものはないと思います。ただ、後期高齢者医療にその方が加入すれば県の負担は少なくて済むということにはなります。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 障害をお持ちの方で負担が重くなったという方もお見えになります。だから、愛知県の場合もほかの都府県と同じように選択制をとれるように、ぜひ県の方へ要望をしていただきたいと思います。要望しておきます。

次の問題に移ります。保険料未納者への資格証明書の発行についてでございます。

国保の加入者で70歳以上の保険料未納者に対して、保険証の取り上げは今までは行われませんでした。しかし、後期高齢者医療制度では、広域連合は1年以上の保険料滞納者に対して保険証を取り上げて資格証明書を発行するという過酷な仕組みが導入されました。高齢者医療確保法54条では、保険料を滞納したとしても、災害、その他特別事情があると認められる場合は資格証明書の対象外にするように規定しておりますし、また衆議院厚生労働委員会でも機械的に発行するものではないという答弁がなされております。市では、生活困窮する後期高齢者が保険証まで取り上げられるという悲惨な事態にならないように、高齢者の立場に立った対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 保険料の未納者の方への資格証明の発行についてでございますが、本年度においては広域連合の方で各市町村職員の代表者による実務者部会が月に1から2回の割合で開催されます。それで、実務者部会によって検討を進められることになっております。国によりますと、資格証明の発行については、よほどの悪質な被保険者に対して行っていくというような見解が出されておりますので、その考え方に沿って検討が進められていこうかと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ぜひ悲惨な事態が起こらないように、高齢者の立場に立った対応、保険証の取り上げは行わないように、広域連合の方にも働きかけをしていただきたいと思います。

次に移ります。

「こんなに保険料を取られたら生活がやっていけない。長生きすることは罪なのですか」、新医療制度に日本列島を揺るがすような怒りの声が巻き起こっています。保険料は年金から天引きされ、払えない高齢者から保険証を取り上げることもする。健診や外来、入院、終末期の医療まで、あらゆる段階で安上がりの医療で差別する。この間、老年者控除の廃止で増税になったり、また介護保険制度も悪くなる。年金は毎年減らされてまいりました。高齢者をどこまでいじめるのですか。戦禍をくぐり抜け、戦後の大変な時代に苦労を重ねてきた人たちにひどい仕打ちをする。いつから日本はこんな冷たい社会になったのか。こんなやり方に怒りと不安の声が巻き起こるのは当然ではないでしょうか。国民の大きな批判のもとに、政府は説明不足だったとか見直しなどもっております。しかし、現代版のうば捨て山と言われる、この血も涙もないような制度を一部の見直しで解決できるものではないと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

新しい制度の根本理念に批判が集まっております。皆さんも御存じのように、自民党内でも堀内光雄元総務会長は、うば捨て山だと怒っております。中曽根元首相は、名前が機械的

で冷たい。至急もとに戻して考え直す必要があると。6月5日の「週刊文春」で75歳以上の人の声が載っておりましたが、野中広務元官房長官、この方も80歳を超えておみえになります。収入の少ないお年寄りからさらに搾り取ろうとするなど、人間の尊厳を踏みにじています。傘寿や白寿とお祝い事が重なっていくのに、早く死ねよと言わんばかりです。このような今までの首相や官僚のお歴々が怒りの声を発しておられます。4月24日現在で全国で568の議会、全国の医師会でも新制度の中止や廃止を求める意見書が採択されております。全国的にこの制度の廃止や抜本的な見直しを求める声が大きな流れになっているのは皆さんも既に御存じだと思います。市長は、これについてどのような見解をお持ちでしょうか。あわせて、国に対してこの制度の廃止や抜本的見直しを、そしてさらに70歳から74歳の医療費窓口負担の2割引き上げを中止するよう要請していただきたいと思いますがいかがでしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答えを申し上げますけれども、その前に、今回の後期高齢者医療制度というのがさまざまな論議が現在も進められているということは皆さん御承知のとおりでございます。この制度の基本的な理念というのをもう一度確認しておきたいわけでございますが、いわゆる少子・高齢化がますます進む時代において今後の高齢者の医療をどうしていこうかということに対して一定のさまざまな御理解をいただく中で、国民全体で公平に支えていこうということが私は基本理念ではないかなあというふうに思うわけでございます。そうした中で、運用においては75歳でなぜ切るんだとか、あるいは年金からの天引き以外にも方法はないのかとか、保険料の問題でございますけれども、そういうことがさまざまな形で浮き上がってきたわけでございます。私といたしましては、今国の方でさまざまな形で論議され、野党会派の皆さんにおきましては、この法を廃案するという形で手続を済まされておるわけでございます。私は、今後の対応といたしましては廃案ということではなくて、もう一度、先ほど言った基本理念に立ち返って見直しをしていくことが正しいのではないかというふうに思っております。しっかりとした見直しを含めて、制度の円滑な運用をしていくことが一つの方法ではないかと私は思っております。

今、政府の方も、一番大きな問題が、いわゆる説明不足ということもありましたけれども、保険料の低額所得者における負担増というものが浮き彫りになってきたわけでございます。これは従来の説明と違っておったということでございますので、やはり正しい方向で、費用負担の明確化ということにおいてはしっかりと検証する必要があるというふうに思っております。そういったことが見直し案の大きな柱になってくると思います。

あるいは、さらなる軽減という問題につきましては、しっかりとした検証をしていただくと同時に、私ども市行政といたしましても、保険料だとか公費というものがその中に負担

として含まれてくるわけでございますが、これは国の責任においてやっていただきたいということでございます。全額補てんをしていただくことが正しい方向ではないかというふうに思っております。

そして三つ目には、国として新たに見直しを行う場合においては、今まで十分な信頼関係がなかったというふうに思っておりますので、そういった中で理解をしていただくためには、必要な準備期間というものを設けながら対応していただきたいというふうに思うわけでございます。

いずれにいたしましても、この制度に基づくさまざまな見直しについて私も注目をしていきたいと思っておりますし、また我々としては、この制度そのものが変わりますとまた大変な費用負担になってくるわけでございます。そういったことも含めて、今後注意深く見守っていかなくちゃいかんと思っております。ひとつどうぞよろしく願います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） この制度の根幹、理念につきまして、少々の見直しでは解決できないのではないかと思います。市長も、きちんとした見解を述べていただきました。

それで、低所得者に対する保険料の負担増についてはどうしても解決が必要でないかと思えます。弥富市は、県の広域連合に対して低所得者の医療費の自己負担や保険料の減額、免除を行うようにぜひ要請をしていただきたいと思えますが、この点についてお答えをいただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 広域連合の保険料の減免制度、または負担金の減免制度でございますけれども、これは既に広域連合の制度としても行われております。ただ、減免の方法や考え方に県ごとに差がありますので、さらなる研究を進めていただきますように申し添えていきたいと思えます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 先ほど私が、所得の低い人にも負担がのしかかってくる。これは後期高齢者医療制度プラス介護保険料についてもそうでございますが、もう払えない、限界、こういう人の年金からどんどん天引きを進めていくというやり方については、ぜひ抜本的な見直しを図っていただきたいと思えます。市の方といたしましても、実態を把握して、ぜひ県広域連合に対して強く働きかけていただきたいと思えます。

次に移ります。

市の方は、国や広域連合で先ほど言いました1番、2番のことが実施されるまで、弥富市の国保実施基準で低所得者の保険料の軽減について支援することを求めたいと思えますが、

いかがでしょうか。

二つ目は、弥富市は、国保と同じような趣旨で所得の低い人の医療費の自己負担の軽減について支援していただくことを求めたいと思います。

この2点についてお答えをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、保険料の減免とか、それから医療費自己負担分の減免につきましては、保険者の責任として保険者が行う。つまり広域連合が実施するものであります。市として保険料などの減免を行うものではございません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 自治体によっては、東京だったと思いますが、市独自の減免規定をつくって行っているところもございます。所得の低い人の負担増、もうこれ以上負担できない、生きていくこともできないという実態、生の声をぜひ聞いていただきまして、机の上のことで考えるのではなく、本当に厳しい、生きていくことも困難である方、この方が安い年金から保険料を次々天引きされていくやり方、私も身につまされてしまいます。ぜひ市独自の減免制度、支援のあり方についても検討をいただきたいと思います。これは要望をしておきます。

次の問題に移ります。

新しい制度の発足によって、市職員の皆さんは仕事量の増大等で大変な加重負担になっております。今回、職員の増員や残業代の支払いはどのように対応されていますでしょうか、お答えください。お願いします。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） お答えいたします。

制度の改正によって、議員のおっしゃるように職員の仕事量は増大しました。残業については、年間残業時間の見込みの約4分の1を4月の1ヵ月で消費したことになります。現在は落ちついてまいりました。

また、市職員の増員でございますが、後期高齢者医療制度を担当する福祉医療グループに職員を1名6月から増員ということにしました。それから、国保グループに臨時職員を1名増員。これは、レセプト点検の方からお1人こちらの方に回すものでございます。それから、特定健診担当に本年度から保健師を1名4月から配置し、7月から臨時職員を1名雇用する予定であります。また、特定健康診査の担当については十四山支所内に拠点を置き、周辺施設を利用しながら市内の特定健診、それから保健指導を行っていく予定であります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君）では、次の問題に移ります。二つ目、十四山支所等、公共施設を有効活用する。東南部地区市民センターの構想についてお尋ねをいたします。

まず一つ目、東南部地区市民センター構想はどこまで具体化されていますでしょうか。ハード・ソフト面での具体的な進捗状況について伺います。次期検討委員会はいつ開かれますか。あと何回開かれる予定でしょうか、これについてお答えをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 次期検討委員会の開催についてでございますが、これにつきましては、産業会館の跡地利用について案がまとまり次第開催する予定でございます。回数でございますが、これにつきましては会議における進捗状況にもよりますが、一応3回開催できる予算を計上しております。以上でございます。

〔11番安井光子君「具体的な構想と進捗状況について」の声あり〕

総務課長（佐藤勝義君） それは、産業会館の、先ほど申しましたように跡地利用について内部検討しておりますので、それがまとまり次第、それをもって会議を開催するという予定でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私の質問のメインは、東南部地区の市民センター、支所をこういうふうに利用したいという構想がどこまで具体化されているのでしょうか。ハード・ソフト面、具体的に言いますと図書館の問題とかその他の問題、その進捗状況について具体的に伺っているのでございます。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） ただいまの質問につきましては、十四山支所の方に東部・南部地区の市民センターの機能を持たせようとする新しい活用案の中では、現在のところ、6月1日から新規事業として、先ほど保険年金課長の方からも話がありました特定健診事務の窓口を開設いたしまして、保険年金課の国保グループ所管の特定健康診査、特定保健指導の業務を行っております。

あとの問題につきましては、まだ今新しい展開はございません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、十四山支所の問題については、今言われましたように特定健診の事務等を行うということだけが具体化しているのでございますよね。あと、案としては図書館とか公民館の活用とかは具体的には出ていると思うんですが、まだソフト面で具体化されていないというふうに判断いたします。

次に、十四山保健センターの存続についてお尋ねをいたします。

保健センターを特定健診や種々のがん検診、成人保健や母子保健事業など弥富市東南部地区の健康づくりの拠点として位置づけをして積極的に活用されることを多くの住民は願っております。市民の健康づくりこそ、医療費の負担や国保税、介護保険料などを減らす原点ではないでしょうか。長期の展望を持って市民の健康づくりにしっかりと取り組むために、保健センターは残すべきではないでしょうか。効率化とか費用対効果が言われておりますが、人の命、健康はそんな物差しではかるべきではないと考えますが、この点についていかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） お答えします。

弥富市の保健事業は、弥富市保健センターを核として健康づくりのための各種事業の充実を図ってまいります。御質問の東南部地区の健康づくりの拠点につきましては、本年度より実施いたします特定健診事務を十四山支所において6月より開設したところであります。今後、この特定健診事務を円滑に運営し、地域住民の健康の窓口対応ができるよう、体制を整えていく予定であります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私が質問している問題と少しずれていると思います。特定健診を行うのは支所で行うということでございますよね。私は、保健センターにどっかりと足を置いて、そこで住民の健康と命を守っていく。せっかく立派な施設がありますし、駐車場も広いんです。これをぜひ弥富の方に一つに統合する。もう内容については私も申し上げませんが、お母さんたちが非常に込み合って苦労している。駐車場もない。立て札が立てられて、ここにとめてくださいと20人分の駐車場は立て札で示されておりますが、そんな問題で解決できることではございません。だから、二つの保健センターを存続して、本当に長期の展望に立って両方の保健センターを生かしながら保健事業を行っていく、このことについて私は御提案しているわけでございます。これがまた、十四山地区を初め近隣の地区の皆さんの要望でもございます。この点について回答をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

合併以後の健診につきましては、弥富市保健センターのみで実施してまいりました。合併前の十四山保健センターと比較しますと多少の不便をおかけするかもしれませんが、市全体で施設の有効利用を大局的に考えてみますと、特定の日の健診に利用する保健センターより、時代のニーズでもあり、毎日のように利用でき、子供たちを不審者から守ることができる、また御父兄が安心感を得られる子育て支援の拠点となる児童館、子育て支援センターに用途変更することが望ましいと判断いたしました。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私は、過去2回にわたって十四山保健センターの存続問題を一般質問で取り上げてまいりましたし、保健センターをなくさないでという住民の声をアンケートや署名、寄せ書きなどに託して、お母さんとともに市長にお届けしてまいりました。平成19年6月、乳幼児の保護者を対象にしたアンケートでは、97%の人が十四山保健センターの存続を願っております。また、19年11月、全住民対象のアンケートでは76%の人が存続を願っておりますし、20年1月から2月、存続を求める要望署名は1,100名を超えて、これも市長にお届けしております。6月、お母さんたちの寄せ書き230筆が、中にいろんな皆さんの思いが書かれてありますが、D紙2枚の大きなタペストリーを若いお母さんたちがつくられて、市の方に要請行動としてお届けいたしております。市長はごらんいただけましたでしょうか。

それで、十四山保健センターを弥富保健センターに統合することは、検討委員会での採決はとられました。検討委員会の構成員は、区長さんを初め各種団体の役員の方ばかりでございます。採決の結果は、十四山保健センターをいつも利用される人や住民の願いと余りにも隔たりがございます。保健センターについてどうするのか、住民への説明会とか意向調査も一度も行われておりません。にもかかわらず、なぜ今急いで十四山保健センターを廃止する条例案を提出されたのか。市民本位の市政運営という観点からいいますと、いましばらく時間をかけて住民説明会を開いたり、住民の意見を聞いて事を進めるべきではないかと考えますが、この点について市長はいかがお考えでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

十四山保健センターの存続につきましては、議員の方からたくさんの署名もいただきました。また、住民の皆様それぞれの御意見もいただいております。そうした中で、私どもとしては昨年からことしにかけて、十四山地区の公共施設の活用検討委員会という形で協議をさせていただいたわけでございます。そして、その中からお導きいただいたのが、今現在十四山地区にはない児童館であるとか、あるいは子育て支援センターというものに対して公共施設を有効利用していこうという声もございまして、私どもはそういう声をいただきまして行政としては判断したわけでございます。今回この保健センターにおきましては改正という形で議案を提案させていただいておりますので、御理解を賜りたいということでございます。

なお、旧弥富町の方の保健センターを活用していただくわけでございますが、利用者に対しては最大限の利便を図りながら、御不便のないようにしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番(安井光子君) 市長は、いつも市民のお役に立つ市政ということをおみえになりますし、住民の皆さんの声には耳を傾けたいと言っておみえになりました、今まで。それで、検討委員会というのは、その結果というのは意見かも知れませんが、実際に利用される住民への説明会というものが一回も行われておりません。検討委員会の結論だけで決めていくのはどうしてなのか。住民不在の市政ではないか。今まで桜小学校の問題についてもアンケートをきちんととって、住民説明会がございました。なぜ十四山の保健センターについてはそれができないのか。ほかの施設の検討について、まだ煮詰まっております。なぜ保健センターの転用、ほかの施設にすることについてはこんなに急いでいくのか、この点について御答弁を最後をお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) お答え申し上げます。

今議会に改正の一部を上程させていただき、御承認をいただきたい理由は、一定の期間を設けないと、児童館、あるいは子育て支援センターという形で変更ができないからでございます。ハード面での改装ということも含めて申し上げておるわけでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

〔11番安井光子君「住民への説明会」の声あり〕

市長(服部彰文君) 住民への説明会におきましては、確かにそういった形ではとり行っておりませんが、私どもといたしましては公共施設の検討委員会の方で十分論議をしておりますので、またこれからそういった中でほかの公共施設についても十分論議を進めていくつもりでございます。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 再開してから1時間もう経過いたしました。ここで暫時休憩をします。再開は2時10分といたします。

~~~~~

午後1時59分 休憩

午後2時08分 再開

~~~~~

議長(黒宮喜四美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に立松新治議員、お願いします。

8番(立松新治君) 8番 立松新治、通告に従い、のびのび園の運営について質問します。

現在、人口の減少、高齢化が進む中、ブラジル国籍を中心に千四百余名の外国人労働者が住んで文化の違う人々との混住の中、安心して住めるまち、地元で安心して働けるまち、高齢者を健やかに安心して暮らせるまち、そしてこれからの弥富を支えてくれる子育て支援対策が有効に施行され、子育てに喜びを感じられるまち、そんな弥富を目指していただくため

に、母子通園施設ののびのび園の開園してからの利用者数の推移はどうなっていますか、お聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） のびのび園について御答弁申し上げます。

母子通園施設であるのびのび園は、心身の発達のおくれ、またはそれのおそれのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行うため開設したものでございます。平成17年4月1日に開設いたしまして、入所者3名で始めました。平成17年度末には入所者が10名となり、平成18年度は月平均15名の利用、平成19年度は月平均13名の利用となっています。平成20年度は保育所への移行ステップを踏まえ、現在の入所者は5名となっています。のびのび園では定期的に言語聴覚士、臨床心理士、理学療法士の専門の方による療育を実施しております。また、のびのび園は前二葉保育所で実施しており、利用に際しては保護者と児童が一緒に利用し、福祉バスの利用もしていただけるように配慮をしています。また、保育所と連携をとり、交流を深めております。今後も関係機関と連携を密にし、適切な運営に努めてまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 当地域では医療費無料化制度も有効に機能していると思われ、弥富市の好感度も向上していますが、今お聞きしますと利用者が減少の中、いろいろな原因が思い当たると思いますが、のびのび園の理解はうまく周知されているのか。園の位置、通園そして交通の便、保育所との相互通所、それから保育所との併設など、保育士さん方も手探りの中、社会へ自立できるよう懸命に保育をされていると思われませんが、今後どのような方針でのびのび園の運営を行っていくか、再度お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたが、定期的に言語聴覚士、臨床心理士、理学療法士等、専門の方に療育を見ていただくようにしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 相互通所ですが、1ヵ所にしか籍を置けないというようなこととっていますが、状態のいいときに交流じゃなくて、それぞれ自分のいい方へ行けるような形はとれないか。また、そういう関連の中、少し併設も考えていただいたらどうかなあとと思いますが、その辺の考え方もひとつお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） のびのび園ですが、保育所との相互通所とか併設ということもありますが、例えば保育所でも、そういった障害の子も先ほど部長が言いましたように移行ス

テップを踏んで保育所に行っておるわけですが、もう保育所へ入ってしまったからといって、それでいいということではございませんので、そういったお子さんがまたのびのび園で療育も受けたいということであれば、そういったことで交流はさせていただいております。2カ所に籍を置くということは今のところ認められておりませんが、今後の課題となるというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 相互通所も今後の課題とするというようなことで、利用者との意思の疎通を図って、また保育士さんとの意思の疎通も図り、より有効な方法で進めていただきたいと思います。

また、蟹江町にありますアイリスという施設は飽和状態とお聞きしましたが、今後は弥富市においても特別支援教育をより考えていかなければいけないと思われませんが、いろいろな障害による児童・生徒さんは1.6%、発達障害による児童・生徒さんは普通教室内に6.3%と県教育委員会が把握されておりますが、その内訳について少し話をさせていただきます。

その内訳としては3点、LD、ADHD、そして高機能自閉症の3種の合計が6.3%普通教室に同席をされているということですが、まずLDについて少し。

学習障害のことで、全般的には知的発達におくれはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの障害があると推定されます。

次にADHD。注意欠陥他動性障害と言われ、周囲の環境に応じて自分自身をコントロールできにくく、日常生活の中で困難に直面してしまう場面が多い。その原因として、脳内伝達物質のドーパミン代謝の異常を疑われる障害である。

また3点目、高機能自閉症（アスペルガー症候群）。对人的相互反応における知的な障害で、行動、興味及び活動の限定、反復的で常套的であるが、その他、対人関係以外は著しいおくれがないと思われる。

以上の発達障害が6.3%普通教室内にいると思われませんが、その問題において自宅待機児童も含め解消に努めると方針にあるが、どのように解消に努めていくのか、お聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、特別支援教育につきましては、現在1校を除いたすべての学校で特別支援学級が設置されております。現在、市全体で16学級、59人の児童・生徒が在籍しています。御指摘のように特別支援学級以外に普通学級に在籍し、支援が必要な児童・生徒に対しての支援につきましては通級学級といった制度がございます。この制度は、市教育委員会から県の教育委員会へ申請し、設置されるものです。19年度、県の教育委員会

へ申請をいたしましたでしたが認められませんでした。したがって、現在弥富市には通級学級制度は未設置の状態ですが、今後につきましても設置に向けて県の教育委員会に要望していきたいと思っています。

学校へ登校することが困難な不登校の児童につきましては、各学校で家庭訪問などを行って対応しております。また、蟹江町にあります適応指導教室アイリスへは現在弥富市の中学生が3名通っております。将来的に弥富市でもアイリスのような不登校児童に対応できる適応指導教室を市内で設置していきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 早いところ設置の方をお願いしていきたいと。市が町の方をお願いしているというより、市の方が受けて立つという方がいいんじゃないかと思います。

また、5月25日の中日新聞に、日間賀島でふれあい体験、NPO法人日本ドルフィンセラピー協会が発達障害のある人たちの支援を目指すイルカ介在療法プログラムを実施し、活動に協力するNPO法人アスペ・エルデの会のメンバーは、発達障害を持つ児童とのふれあい体験を緊張緩和に生かすように行動されていると報道されているように、社会の理解も広く求められている現在、よりよい方法で協議していただき、早期実現をお願いして、子育て支援に喜びを感じられる社会づくりのために、より一層努力をお願いして次の質問に移ります。

ケーブルテレビの進捗状況についてお聞きします。

現在、インターネットの接続が極めて悪い地域、新しい弥富中学校、そして我が東末広地区とっていますが、弥富中学校には特別にN T Tのケーブルが引き込まれ、ケーブルテレビの整備が平成21年4月の完成とされていると思いますが、南部地区では一日も早く実現することを強く望んでおります。緊急情報、福祉情報、地域情報の提供を通じて情報通信の均衡のある発展を図る事業と思われませんが、今はどうなっているのか。計画どおり進んでいると思っておりますが、進捗状況を担当課長よりお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） それでは、お答え申し上げます。

ケーブルテレビ（CATV）の進捗状況ですが、当初の計画は、国の地域情報通信基盤整備推進交付金の採択をいただき、弥富市全域を平成20年度事業として整備をする予定をいたしておりましたが、御案内のとおり、北部地域については西尾張シーエーティーヴィ株式会社（クローバーテレビ）の要望によりまして、北部地域に係る事業費をクローバーテレビが全額負担し、平成19年度に前倒しをして整備が行われました。南部地域につきましては、国の交付金が採択され次第、事業化を進めることとしていましたので、昨年11月に平成20年度交付金事業の申請をいたしました。残念ながら国の平成20年度当初の交付金採択はいただけませんでした。しかし、2次採択、3次採択の可能性はありますので、その都度、交付金

事業の申請をする予定をしております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 交付がされないと。2次、3次において希望を持っていくというような中で、本当にうちの方ではネットも使えない状態で、皆さん待ち焦がれております。そんな中で裏切られたような思いがあると思います。そんなときに市の自主財源を使っても進めさせていただきたいんですが、市長の考え方をお聞きしたいです。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 立松議員にお答え申し上げる前に、先ほど平成20年度の北部地域における説明を課長の方からさせていただきましたけれども、5月20日現在におきまして北部地域における加入者の数は、対象世帯が1万1,400世帯のうち3,945世帯でお申し込みをいただいております。加入率は34.5%ぐらいの状況でございます。引き続き加入申し込みをお願いしていきたいというふうに思っております。この件に関しましては地区の役員さんに大変なお骨折りをいただいたということに対して、この場をかりまして感謝申し上げます次第でございます。

南部地域のケーブルテレビの整備でございますが、先ほど課長が申したとおりでございます。何とか国の事業採択をいただきたいということで努力をしておるわけでございます。今度2次採択、3次採択という形でございます。この2次採択の決定が10月の上旬でございますので、私も、つい先週、国の方へお願いを申し上げに総務省に行ってきたわけでございます。何とか我々の地域における特殊事情をかんがみいただきながら、御採択いただくよというということで国会議員をお願いをしましてまいりました。大きな事業費でございます。今この南部地域における事業費は、私どもの設定では総額6億3,800万ぐらいになるかと思っております。事業主であるクローバーテレビさんが負担金の2分の1を持っていただく。そして、弥富市の負担が4分の1の1億6,000万、そして国の方からの交付金で4分の1、これも1億6,000万という形で南部地域の事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

2次採択、3次採択で決定ができなかったら自主財源を使えということでございますが、私どもといたしましては北部地域と南部地域の地域格差が生まれてはいけないと思っております。そうした観点に立って判断をしましてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 裏切らないように前向きに対応していただくというような思いをいただきました。

また、同報無線も南部地区で供用されるわけですが、その利用方法について今どう進められているのか、また市民の人々の話し合いの上、いろんな利用をお願いしておき、質問を終

わかります。

議長（黒宮喜四美君） 次に伊藤正信議員。

14番（伊藤正信君） 私は、通告に従いまして4点ほど質問をいたします。

質問の前に少し市長に確認をしたいと思います。

私どもの議会というのは、お互いに議員は議員としての立場、行政は行政としての執行の立場、それぞれの議論を加えております。私たち議員は、少なくとも予算だとか施策、方針についての議論をさせていただいておるつもりでございます。そのことが議員の役割だと思っています。

それで、私の最初の課題であります生涯教育と社会教育に対する取り組みについてという課題であります。各施設の物品管理と利用実態についてという質問でございます。それをなぜ申し上げるかということは、12月の議会で、実は1件の物品の課題だと思っておりますが、カラオケの問題、施設の問題で答弁を願って、早急に対応をしたいというお話をいただきました。物品、部品は、予算を立てるときに款と節という項目がございます。款と節は、国の財政上、いわゆる方針の中にきちっとした、税を使う立場から予算化される課題であります。答弁をいただくときに、一例でありますけど、早急に対応したいというお話をいただきました。それで私は、対応の仕方は、あと個々の担当部局、課との話だということでそれぞれ受けとめてまいりました。そのときに早急に対応したいというお話でした。それで、施設のカラオケ、平成8年につくられた施設を、例えばCDの補充とか備品の対応でありますから、当然その機器が幾らの財産だったのかということです。そのときに対応していただくということで、議会で私自身は質問しなかった。しかしながらそれ以降、早急に対応したいという話と同時に、12月から5月になっても対応がされていない。議会は、少なくとも備品であれば次年度予算、補正予算でこれは議論をされていく。当然市側の回答があってしかるべきだというふうに思っていました。ですから、5月になって対応されないということは、これは備品であろうと。その間、担当部局は通信カラオケですかと、こういう話でした。通信カラオケなら翌年度それぞれやむを得ないだろうと。しかし、CD、レコードが常時、平成8年からそのままであったと。これは備品です。消耗品だと私は思っています。だとするならば、管理課長、責任者が早急に対応できる財産管理だというふうに私は理解をしていますが、私の考え方に間違いがあるかお答えをいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） さきの答弁で伊藤議員の方からそういった御質問をいただいたことはもちろんでございます。そういった中で、それぞれの担当部局の方で検討という形で進めさせていただいておるわけでございます。伊藤議員のお考えにつきましては間違いではございませんので、私どもとして管理の進め方、あるいは利用される当事者との話し合いのところ

に少し不備があったかもしれませんが、その辺についてはおわびを申し上げていきたいと思っています。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 今市長の方から答弁いただきました。私は、あえて市長に陳謝だとか、おわびをしていただくつもりではございません。議員は議員としての検証と方向性を議論する場であるということのを再認識したかったわけであります。

それで、実際に12月から今日まで放置をされてきた。ある場所において、そのカラオケについて利用グループが6グループか7グループあるようです。どんな説明がされてきたかという、4月、5月になってからCDの補充だと、こうおっしゃるわけですね。補充ならば12月からしてほしかった。平成8年から一切何にもやられていなかった。消耗品ですから、時代の流れに音楽も変わっていく。そういう関係でいけば、管理については十分行政側として、部品、需要品の管理ということ。これは管理課、各課が施設管理と同時に消耗品、備品管理をするのが基本の行政の運営のあり方であります。今確認いたしましたから、くどく申しません。

そこで、私が残念だったのは、教育長、あなたは5月22日に備品台帳はないとおっしゃいました。本当はないんですか、教育長、お答えください。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（大木博雄君） 備品台帳はございますが、議員が言われたのは管理台帳と言われましたので、私は備品台帳はありますが管理台帳はございませんと、こう申し上げたのであります。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 教育長、備品台帳、管理台帳はないとおっしゃいますが……。

教育長（大木博雄君） いや、備品台帳はあります。

14番（伊藤正信君） 備品台帳は管理台帳じゃないんですか。それは言葉のやりとりで字句の違いなら、それは私の考え方で、いわゆる中身についておわび申し上げますが、しかしながら一番肝心なことは、財産管理をするというのは管財課でもって、それぞれ備品の、私もここに持っています、規則第9号というやつを。たとえその言葉が違ったとしても、白鳥の備品台帳には平成8年に購入したというのがあるわけですよ。ただ、私が管理台帳と、その間違いがあったならあったで、それは私の言葉違いでしょう。しかしながら、少なくとも備品を、税金を使わせていただいて市民の皆さんとともに共有をしていくことなんですよ。しかも、それは1年に1回、3万円以上の品物は各課でもって点検をすることになっているんですよ、規則は。それもありませんというお言葉でした。だから、いわゆる用語の間違いがあったことは私の間違いでしょう。しかしながら、もっと大切なことは12月から5月22日

まで放置されたこと。さらに、その間において各担当者は新しいものを導入しようというお話をいただいて、その利用者のグループにはその報告をしてきたこと。そして、4月、5月になって、その利用者に御説明なされたこと。まさにそういう点においての一定の流れの経過だけはきちっと申し上げておきたいと思います。

私は、ここで意見を具申しておるつもりはございません。しかしながら、利用される市民の皆さん方は、少なくとも備品を利用する立場において、例えばマニュアルすらないわけですよ。あるグループは、CDを持ち込んで帰っていく。あるグループは、平成8年からそのままのものしか利用できない。だから、市の備品を活用する場合には、少なくとも機種種のそれぞれにあって、利用させていただく皆さん方に、持ち込みはこれはいいですよ、これは持ち込みではいけませんよ、市として財産的に買うことができなかつたら持ち込んでもらって結構ですよとか、そういうマニュアルが必要ではないかと私は今この問題について提言を申し上げたいと思います。すべて文化とか教育それぞれの中で活用される分のマニュアルづくりをしっかりとやっていただきたい。そして、そのときに言われたこと、350万もかかった機械だから使えるうちは使ってもらわな困ると。私も、そのことは間違いありません。ただ、備品というのは消耗の限度、それぞれの中身ということにも承知をしています。それで、今回のこの質問になるわけですけれども、そういうことがありまして、今、物品についての質問をいたしましたのは、そういう点においての今後の取り組み方について、一つはマニュアル化をお願いしたいということでもあります。

さらに、生涯教育と社会教育の関係でありますけれども、私、資料館へ見学に二、三度、合併してから行っています。それで、テープが流れているのが、弥富町という「町」にまだなっているんですね、弥富市でなくて。それを幾らお金がかかるんだと。修正し、設備をすると1,000万だそうです。1,000万とか200万だとか、2ヵ所ほどあります。実際に、もう合併をして何年かたつわけですね。弥富市の計画と合併をしたときの基本的な考え方は、文化、教育、弥富市の財産を深めていこうという課題なんですよ。私も去年は黙っていました。しかし、今年度行ってみて、また同じ状況じゃないですか。合併によるところの市の格差だとか、そういう大切な部分については、弥富市が1億円いただけたかどうか知りませんが、そういう部分で早急にこれは直していただくことが大切だと思いますが、この点についてどんな考え方が、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（大木博雄君） 歴史民俗資料館の施設についてふくあいがあったことについては大変申しわけないと思います。予算の関係もございまして、早急に対応できるかどうかについては一応財政とも調整したいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 教育長、私がなぜ冒頭申し上げたかということをお忘れですか。予算の都合は、そういうことがあったことをおわび申し上げますと、議会はそういうところじゃないんですよ。私はそう思います。少なくとも上層部において予算支出について検討して早急に対応するというをさせていただかないと、弥富市の文化財産は守れないんじゃないですか、本当に。私は、そこに議会と行政と市民との信頼関係があるということを申し上げておきますので、早急にこの件は検討していただきたいと思ひますし、さらに弥富市の文化財は幾つかありますけれども、そこを担当する教育課、資料館等々を含んで、執行部の皆さんが実際に弥富市の史跡をどれだけ確認されているんですか。私たちが議会で質問をすると、それは早急に対応したい、検討したいと言われる。しかし、設備、備品、物品の管理は行政の管理の最たるものじゃないですか。学校の施設についても私はそう思っています。ですから、少なくとも赴任をされたとき、そしてその場に置かれたときにきちりとそういう施設を確認してください。このことは強く要望をしていきますし、再度市長、取り組んでいただけますか、資料館は。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

私も、資料館というのを弥富のPRを含めて、あるいは文化財といったものをおさめてあるビデオテープが「市」ではなくて「弥富町」になっておったということを今回知ったわけでございますが、やはりもう市制がしかれて3年目になるわけでございます。そういった中で、この辺のところにつきましては大変外部との関係も含めて恥ずかしいことにつながるといふこともありますので、教育方も含めてよく検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） ただいま市長から明快なお答えをいただきました。

もう1点、資料の関係で、実は資料館などで擔風先生ですか、過去の。そういう資料があるわけですが、弥富市の文化が歴史的に。資料館の中の一室でも総合的にそういう方々の展示場所、資料館の整備もあわせて要望をしていきたいと思ひます。

それで、私はなぜそのことを申し上げるかといいますと、弥富市総合計画と弥富市の合併計画の中にきちとうたってあるわけですね、その方向もしていただけると。だから、その中で私は特に強く、資料館の中で文化的な資料などを含んで整備をしていただくことをまずお願い申し上げます。

続きまして、将来の児童・生徒数増減対応整備計画について、私は今後の弥富市内における学校通学区のあり方について質問をしたいと思ひますが、今日の現状と向こう10年計画の中でどんな推移をするか、御説明をお願いしたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（大木博雄君） ちょうど団塊の世代がベビーブームだったと思いますが、そのまたベビーブームのお子さんたち、さらにそのお子さんたちということで、若干今は微増にはなっておりますが、10年後には激減するということは文部科学省の方でも想定をいたしております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 減少ですけども、1,000名ほどゼロ歳から14歳児が減るということは総合計画の中に出ているわけですね。そして、合併協議会のときにも平成21年には七十余名の生徒さんが減るということを言われています。

今なぜこの課題を質問したかというのは通告ですから、ただ、今の教育長の答弁は、激減をするというお答えだけの話ではない。教育委員会として、議会が立ち入るものではないかもしれないけれども、今の教育基本法と人口と弥富市の総合計画から考えたときに、どのような流れの中で過疎と過密の問題があるのかということを含んだ10年計画、そのためには今全国でどんなことが行われているのか。私は、そのことについてお話をしたかった。聞いてほしかった。だから質問したわけです。ということは、学校の選択肢は、少ないところの生徒さんたちはクラブ活動ができない、構成ができない。そういう人たちは、通学区域の自由ということが求められて学校の選択肢がある。さらには、バリアフリーとかの施設が利用できない人は、そういう施設の学校へ通学ができるということですね。ですから、今弥富市が合併をして2年を迎えて、いろんな形で議論がされています。桜小学校がマンモス化になっています。それでは学校をどこにどうするかという課題は大きな課題だと私は認識をしています。

そんな状況の中で、弥富市の新市基本計画と弥富市総合計画も、人口の推移と同時に学校におけるところの生徒数と市の将来ビジョンとの課題が大きな課題に予算化されてきています。ですから、教育委員会として、今全国で取り入れられていますように幼保一体の原則、例えば保育園と学校が一緒になって、子供さんが安心して通学ができる、保育園へ行ける。その中からも学校の過疎・過密をどうしていくのか。そして、小学校、中学校も本当にそういう課題をしょって、今私たちは議会で議論をしていかなきゃならない。桜小学校だけの、例えば今、事を申し上げたらいかんですけれども、これは過密という状況の中でいろんな形で議論がされています。私は反対はしませんけれども、少なくともそういういろんな通学区域、区分、方法、交通の便の、将来の弥富市の小学校、中学校、保育園のあり方を、検討がされていないとは言いませんけれども、総合計画なり新市基本計画の中にも一定程度出ていますから、基本の原則の議論を、先ほどどなたか言ってみえました市民とのコンセンサス、議会とのコンセンサス、そして教育基本法だとか地方分権のコンセンサスをきちっと議論し

ていただけることをお願いして、この話は私はお答えを求めないということで質問をしておきます。先ほど減るということだけ確認できましたが、今私が申しあげました各地域の例ですが、それらの選択肢などについて、教育長、検討されるかどうかお答えください。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（大木博雄君） 市街化区域の特に桜学区については増大傾向、それからそれ以外の調整区域の学校については減少傾向ということは明らかになっておるわけでありますので、通学区域も含めて統廃合ということも考えていかなきゃいかん時期には差しかかっているとっております。実際に小学生の人口が1,200から700万といった状態で減っておるわけでありますけれども、学校についてはほとんど減っていないということで、ほとんどの学校について小規模校、極端な過小規模校がふえつつあるということで、これについては文部科学省の方でも今のうちに何とかしなさいという話でありますので、通学区域も含めていろいろ検討していかないといかんと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 検討していただくということになりましたが、私、きょうここに弥富市総合計画という今検討中のやつも持っています。ですから、それぞれお互い、議会は議会、行政は行政、そして父兄は父兄、特に学校教育の問題は親もPTAも大切ですけれども、子供の意見もやはり聞いてやってほしい。あの学校へ行きたい、ここの学校へ行きたい、だからこの学校も選択する。子供さんの意見も取り入れていただくような方向の検討を要望しておきます。

続きまして、後期高齢者の医療制度について、先ほど安井議員の方から幾つかの施策的な議論もありました。そして、今国での見直しの意見、廃案の意見、それぞれいろんな形から言われています。そんな状況の中で一番肝心なことは、やはり責任説明の不足があったのではないかということが、私どももそうですし、行政側も国の方もあったということが言われています。ですから、弥富市として保険証が届かなかった人があったのかなかったのか、保険料を取り過ぎていたような不手際はあったのかなかったのか、そして新制度についてどんな問い合わせがあったのか、お伺いしたいと思っております。過日の全協でも私はきょうの本会議の中で質問させていただくということでありましたから、それぞれ取りまとめをいただいております。お話をいただきたいと思いますので、お答えください。

議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、伊藤議員の質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度が4月から始まりました。4月1日からすぐに医療にかかっていたいただくために、事前に被保険者証を郵送させていただきました。当初は16件がなかなか着かないという状況がありましたけれども、現在はすべてお手元の方に届いております。

それから質問の中では、やはり新しい制度ですので制度の説明、それからそのときには保険料というものがお手元の方に、年金からの額は通知させていただきました。そういった年金からの天引きへの質問、それから保険証が見にくいとか、そういったものの御指摘等々がありました。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 私が今なぜこの質問をしたかといいますと、新しい制度を導入するときに職員が大変な状況になって、確かに国が法律を定めてきて地方へ落としていく。言われることは、国がやったから知らんという話になる。しかし、私たち議会は議会として市条例の中で議決するわけです。私も、はっきり言って市会議員として大きな反省をしなければならぬ。当初提案されたときには、低額所得者、保護家庭の人は安くなりますと。それなら賛成だなあと。単純に手を挙げたかなあとという自分自身の反省と同時に、しかしながら一番肝心なことは責任説明をきちっと果たしていく行政の執行に当たるところの職員の教育をお金をかけてでもきちっとやってあげてほしい。そのことが大切じゃないか。今回の法改正でも所得税の問題も出ていますね。いろんな形で議会も議論しなければならぬし勉強しなければならぬ。しかし、市の職員の皆さん方は一番今、後期高齢者の問題なんかで攻撃的なのはそこにあるんです。悪法なのか悪法でないのか、言葉じりが長寿医療制度なのか、いわゆるもう不要な老人なのかと、ここが私は一番大切じゃなかったかと。この問題について、先ほど安井議員からいろんな形の制度のお話がありました。

それで、特に今までの国保と老人福祉の関係からいきますと、弥富市が1億7,000万という一般財源を使っていた。その人たちが後期高齢者ということで、極端な言い方をすればほうり出されたということになるわけですね。ですから、私が市長にお答えいただきたいなあと、思って質問することは、そういう1億7,000万が全体であるけれども、後期高齢者にどのような形で、県や国へその課題をどのようにぶつけていかれるのか。先ほど市長の、相互扶助の精神で社会保険制度が大変必要な課題だという理念は聞きましたが、しかし一番肝心なことは、市の執行者として今まで1億7,000万の補助金をし、そして市長の権限で認めてきた人たちを後期高齢者、長寿者医療と言われる人たちにどう対応していくか、この基本的な考え方をこれから検討するなら検討されるんですが、一度お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 新制度の方へ移行してから4月、5月と2ヵ月を経過し、6月も中旬になるわけですが、さまざまな問題があることは各議員御承知のとおりでございます。しかし、少しさかのぼりますけれども、該当する方に対する不手際、あるいは新制度に対する問い合わせということは数々ございましたけれども、弥富市としては大きな責任云々という問題についてはなかったというふうに思っております。そういった意味では、現在の

職員がよくやってくれたというふうに私は思っている次第でございます。

また、この制度は御承知のように1億7,000万という形で今まで国保に対しても繰り入れをしてきておるわけでございます。後期高齢者の支援という形では、たしか今年度の予算といたしましては4億8,000万ほど実は計上させていただいておるわけでございます。そういった中で、市としても該当する方に対してさまざまな形でバックアップしていかなきゃいかんというふうに思っておるわけでございます。今盛んに見直し案が検討されておるわけですが、この辺の動向についても私たちは注意深く見守っていかなきゃいかんと思っております。

一番大きな問題は、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、何といたっても当初の説明と低所得者に対する保険料の問題が負担増になっているというところが非常に大きな問題ではなかるうかなあというふうに思っておるわけでございます。いずれにいたしましても、今までの制度ではなくて新しい制度をつくってさまざまなことをやっていこうとするわけでございますので、いろんな問題点が浮かび上がっておるわけでございますけれども、これからも一つ一つ注意深く見守ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 私が市長に今検討していただきたいことは、後期高齢者などで例えば弥富市としての条例をつくって、そしてどうしていくかという課題を検討していただきたいと、このことは強く求めていきます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほどの答弁でもお話をさせていただきましたように、今国の方でこの制度に対する見直しが積極的に行われておるわけでございます。この辺の状況をやはり私たちは注意深く判断していかなきゃいかんというふうに思っておりますので、その辺のところを含めて御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 少し市長と違うところは、国の状況を眺めるというお話なんですけれども、市としてできること、例えば健康診断などを含んでやれることが外れておるわけですよ、今回。ですから、そういう問題については検討していただきたいということを再度要請しておきます。

さらに、3点目、4点目の質問を簡単に申し上げます。

税の客体化、特に固定資産税の問題なんです、この問題というのは地方税の問題で、特にここ数年来、海部郡で問題になっていきますね。ある地域で裁判が起きておるんです。弥富市はそういうことが本当はないのか。だから税法上、地方で果たす課税が、その部分が健康保険だとかそれぞれに影響します。今、市民の中で税法の課税に対する客体漏れはないのか

というわさが出ています。地方税というのは、発見をしたとき、そこで税の取り立てが始まるんですね。ですから、1年たって、2年たったら、その前の人はもう消えていくよと。取り立てればいいじゃないかと。そんな理由には行政はならない。このことはきちっと受けとめてもらいたい。私たち議会も、そういう不平等なことがあるような中で、それは不公平か公平であるのかという議会議論以前の問題だということを私は認識していますので、最後に、この問題についてどう対応されるか、あるとするならきちっと地方税とのかかわりですからお答えいただきたい。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） 極力そういうことがないように、特に固定資産税のうちの土地、家屋につきましては、法務局から提出される登記の書類、これを税通といいますが、税通での異動の確認や建築確認申請が提出されて、そのことによって把握に努めるといような方法で、また定期的に航空写真の撮影をして課税台帳の照合作業を実施するといような方法で、今年度も航空写真の撮影を予定しておりますが、そういう方法で税の不公平が起きないように極力努力はしております。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 極力とか法務局からという話じゃないんですよ、地方税の確認は。法務局からおりてくるやつは、800平米以上の登記がされた部分は法務局からおりてくる。それ以外のやつは地方の行政の責任ですよ。少なくとも、税務課長、申しわけありませんが、そのくらいの程度は私どもも知っているつもりです。だから、私が申し上げておることは、一日も早くそのことをきちっとしていただかないと行政の責任問題ですよ、本当に。だから、私はそこを求めておるんじゃなく、少なくとも客体化、その中身に税の漏れがない、平等な税の徴収方について努力するということを、していますじゃないですよ、もう。これは、はっきりもう公表されているような内容なんですよ。だから、一日も早く取り組んでいただかないと、これは、はっきり言って行政執行の大きな汚点ですよ。それ以上言うと責任問題になるので、そんなことでもう一度御答弁をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） この件につきましては、さきの全協でお話をさせていただきました。新聞で去年の10月にあのような報道がされまして、それ以後いろいろ調査をさせていただき、さきの全協で御報告申し上げ、特に十四山地域の議員の方には後からお残りいただいて、状況等を説明させていただきました。そして、それ以後、また全協で御報告させていただくといことでお話をさせていただいております。先回の全協でということでしたが、時間があまりなかったもんですから、これから行われる全協がまたありますので、その場で細かに今日までの状況を報告をさせていただくという考えでありますが、基本的には税の公平という

ことで、これは少しでも早く改善しなきゃならないということで、現在それぞれの該当している地域の方へ住民説明会にも上がっております、13カ所の公民館をお借りして、その説明会を現在進めております。13カ所のうちの8カ所の説明は終わりました、あと5カ所の説明が残っております、今月の下旬ぐらいから各地域の方へ、立ち会っていただいて一軒一軒回らせていただき、何とか今年中にそれを確認し、来年の1月1日に課税対象とさせていただきますということで現在進めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） それ以上追及しませんけど、ただ航空写真で気をつけてほしいことは、減免措置のあるところまで写っちゃって、税金をかけられてそのままの人もあるようです。だから、この部分は航空写真について、さらに税の公平についてやっていただくことをお願ひして、私の質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） それでは暫時休憩をします。再開は3時20分といたします。

~~~~~  
午後3時09分 休憩

午後3時19分 再開  
~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に武田正樹議員、お願ひします。

7番（武田正樹君） 7番 武田です。よろしくお願ひいたします。

通告に従いまして2点ほど質問したいと思います。

最初に、災害時の弱者支援計画についてお願ひいたします。

先月12日に発生した中国四川大地震において被災した高齢者や子供に対する救出や支援が行われて一月がたちます。大都市の避難所では救援物資が行き届き、対応も手厚く、これに対して郊外では食糧や情報が足りず、支援はまだら模様の状態となっております。高齢者や子供といった災害に弱い人たちをどう満遍なく支援するか、課題が残ります。

この地域においても、近年、東海沖地震、東南海沖地震といった災害が声高に叫ばれています。弥富市も大都市名古屋市に比べ、災害時における救出や救援物資の支援はおくれてくるものと思われます。当然、当市独自の救出や支援計画が必要になってきます。その中で必要になってくるものの一つに災害弱者のリスト作成、避難支援計画があります。内閣府が2005年、障害者やひとり暮らしの高齢者ら災害弱者のリスト作成と個別の避難支援計画を策定するよう自治体に求めております。災害弱者といっても幅広く、ひとり暮らしの高齢者、障害者、子供、外国人などあるわけですが、弥富市における災害弱者のリスト作成の現状はどう

なっているのか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、武田議員の御質問にお答えします。

先ほど申されたように、災害弱者、災害時要援護者ということは乳幼児とか障害者、高齢者、外国人等を指します。リストの作成の現状としましては、ひとり暮らしの高齢者、それから高齢者のみの世帯につきましては、民生委員さんの御協力をいただきまして把握をしております。また、今後整備していく上で各課においては乳幼児、それから各種障害、3障害ございますけれども、知的とか身体、精神、これらの障害者の方、それから外国人等の対象者はつかんでおります。しかしながら、個人情報の保護の関係で、まだ具体的な調査には至っていないのが現状であります。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 先ほどお答えいただいたんですけれども、実際、総務省消防庁によると、市区町村の防災部局でリストをつくっているのは約25%だけだということです。弥富市として今リストがどの程度できているか、そういうことが一番肝心になってくると思います。特に災害弱者については、これから先もいざ災害が起きたときに、いかにリストがあって、それが有効に活用できるかということが大事だと思っております。その辺についても、これから先、リスト作成については十分に気をつけて作成をしていただき、また幅広い範囲で、特にリストがそれぞれ各部局にわたっていると思うんですけれども、ある程度防災部局で共通していただきたいと思っております。

次の質問に移りますけれども、先日いただいた弥富市の地域防災計画には、市はあらかじめ自主防災組織、保健センター、総合福祉センター、いこいの里などと連携して災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定に努めるものとするとなっておりますけれども、自主防災組織などとのリストの共有については具体的にどうなっているのか、お尋ねします。

そして、先ほどちょっとお答えがありましたけれども、ある市において地震発生時に約1万人以上のリストをつくっていた市がありました。個人情報の目的外利用に当たる可能性があるとして市役所内部にとどめていた。このため、近隣住民らと連携した高齢者の避難誘導ができなかった。今も地域の自主防災組織などとリストを共有するには至っていないといったところもあるようですが、せっかくあるリストですので有効に使ったらどうかと思うのです。弥富市として個人情報保護との関係からどう取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 先ほど申し上げましたように、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯のリストの共有につきましては、自主防災組織とか各地区の区長さん方と共有

をしております。参考に、本市の場合、そのリストの関係でございますけれども、お手上げ方式ということで、要は大規模災害時に自分を助けてほしい旨の同意書を届け出た者を対象にリスト化をしております。対象となっても同意しない者につきましては、一般人と同様の取り扱いになります。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ちょっと細かいことで申しわけありませんけれども、やっぱり個人情報保護というのは大事な面だと思うんです。実際のところ、確かにある程度リストを作成して自主防災組織などにそれを配付すると、それが原因がある程度そのことについて被害が生じる可能性があります。そういうことも考えていただくんですけども、やっぱりせっかくあるリストですので、実際のところ、被災したときに最初に助けられるのは近所の人だと思うのです。その近所の人が必要そういう形で使っていただくのが最大のメリットだと思うのですが、そういうことを考えると、私もちょっと調べさせていただいたんですけど、内閣府が2006年3月、避難支援などで必要な個人情報は本人の同意がなくても自主防災組織などと共有しても問題はないという見解を示したとありますけれども、これについては実際本当かどうか確認させてください。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 個人情報保護の関係につきましては、同法では本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないと定めております。人の生命、身体または財産の保護のために必要で、本人の同意を得ることが困難であるときは例外としております。例えば大規模災害や事故などの緊急時に患者の家族などから情報提供依頼があった場合など例示しておりますが、各市町村では個別の状況にどう判断してよいのか苦慮しているのが現状でありまして、当市も同様であります。個人情報保護がネックになっているということは事実でございますけれども、議員の言われるとおり、この問題解決に向けて先進地事例を参考に進めてまいりたい、改善していきたいと、このように思っております。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 要望なんですけれども、実際のところ、こういう形でリストというのは作成していただいて、それを有効に使うこと。それを犯罪目的とかいろんな形に使用されにくい状態にするということは、ある程度の啓発活動だと思うんですけども、実際その後、リスト作成だけじゃなくて、具体的に避難支援計画はどうなっているのでしょうか。弥富市として、地域防災計画にも避難支援計画の策定などに努めるものとすると思います。総務省消防庁によると、支援計画を完備している自治体というのは2005年時点でわずか1%しかないんです。実際のところ、弥富市として具体的に地域防災計画の避難支援計画がどのように策定されているのか、お答えをお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 避難支援計画につきましては、基本的には弥富市の地域防災計画に基づき実施をしております。具体的には、避難誘導とか安否確認の実施に当たっては災害時要援護者に対しまして十分配慮するよう努めること、市各地区の消防団、地区役員、民生委員や地域住民と連携して行います。そして、避難の順位についても災害時要援護者を優先することとしておりまして、避難所の開設、収容に当たっても特に配慮に努めるということになっております。しかしながら、災害弱者個々の支援に関しましては、障害者の種類とか程度等、多種多様ございまして、災害弱者一人一人に対しまして、だれが支援して避難させるかとか、そういう避難支援プランというものも策定する必要があると思います。いずれにしましても、平常時から要援護者と接しております社会福祉協議会とか民生委員、ケアマネジャー、それから介護職員等、こういう支援班を含めた連携を構築する必要があると思います。災害時におきましては、当然被害のリスクの高い順に重点的・優先的に進めるという形になるかと思えます。時間はかかりますけれども、それぞれのパターンによって検証してまいりたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 実際のところ難しい面もあると思えますけれども、ぜひともこれは作成していただきまして、有効に活用していただきたいと思えます。

また、最後をお願いなんですけれども、やはりこういうリストというのは危険性を伴います。特に個人情報保護法などがありますため、個人にある程度負担をかけることもあると思えますけれども、実際こういうのをいかに有効に活用するか、そして皆さんに知っていただくか。どちらかという私の住んでいるような田舎の地域では、隣近所のどこにだれが住んでいるかということはある程度わかります。ひとり暮らしの高齢者はどこにだれがおるかということはずぐわかります。ただ、ある程度弥富でも人口の多い地域については、隣にひとり暮らしの高齢者の方がいるということだっただけでわかりません。結構わからないことが多いと思っております。その辺で、ある程度そういうこともかんがみてもらってリストを作成していただき、有効に活用していただきたいと思えます。以上について、先ほどのお願いとさせていただきます。

質問、次に移りたいと思えます。木曽川用水路の防護フェンスについて。

これについてちょっと前置きが長いんですけれども、穀物価格の高騰により小麦の政府受け渡し価格が4月から一気に30%も上昇し、私たちの食卓を直撃しました。食を輸入に頼る日本の課題が改めて浮き彫りになってきました。日本の食料自給率は2006年度で39%、純輸出国のアメリカやフランスは言うに及ばず、ドイツの84%、イギリスの70%と比較してもかなりの低さでもあります。1961年には日本の自給率78%に対してドイツ67%、イギリス42%だ

ったことを考えると、いかに日本が食料自給率が低下したかがわかります。食糧の争奪も激しさを増しており、高い値段を払えば食糧は幾らでも市場で手に入る、そんな時代は終わった感があります。今回の穀物価格の高騰により、インドやベトナムでは米の輸出を制限し、米価格の高騰に拍車をかけました。食料自給率の極端な低下が日本の食の安全保障に大きくマイナスに働くのはまず間違いないことです。

日本の農業を守るべきもう一つの理由として、農業の持つ外部性、ほかの経済主体に与える経済効果があります。土砂崩れの防止、水源の涵養に加え、農業が生き物や風景、季節をつくり出す点を重視すべきです。農業の価値を総合判断することが必要だと思えます。その中で農業用施設の維持も重要となってきます。その一つである用水路の防護フェンスについてお尋ねいたします。

防護フェンスですけれども、実際のところ、筏川以南の用水路は筏川西岸用水路がおおよそ1,179メートルあります。鍋田用水路は6,350メートルあります。特に鍋田用水路というのは市道や県道が交差しておりまして、通学路に面しているところもあります。この用水路には安全面も考慮した防護フェンスが付設されているわけですけれども、このフェンスというのは昭和53年から54年に建設され、約30年経過しており、かなり老朽化が進んでおります。特に上部の鉄条網の破断や事故などによる破損箇所、穴があいている箇所もあり、危険性があると思えます。そこで、この防護フェンスを更新していただきたいのですが、どうでしょうか。全域の距離が確かに7,500メートルもありまして、一度には無理としても、3から5年の期間を考えていただいて更新していただけないでしょうか。市としての考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

農政課長（石川敏彦君） 今の武田議員の質問にお答えします。

現在、木曾川用水路事業が完成しておよそ25年が経過しております。先ほど言われました防護フェンスにつきましては30年が経過しておるわけでございますが、現在、防護フェンスも指摘のとおり老朽化しております。市といたしましても再度点検チェックをしましてまいりますが、地域におかれましては、破損、交通安全上の関係で御指摘があれば対応していきたいと思っておりますので、御検討の方をよろしくお願いいたします。

また、これにつきましても管理者が海部土地改良区でございますので、市としてもそちらの方へ要望をしましてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 確かに今言われるように海部土地改良区の管理下だと思うんですけれども、実際のところ、市道に面したり交差したり、そして通学路が市道に沿って常にあるわけです、ある程度の部分。やはりある程度市が指導していただくということが大事だと思

ますので、ぜひともそれを考慮していただくということでよろしく願いいたします。

次に、フェンスの構造についてお尋ねしたいんですけれども、これは確かに先ほど言われるように海部土地改良区の管理ですけれども、用水路と交差する市道というのは多数あるわけですけれども、特に交差点での事故がうちの集落以外でも結構たくさんあります。出会い頭の事故というのはかなり多くあるわけですけれども、それで田んぼの中に車が落ちるということも多々あります。交差する市道でフェンス越しに横の道路に実際私も立って見えますと、乗用車などでは相手側がわかりづらいことがあります。そこで、このフェンスの構造をわかりやすいものにするということではできないでしょうか。確かに運転者の不注意というのは一番あると思われるんですけれども、実際のところ少しでも見やすい構造にさせていただくということが、出会い頭の事故も減るし、これから先、フェンスを構造的に市が指導していただくにも重要だと思えるんですけれども、その辺、考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

農政課長（石川敏彦君） 今の御質問の件でございますが、道路管理者であります土木の方と私の方と、また海部土地改良区の方と検討させていただくということで御了承いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ぜひとも考えていただきまして、そして指導していただくか何かの形で結構ですので、事故というのは、できるだけ要因があるものは直していくということが必要だと思います。特にうちの地域では実際のところ田んぼに車が落ちていくもんですから、そういうことが多くあるもんですから、確かに死亡事故とかそういうところまでは行っていませんけれども、そういうことについて考慮していただくということがぜひとも必要だと思いますので、指導という形でも結構ですので、ぜひともよろしく願いしたいと思います。

もう一つなんですけれども、景観的に見てこのフェンスというのは、確かに30年前にできているんですけれども、上部に鉄条網みたいなものがあって、そしてその下に網状の部分があるわけですが、それ自体では、どう見ても田んぼの中にはそぐわないようなフェンスだという気がしてしょうがないんですよね。実際そういうことで、もし構造的に指導されるのでしたら、その構造上の問題を少しでも何とかできないかなあと。そして、センス的にももうちょっと、鉄条網みたいな形よりも、例えば弥富中学校が今新しいのができていますけれども、周りにフェンスができていますけれども、そのフェンスについてはかなりモダン的なあという感じがしますし、田舎の中にあっても、いろいろとそういうことで構造的に見てもいいかなあと考えております。そういうことで、せっかく指導していただくんだったらこういうことも考慮していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

農政課長（石川敏彦君） 今の御質問でございますが、確かに見た目が本当にさびたような感じで見にくいかとは思いますが、今後、関係機関と相談させていただき、かなりの延長がございますので、そういったものも含めまして検討させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 最後に要望なんですけれども、実際のところ、確かに木曽川用水の防護フェンスというのは海部土地改良区の管内の管理だと思います。かといって、実際あるのはこの地域の中です。弥富市として、ある程度その管理下にあるということも理解していただいて、できるだけ指導していただくということもぜひともお願いいたしまして、私の要望として私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に、山本芳照議員。

9番（山本芳照君） それでは、通告に従い私は4件ほど質問させていただきます。

初めに、中学生の自転車通学についてお伺いをいたします。

弥富市の現在ある3校の中学生は、現在全校で何%ぐらいの生徒さんが自転車通学になっているのか、教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） 山本議員の御質問にお答え申し上げます。

弥富市の中学校は三つあるわけでございますが、弥富中学校、それから十四山中学校については100%自転車通学でございます。なお、北中学校につきましては、現在のところ、自転車の保有台数等もございまして、学校、PTA等で安全管理等を調査いただいて、その結果、約60%ぐらいの自転車通学となっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） そういうことで、北中以外は全校自転車通学ということであります。

平成20年6月1日から施行されました道路交通法の改正に伴って、自転車の新しい交通ルールが始まったわけでありまして、自転車が歩道を通行できる場合、一つには歩道可能の標識があること。それから、児童（6歳以上13歳未満）や6歳未満の幼児、また70歳以上の高齢者、身体障害者。それから三つ目は、車道または交通状況に照らしてやむを得ないときに歩道を走ってもいいですよというふうに道路法が改正になったわけでありまして、自転車は普通通行は車道が原則という意味では変わりませんが、改正前は、普通自転車は歩道は通行可能という標識がなくても走っていたわけでありまして、これからはそういうことはできませんよということでありまして、弥富市内には国道1号線、23号線、155号線、尾張中央道等々たくさんの主要幹線道路が往来しています。教育委員会、並びに中学校では、この自転車通

学の生徒に対してどのような指導がなされているのか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） それでは御質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、今回の道路交通法の改正に伴いまして、自転車の車道通行の原則は何ら変更は今までありませんでしたが、自転車が歩道通行できる場合についての見直しが今回行われました。これまでの標識等により歩道通行が認められた場合に加え、標識がなくても、先ほど議員がおっしゃいました児童、幼児、70歳以上の高齢者が通行する場合、交通の状況から見てやむを得ない場合には自転車の通行ができることとなりました。この場合、安全を確保するため、必要と認めて警察官が歩道を通行してはならない旨を指示した場合は通行ができませんが、蟹江警察署に確認しましたところ、弥富市内の歩道では歩行者の安全を確保するために歩道通行を禁止する必要があると指示した場合はないとのことでした。したがって、交通の状況から見てやむを得ない場合は市内の歩道については自転車通行ができますので、各中学校には改正の内容と歩道通行する場合の注意事項を通知いたしまして、学校、特に校長先生初め生徒指導の先生から全生徒に徹底するように指導をさせていただきました。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 市の統一見解として、歩道も走った方が安全であるということも含めまして、極力、身の危険を感じるような場合は歩道を走りなさいよと指導されるということで、きちっとこういった方向性を示していかないと、それぞれ個々の対応によって通学途中に交通事故に遭ってもお互い嫌な思いをするわけでありますので、これからも交通事故に遭わないためにも、ぜひ中学生の正しい指導をよろしくお願いします。

それからもう一つ、特に傘を手に持って自転車に乗ることは禁止されていますので、ぜひ中学生の皆さんには雨がっぱを着用して自転車に乗るよう、きちっとこれも指導方、よろしくお願いします。そして、暗くなったらライトは必ずつけるということも、あわせて御指導の方をよろしくお願いします。

また、これに関連して、今弥富市に係る高校生が2校あるわけでありますけれども、私どもが目にするのは、結構この高校生の皆さん、友達としゃべりながら並列で歩道にのっているということで、歩行者の妨げになっている部分をよく目にするわけでありますけど、これらのことも含めて、ぜひ関係する高校に弥富市から指導の方を連絡していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、二つ目の質問に移らせていただきます。佐古木公園についてお伺いをいたします。

私の住んでいます佐古木地区のYストアの南側に約70坪ぐらいの広さの児童公園が設置されています。この公園には大変立派な石碑が立ってまして、表面には「佐古木公園、昭和

59年2月、佐藤博町長」、このように彫ってあります。裏面には佐古木地区の由来が書かれています。この公園の広さから見ますと結構大きな石碑であります。公園には石碑があって別に悪いものではありませんが、この公園には子供たちの遊ぶ道具、砂場、何一つ遊具が設置されておりません。今日まで三十数年間、石ころと石碑だけの公園になっているわけであります。この公園は、地区の福寿会のメンバーの皆さんが自主的に草刈り、除草剤等をまきながら管理をしているわけでありますので、雑草等は生えておりません。子供たちがこの公園で遊んでいることはほとんど見たことがないような状況になっています。私は、公園とは公衆のために設けられた遊園地、このように考えています。弥富市の公園の定義はどのようになっているのか、公園とはどうあるべきなのかをお尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 公園についての御質問に御答弁いたします。

御指摘の佐古木公園につきましての経過でございますが、昭和59年に任意の区画整理事業により、墓地の代替地として大字佐古木新田が取得することに割り当てを得ました。当時は大字名義で土地登記をすることができなかつたので、やむなく弥富町の名義をつけたものを佐古木公園として管理して現在に至っております。

公園の定義のお尋ねでございますが、児童課所管の子どもの遊び場につきましては、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つに児童遊園があります。これは、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場を提供する野外型の施設となっております。この佐古木公園につきましては、この定義から外れる部分がございます。どちらかという、佐古木公園は佐古木地区の史跡的な面があるかと思われまふ。今後の対応につきましては、当時の関係者、区長さん等と十分協議をしてみたいと思ひます。

なお、子どもの遊び場につきましては現在29ヵ所ございます。付近には遊具がそろつた龍頭公園もござひますので、そちらの方の御利用をお願いしたいと思ひます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） それぞれ地区の事情があつてそういうことになっているというお話であります。

私が疑問に思つたのは、佐古木公園という名称がある以上、公園とはどうあるべきかということは本来考えなきやいけないことだつたというふうには思ひます。59年からずうつと30年間放置されていたことが一番私は問題であつたというふうには思ひますので、今、当局側からお話がありましたように、地区の皆さんとお話をして、やはり公園とはどうあるべきかと。私も龍頭公園がすぐ近くにあることも知つてはいますが、公園と名がついてはいる以上、どうするのかをきちんと明確にして、本当に子供が遊ぶ場を提供する気があるのかないのか

ということも含めて再度お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 今後の公園につきまして、この土地の名義を弥富町につけたことでもありますので、当時の関係者の皆さんと十分協議をして、今後公園としていくのか、それともほかの利用にしていくのか、十分話し合っただけ進めたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ぜひ地区の皆さんとお話をさせていただいて、有効な活用をよろしくお願ひいたします。

次に、巡回福祉バスの運行について御質問させていただきます。

私、3月の一般質問の中で、バスの運転手がバスの運行順路を勝手に変更して運転したことをこの場で発表したわけでありまして、弥富市と契約している三重交通はこの事実についてどのような回答があったのか、明らかにしてください。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） それでは、巡回福祉バスの運行についてお答えをいたします。

さきの議会で議員から短絡運行の事実の指摘を受けまして、すぐ三重交通に対しまして早急に調査をし、報告するよう指示をいたしました。結果、3月25日に三重交通桑名営業所長から、一部の乗務員が最終ダイヤの運行時に、乗客がない状況の際に一部の経路を短絡して運行した事実があったと、その旨の報告書が提出されました。同時に、市民の皆様を初め関係各位に多大な迷惑をおかけしたことに対するおわびがございまして、再発防止に向け営業所一丸となって取り組むことについても報告がございました。

さらに、4月3日には三重交通本社営業本部長から、恒常的に短絡運行を行っていた2名の乗務員に対しまして事案発覚翌日より自宅謹慎などの厳重な処分をした結果、2名ともに事の重大性にかんがみ自主退職処分とした旨の報告がございました。なお、再発防止に向けて、乗務員の指導につきましては四つ報告がございました。一つ目としては、管理者を含む所員全員に事の重大さを強く認識させるための社内掲示。二つ目として、再発防止のための講習会の実施。三つ目としましてデジタルタコグラフ、いわゆるGPS機能を持ったものでございますが、これによる運行完了確認の実施。四つ目としましては、管理者による添乗及び現地立ち会いによる正規経路の運行経路の確認を行う旨の改善報告書が提出されております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） そういうことで、やはり事実であったということでもあります。ぜひ契約している側も、たまにはバスに乗っているいろいろな実態をつかんでいただきたいというふう

に思います。

5月22日の全員協議会の場では、3月議会の一般質問進捗状況の報告の中でこれからの巡回福祉バスの見直しの関係についていろいろ議論させていただいて、一定の方向がされたわけです。これからはコミュニティバスへの移行を視野に入れながら、市民、有識者等による諮問委員会を設置しながら総合的な見地で見直しを図っていきたいというふうに回答がなされておりました。この諮問委員会はいつごろから設置して、どのような方向で決めていこうとしているのか。できれば早急に私は設置をしていただきたいというふうに思っていますので、御回答をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） 諮問委員会の設置についてお答えをいたします。

現在、委員の定数、人選、設置要綱の作成など検討に入った段階でございます。9月議会において諮問委員に対する報償費の補正予算を上程いたしまして、10月には設置をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 一日も早くバスの見直しを図っていただいて、空気を運んで走っているだけのバスではもったいない話でありますので、早急なる改善をお願いしたいと思います。

最後に、産業廃棄物の関係についてお尋ねをいたします。

きょう本会議の冒頭、市長の方から産業廃棄物の垂れ流しについてお話がありました。産業廃棄物処理会社が有機物質の鉛を含んだ工業排水を地区の用排水路に垂れ流していた疑いが強まったと。5月29日木曜日、これは中日新聞の夕刊によって報道がされました。私ども地区の住民は大変な驚きと不安を抱えたわけでありまして。市として、この新聞報道があった以降、鉛を含む産業廃棄物を排水路に垂れ流した企業、東海プレスに対してどのような対応と行政指導がなされたのか、明らかにされたい。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） では、お答えさせていただきます。

この東海プレスの件におきましては、私どもも新聞報道によって事実を知ったわけでございます。当日、29日の夕刊でございましたので午後3時以降でございますが、私ども、まず新聞報道のあった場所、当然排水の場所とか排水経路といったものを取りあえず現地確認をし、また警察の方にもこれはお伺いしたんですが、警察は調査中ということで一切コメントはいただけませんでした。翌30日でございますけれども、この排水経路の水質検査を行ったわけでございます。さらに同日でございますが、東海プレスに対しまして今回の新聞報道について説明をするよう、市長名で申し入れをしたところでございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番(山本芳照君) 今、市長名でこの会社に対して申し入れを行ったということでありまして、この申し入れに対して会社側からどのような回答がなされたのか、教えてください。

議長(黒宮喜四美君) 環境課長。

民生部次長兼環境課長(久野一美君) では、お答えいたします。

5月30日に市長名で申し入れをしましたところ、6月5日、東海プレスของ會長が来庁され、この原因として、雨水がオーバーフローし、その雨水が水路に直接流出したことが今回の原因であったということで、東海プレスとしては、この雨水がダイレクトに出ないように貯留タンク150トンを現在増設しているというお話です。そして、その時点では物の受け入れと製品の出荷を除き、本来の業務である解体作業は停止をしている。そして、県に改善計画を提出し、承認されたら操業する予定であるという報告をもらいました。私どもも、その後、会社の方へ社長及び會長立ち会いの上、それを裏づける意味もあったわけですが、現場を見まして、現にその貯留タンク等の増設をしているということを確認してまいりました。以上です。

議長(黒宮喜四美君) 山本議員。

9番(山本芳照君) 一度会社に伺って処理施設等々を見てきたというお話でありますので、私どもにもどのような状況の処理施設が設けられているのか、また一度、後日、明らかにしていただきたいと思ひます。

この佐古木地区を流れる用排水路は、水田に水を取り入れるために使用している水路であります。農業を営んでいる方は、米や野菜をつくるために水路の水を使用しています。鉛といえば、日本三大公害病の熊本県水俣湾で発生したチソ化学による水俣病、これは鉛が原因で多くの方が亡くなっている。それから、先ほどお話があったカドミウムが原因の富山県神通川流域におけるイタイイタイ病。それから、三重県四日市の大気汚染によるぜんそく、これが思い起こされるわけでありまして。私は、市が責任を持って一日も早く、今日も工業排水がこの用水路に流れているわけでありまして。それは、野積みになったバッテリーの古くなったのがあそこの企業、一時近鉄に乗りますと電車からよく見えたわけでありまして、最近はちょっと塀が高くなったり、木が生い茂って工場の中はちょっと見えにくくなったわけでありまして、そんなような状況になっておりました。ぜひ早急に用水路のヘド口を除去していただきたいと思ひますので、御回答をお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 環境課長。

民生部次長兼環境課長(久野一美君) お答えいたします。

実は先ほど申し上げませんでした、東海プレスにつきましては、6月6日、同社に対して県から施設の改善命令が出されたわけでありまして。改善内容につきましては、水質汚濁、あるいは廃棄物で出されたわけでありまして。したがって、これについては県の

監視のもと、改善がなされていくだろうというふうに理解しております。

そして、私ども市として何ができるかという中で、実は昨日、6月11日でございますが、東海プレスに対しまして、会社の施設内とは別に周辺の環境対策も当然必要でございますので、排水路等を含めた周辺環境対策に対する計画を出すように申し入れをしたところでございます。

それから、排水路にも議員御指摘のようにヘドロもたまっておりまして、あるいは鉛による汚染があるかもわかりません。こういったものをまず企業がどうするのかという計画を出してくださいといった申し入れをさせていただきました。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 企業待ちでは、いつになったらやるかわかりませんので、これは行政として、指導する側としてやはり責任を持って、何月何日までにこのヘドロは撤去するということを明らかにしない限り、佐古木地区の皆さんは毎日不安な生活を送らなきゃならないということになりますので、ぜひこのヘドロの除去について、いつまでに実施するのか、また企業に言っているということだけでは話になりませんので、企業に対し例えば1週間以内に撤去するというのを明確にしてください。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 先ほどの申し入れでございますが、この申し入れは6月18日までにお願ひしますというふうで文書を出してございます。その中で、まず基本的なお話としまして、現在は、先ほど議員も言われましたように、ちょうど田植えをしている時期である。非常に水路に水が深い。この水は上流から農業用水を取り入れてやってみえるということでございます。したがって、ヘドロを除去するにしても今の時期はできない。つまり、10月になるのか11月以降になるのか、いわゆる乾季の時期でないとは基本的には難しいというふうに考えております。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） いいですか、鉛の入ったヘドロがそのまま置いてあるんですよ。地区で確かにお百姓を営んでいる皆さんがお見えです。一度この皆さんとお話し合いをしていただいて、本当に今やる必要があるかと市は考えているのかどうか、お尋ねします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この東海プレスの件につきまして大変な心配をかけているわけですが、私どもとしては、先ほどもお話をさせていただいておりますように水質検査をやっております。そして土壌のチェックもさせていただいております。東海プレスから18日に返答があるわけですが、その間におきましても土質検査を継続してまず調べていきたいというふうに思っております。

しかし、私ども行政の責任においてもやるべきことはやっていかなきゃいかんわけですが、私は地域住民の声というものの大きな働きかけをぜひお願いしていきたい。議員にリーダーシップをとっていただいて、地域住民の声をお願いしていきたいというふうに思っています。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 私ども地域の住民云々じゃなしに、皆さんがやることについて手伝いをするのはやぶさかではありませんので、ぜひ一員に加えさせていただいて、もしこの会社の実態調査に再度入っていく機会があれば、地域住民、我々を含めてぜひ一緒に御同行をさせていただきたい、このように思っています。

それから、東海プレスという企業はこの地区に昭和何年から操業して、業務内容を市はどのように把握していたのか、明らかにしてください。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） では、お答えさせていただきます。

この東海プレスでございますけれども、これは会長のお話でございますけど、周辺の方のお話とほぼ同一しておりますが、昭和36年から操業しているということでございます。業務でございますが、当初は廃金属をアルカリで洗い、すずを除去する仕事为主であったと。しかしながら、現在はバッテリーを解体し、鉛を回収しているのがメインであるということでございました。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） そういう意味では、この企業は、いわゆる人体に影響を与えるようなものを扱いながら仕事をやってきたということですけど、この間、当時の弥富町から弥富市になったわけですけど、この企業に何回ぐらい視察等々、入ったことがあるか。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 市としましては、基本的に業務のことでお邪魔したことはなくて、実はあそこは寮みたいなものがありまして、ごみなんかの扱いで過去に問題がありまして私どもが指導をさせていただいたということで、回数は確かではございませんが、複数回、中へ入ったことはございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、複数回指導に入ったことがあるというお話です。この企業は、私もちょっと聞いた話でありますけど、過去、幾度となく爆発とか火災を発生させているというふうに聞いていますけど、今日までこういった事故が何回ぐらい起きていたのか、明らかにしてください。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 東海プレスの過去の火災の御質問でございますが、これは防災課の方でもつかんでおりますが、海部南部消防署に問い合わせをいたしましたところ、昭和59年、平成7年、平成10年、平成17年の4回でございます。原因としては、倉庫、あるいは積んであったものが燃えた、あるいは先ほど申しました宿舍が火事になった、さまざまでございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ただいま操業から4回ほど火災、爆発等を起こしていると。やはり問題があるわけですね、4回も起こすということは。こういったことが起きたというのを、市はどのような調査をしてどのようなことを把握したのか、明らかにしてください。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えいたします。

これは火災のことでございますので、基本的には消防、防災の担当になるかと思いますが、弥富市には単独の消防課というのはございません。いわゆる市の直営ではないということでございます。市のかわりとして海部南部消防署がございまして、原因調査、そして火災原因に対する改善命令は消防署が行っているということでございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） この管轄は消防署だから市は関係ないという態度じゃなしに、こういったことを起こすことにやはり問題があるわけありますから、市は、これからこういった事例があったところは消防署と一緒にその企業を見る。そして、現場を確認してくるということが私は極めて大事だと思います。たまたま爆発、火災がここだけで終わっているのかもわかりませんが、これが前の民家に飛び火した場合どうするのかということもこれから発生するわけありますので、今のような回答ではなしに、こういったことが起きたときには市も一緒に入るということをぜひ守っていただきたいというふうに思います。

それから、これらの事例等々明らかになったわけありますが、弥富市にこういった産業廃棄物を取り扱っている企業は今現在何社ぐらいあるのか、明らかにしてください。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

これは資料としては1年前のものでございます。最新のものがまだ県の方でも整理がないということでございますが、弥富市でいわゆる産業廃棄物の処分施設は28カ所ございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、弥富市の中にこういった施設を持っているところが28カ所あるということありますので、ぜひこの事件を皮切りに、この28カ所を今月じゅうに一度全部回

っていただいて、住民の皆さんが安心してこの弥富市に住めるよう、点検をしていただきたいと思います。

それから、こういった事例があったわけでありまして、昨年も南部地区で廃油取扱業者が水路に廃油を垂れ流していたという話を聞きましたけど、市はこのときにどのような対応をなされていたのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 今議員が御質問された事例は食用油の処理施設かと思いますが、これは雨水とともに農業水路に流出をしたという経緯がございます、そのときは中和剤で処理をしたというふうに聞いております。現在は、これは私どもが確認をさせていただいておりますが、雨が降っても流出しないような対策がとられております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、油が流出しないように対策をとっているということで、これは確認したからその回答ができたわけですね。そういう理解でいいですね。

これからこういった企業を含め、東海プレスの関係につきましても、ぜひ地域の皆さんが関心を持って取り組んでいただきたいと。こんな話がありましたので、ぜひ役所の方が早急にもう一度東海プレスに伺う機会を設けていただいて、地域の皆さんと一緒に再度東海プレスに申し入れをしたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

9番（山本芳照君） 東海プレスに対して何月何日までというふうにヘド口の撤去も含めてきちっとやっていただかないと、今、野菜をつくっている人は市場へ卸しているわけですね。お米は確かにここの取り入れまで使うことはないと思いますが、野菜は毎日使っていると思いますので、ぜひヘド口の撤去等を含めてきちっと対処していただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いします。

議長（黒宮喜四美君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~  
午後4時19分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮喜四美

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代



平成20年 6月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 堀 岡 敏 喜 | 2番  | 炭 竈 ふく代 |
| 3番  | 山 口 敏 子 | 4番  | 小坂井 実   |
| 5番  | 佐 藤 高 清 | 6番  | 佐 藤 博   |
| 7番  | 武 田 正 樹 | 8番  | 立 松 新 治 |
| 9番  | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

|    |         |    |       |
|----|---------|----|-------|
| 3番 | 山 口 敏 子 | 4番 | 小坂井 実 |
|----|---------|----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(30名)

|                            |         |                          |         |
|----------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                    | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長                      | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長                  | 下 里 博 昭 |
| 民 生 部 長<br>兼福祉事務所長         | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                  | 早 川 誠   |
| 十四山支所長                     | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長     | 若 山 孝 司 | 民 生 部 次 長<br>兼 環 境 課 長   | 久 野 一 美 |
| 開 発 部 次 長<br>兼 都 市 計 画 課 長 | 伊 藤 敏 之 | 教 育 部 次 長                | 高 橋 忠   |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                  | 佐 藤 勝 義 |
| 人 事 秘 書 課 長                | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長              | 伊 藤 邦 夫 |
| 防 災 安 全 課 長                | 服 部 正 治 | 市 民 課 長                  | 山 田 進   |
| 保 険 年 金 課 長                | 佐 野 隆   | 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 |
| 福 祉 課 長                    | 前 野 幸 代 | 介 護 高 齡 課 長              | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長                    | 山 田 英 夫 | 農 政 課 長                  | 石 川 敏 彦 |
| 商 工 労 政 課 長                | 服 部 保 巳 | 土 木 課 長                  | 三 輪 眞 士 |
| 下 水 道 課 長                  | 橋 村 正 則 | 教 育 課 長                  | 服 部 忠 昭 |

社会教育課長 水野 進

図書館長 伊藤 秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 佐藤 忠

書記 柴田 寿文

書記 岩田 繁樹

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~

午前10時02分 開議

議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第81条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名します。

~~~~~

日程第2 一般質問

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず小坂井実議員、お願いします。

4番（小坂井 実君） おはようございます。4番 小坂井でございます。よろしくお願いたします。通告に従いまして質問をいたします。

まず1番に、弥富市地域防災計画の中の地震に伴う地盤の液状化についてお伺いをいたします。

4月の議会において配付いただきました弥富市地域防災計画は、A4判347ページに及ぶ堂々たる1冊の計画書でありました。その第2編、地域災害対策計画、第6節、予想される地震災害の中の想定東海地震、あるいは想定東南海地震の被害予測結果として、液状化の危険度として渥美半島の東部から豊橋市、県東部の河川沿い、三河湾沿岸の一部、濃尾平野の南西部で極めて高いと。そして、弥富市でも液状化危険度の高い地域があると、そのように示されております。そして、東南海地震の中でも液状化危険度として渥美半島西端部及び東部から豊橋市、岡崎平野の河川沿い、知多半島の沿岸の一部、名古屋港から濃尾平野の南部一帯及び濃尾平野の北西部の一部等、広範囲が極めて高い。まさに弥富市が名指しされているような、そんな文章が記載されておりました。1944年の東南海地震、もしくは1945年の三河地震においては、中六地区でも液状化により至るところで水と砂が噴き出し、昔のつくりで平らな丸石の上に柱を置いたつくりの家は、柱の不等沈下により倒れるというよりも崩れ落ちたと聞いております。当時は至るところに井戸があり、きれいな水がくまなくても自然にわき出る、そんな水の上に浮いたような土地に家が建っていたわけでございます。時がたち、地下水位も下がり、自噴する井戸は枯れ、住宅の構造も変わり、基礎工法も変わりました。不等沈下もなくなり、心配はなくなったと思っておりましたが、井戸水のくみ上げ規制により地下水位が上昇いたしまして、私の集落でも、ことし4月に突然、田の中から埋めてあった井戸が自噴するようになりました。また、時を同じくして私のうちの車庫の隅にある、

昔の言い方で申しますと60間の井戸、これも去年に1度、ことしに入りまして5度ぐらい自噴をいたしております。これは大雨の後に必ず自噴をいたしておりますので、どういうふうに考えればいいのか。本当に去年の1回あったときには、これは大きな地震が来るんじゃないかと心配をいたしましたけど、そのときは何事もなく済んだのでございますが、自分といたしましては、この地域は大須ういろの上に住んでいるんだというような表現をいたしておりますが、最近では、聞くところによりますとプリンの上に暮らしているんだと、そのように例えて申される方もございます。

海溝型地震においては、5分もしくはそれ以上の長時間の揺れが来ると。また、余震も次々襲うであろうと言われております。北海道の十勝沖地震のときの石狩川の堤防の、あの縦に亀裂の入ったカラーの写真が新聞に載りましたことは皆様記憶にあると思われませんが、そのような災害が起きたときに、私が思うのに木曾川の小島町地内の木曾川堤防の危険度はどのくらいあるのかと、本当に大丈夫なのかということをお慮いいたしておりますので、そのことについてお尋ねをいたしますが、こればかりは弥富市単独で幾ら予算があろうともできないことは承知をいたしております。しかし、伊勢湾台風から50年、当時の地盤よりも2メートル以上も下がった地域もございますので、どうか元気な愛知県、港湾臨海地区、隣接する物流工業地区、恵まれた地域であります。言いかえれば、一たび地震災害に見舞われたとき一番弱い港湾、埋立地、海拔ゼロメートル、またマイナス2メートル、最悪の立地条件であるように思われます。幸いにも臨海部は、ある程度企業庁及び名古屋港管理組合の造成した地域におきましては、かさ上げをされてゼロメートルということはございませんが、しかし埋立地ということで必ず地震のときには災害が起きるように思われます。そして、小島町地内の木曾川にまさかの悲劇が起きたとき、弥富市全域、飛島村、愛西市、津島市、稲沢市の一部、蟹江町の一部に被害が及ぶことと思えます。大企業は撤退し、中小企業は再起不能、廃業、倒産、住民は逃げ出し、海部南部の存亡にかかわる事態になるやもしれないと思われれます。

1号線、尾張大橋左岸を南に下りますと県境、「これより木曾岬町」の看板がなくても、そこには、あの見上げるようなスーパー堤防が木曾岬町地内にはできております。三重県ができて、どうしてあそこでとまってしまって愛知県の方は続けられないのか。元気な愛知はどこへ行ってしまったのか。弥富市、あるいは愛知県、国土交通省、中部地方整備局、今までの経緯とこれからの対策、またニッケゴルフ場、木曾川堤の裏側に多少の漏水があったとお聞きをいたしておりますが、その対策はあれで終わりなのか。十分にあれで漏水はとまっておるのか。また、今後の対策なり方針がございましたらお聞かせを願いたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。小坂井議員の御質問にお答えを申し上げます。

まさに起きてはならないわけですが、今想定される東海地震、あるいは東南海地震というのが、これから先30年の間に確率としては80%以上の確率で起こり得るだろうということが懸念されております。そして、その地震の強さもマグニチュード7以上ではないかというようなことが想定されているわけですが、そして、東海、あるいは東南海沖地震が同時に起きた場合においては、愛知県下では約10兆円の被害をこうむるというようなことも予測されておるわけですが、大変厳しいことがあるわけですが、その中で私ども弥富市というのは、今議員がおっしゃるように、まさに過去からもそうでしたが、水との闘いの中で先人の皆様の御苦労があったわけですが、そういった形に対して、我々としても海部南部、そして弥富においては、これから先も継続的に防災計画というのを市民の安心・安全の一番の大きな柱としてやっていかなければならないというふうにかたく決意をするわけですが、

そういった現状も踏まえて、つい先日の日曜日におきましては、海部南部全体の防災訓練が実施されたわけですが、愛西市の木曾川の河畔で行われたわけですが、72機関の応援をいただきながら大規模な防災訓練が実施されて、大変私としても心強く感じたわけですが、自衛隊の動員も含めて大規模な防災訓練を実施させていただきました。

そういった中で我々が弥富市としてやっていかなきゃならないものについてお話をさせていただくわけですが、一つは、御質問の木曾川の左岸堤防でございますが、昨年の12月議会にもお答えをいたしましたとおり、木曾川水系における河川整備計画においては五明地区における堤防の拡幅が一つでございます。それから、JR関西線より下流の高潮堤の整備、これが一つでございます。そしてもう一つは、JR関西線の堤防から愛西市にかけます整備区間が、矢板工法であるとか、あるいは高水敷工法という形で整備をしていただく、いわゆる漏水対策でございます。そういったことをお願いしているわけですが、

そういった中で、つい先日も河川事務所から連絡をいただいたわけですが、今年度もJRの鉄橋のところまでの漏水対策をやっていこうと予算をつけていただきました。大変うれしく思っておるわけですが、財政厳しき折、そういうことを連絡いただいております、大変心強く思っておるわけですが、基本的な工法といたしましては、矢板工法といいまして、矢板を打ち込んで堤防に対して浸水を防いでいくという工法でございます。もう一つは水制工といいまして、40メートルぐらい木曾川の方へ堤防をつくって、水の流れを中央へ中央へ持っていこうという形で、堤防に対するより一層の強化を図っていくということでございます。こういったことを引き続き平成20年度もやっていただくということ

になっておりますので、胸をなでおろしているわけでございます。

今後は、先ほどもお話がありましたように、JR関西線より下流地域の高潮堤の整備ということがおかれておりますので、こちらの方についても早期建設をお願いしていきたいということで、来月の7月と10月にも国交省、あるいは中部整備局をお願いをしてみたいと思っております。いずれにいたしましても、市民の安心・安全ということに対して、これからは防災計画を含めて整備計画を進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） もう一つ、木曾川堤に関して提案でございますが、今あそこは通行どめになっておりまして車を通していないわけでございますが、車を通すことによって堤防を踏み固めるということも一つの方法ではないかと。また、人の目があれば、例えば漏水をしておるとか、どこか堤防に異常があるというのも目につくと思っておりますので、できることならば、立派な舗装もしてありますし、利用する価値もございまして、堤防を踏み固めるという観点からも、あそこの通行どめを外していただいて車が通れるようにしていただくと堤防に関しても少しでも強くなるような気がいたしますが、これは提案でございます。

2番目の日光川の右岸堤でございます。国道23号線、日光川下流の水門改修につきましては、県の方で調査費が今年度認められたと伺っております。私の心配は、例えば地震が起きたときに水門が壊れたとか、上がらなくなったとか、逆におりなくなったと。そのときの海の水の高さと日光川の水位の違い。あの堤防を見ますと、本当に自分たちの住んでおるところの低さ、天井川の恐ろしさというのが見られるわけでございますが、やはり液状化が必ずや堤防に起きるんじゃないかという危惧もいたしております。木曾川堤の被災、あるいは日光川の堤防の破堤ということも考えられますので、木曾川以外にも日光川の堤防の方の対策はどのようになっておりますか、お聞かせ願えますか。よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

日光川に関する問題でございますが、これは議員御指摘のとおり、私どもを含めまして各市町村が、この日光川流域の中で実は約130基ほどの排水機を有しておるわけでございます。そして、集中豪雨、あるいはそれぞれの市町村における雨量の問題等でその排水機を稼働していくわけでございますが、どこの市町も自分のところが一番かわいいわけでございますけれども、私どもといたしましては連絡協議会を設置いたしまして、しっかりとした事前の協議のもとに、これは海部県民センターを中心とするわけでございますが、そういった趣旨のもとに日光川への排水をしていくということで、何年か前の東海豪雨ということに対する、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、無差別的な排水というのを抑制していこうと

ということがあります。

そして、今議員もおっしゃっていただきましたように、私ども地元の県議のお計らいもありまして、日光川水門に対する改修工事が来年度ぐらいから着手されるということでございます。そして、できればもう1基、パワーのある排水機を日光川のところに設置するという計画もあるわけです。これも、また国の方をお願いをしていかなきゃいかんわけでございます。

そういった形で水に対する対策と、もう一つは道路でございますが、日光川の堤防は河川管理道路としても非常に大きな効果があるわけでございます。今現在、稲沢から飛島までの約20キロの区間を順次整備計画をしていただいております。つい3月でしたか、日光川の名古屋津島線のところにおける橋のかけかえといったことも実施されました。そして、今度は1号線における日光橋のかけかえということが予定をされております。これに対して事業予算がほぼついていくということを聞いております。それに伴う防災道路の整備でございますけれども、日光川にかかる1号線の場合におきましては平面交差ではなく、基本的には橋の下をくぐる、いわゆるアンダー交差といったような工法になる予定でございますけれども、そういった形で、この道路に対する下流地域における飛島村までの整備計画を順次進めていただくということになっております。私どもも、日光川右岸堤防防災道路建設促進同盟会というのがございまして、その中でさまざまな形において要望してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 日光川も通行どめになっておる部分を立派な道にさせていただければ、上を踏み固めるという意味で非常に有効なことだと思いますので、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

平成20年度より、この市役所内の各課においてグループ制を実施しておるということをお聞きいたしておりますが、どのような取り組みであって、どのように変わってきたかと。導入前と導入後で何か変わったことがありましたらお聞かせを願いたい。これは私もわかりませんし、市民の皆様も、きっと聞いたことはあっても内容がどう変わったのかということとはわからないと思いますので、また議会だよりも載るかと思いますが、簡単で結構でございますので御説明をよろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 御質問にお答えします。

この4月からグループ制をしいたわけでございますが、これにつきましては、従来は係制というのをしいてございまして、その係制からグループ制に変更したということでござい

す。

それで、グループ制の導入のメリットといたしましては、従来は、担当者、係長、課長補佐、主幹、課長、こういった形的意思決定過程でございまして、それがグループ制をしいたことにより、担当者、グループリーダー、課長というふうに変わりまして、従来の意思決定過程が1過程か2過程省かれまして、意思決定の迅速化が図られるということでございます。グループ制の導入によりまして、担当者と部課長との距離が縮まりまして組織のフラット化が進み、これまで以上に個々の職員の責任を持った意思決定をしなければならない場面がふえるため、職員一人一人がみずからの役割を認識し、意思決定に必要な情報を的確に入手し、それに基づき判断し、迅速に行動できる能力を身につけることが求められております。4月1日の導入から2ヵ月余り経過をいたしました、徐々にではありますが、導入の効果があらわれてきていると思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 非常に効果があらわれてきておるということをお聞きいたしまして心強く思います。だんだんなれていただいて、少しでも能率が上がるような市の運営をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に渡邊昶議員、お願いします。

13番（渡邊 昶君） 渡邊昶でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいと思っております。

私が今回質問させていただきましたのは、大きな題で一つでございます。これは、私どもが3市4町1村で共同運営しております環境組合の一つの問題についてお尋ねしたいというふうに考えております。それは、八穂クリーンセンターの稼働状況と、その運営等についてという題でございます。内容は、細かく事務局の方へ届けさせていただきましたので、一問一答方式のような形になると思っておりますが、わかる範囲内でお答え願いたいというふうに思います。

私が、きょうこうしてこの場でお話しさせていただくのは、以前に十四山時代に、15年でございますが、ここの問題で稼働して間もないときに状況をお尋ねした経緯がございます。そのときにも、うちの当時の村長、担当課長からもお話を聞いたことがあります。それはまず置いておいて、前年12月に私ども同僚議員から焼却灰の処理の質問がございました。それを聞いて私は多少疑問を感じたわけでございます。だからきょうの質問に至りましたので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

まず最初に、直接関係はございませんが、事を進めるのに大変重要な問題でありますので、市長にお尋ねがしたいわけでございます。

市長は以前から、予算というものは市民の皆さんの非常に大切なお金であると。それを預

かって私は事業実施するんだと。ところが、進める中に、やはり効果のある部分とない部分が出てくるよと。そのときには、まず無駄な執行は極力避けなければならないということをおっしゃっていただきました。今でもその考えはお変わりないか、変わる部分があるか、お知らせ願いたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

無駄な執行につきましては、いささかも考え方が変わるものではございません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） ただいま市長から、ずうっとお持ちになる考えは変わっていないんだよというお話をいただきました。僕は、そのとおりだなあというふうに思います。私は、物事を進めるには必ず改善・改革が伴うというふうに思うわけで、改革に必要なことは、まず一番に無駄を見つけることだと思います。市長が今まで経験されました民間の感覚と今置かれております行政の感覚では多少の違いがあるかもしれません。が、まず第一に物事の現状を把握すること、そして正確な情報を得て公開すること、これが私は一番大切なことだと思います。その意味は、その情報を隠したり間違い事を伝えては無駄が生じるというふうに私は思います。私は、この話をするによって、これから続きますが、市長や担当部課長をいじめようという考えでここにおるわけではございませんので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

次に、現場を預かる担当責任者として部と課がございます。部長でも課長でも結構です。まず大切なことは、一部事務組合というものは運命共同体です。合衆国です。一つの市町村だけでは何ともなりません。一つ一つの単組がしっかりした理念でその運営に当たらなければ、まともな事業は進みません。だから、部長もしくは課長どちらでも結構です。環境組合と私ども弥富市とはどのような相関関係にあるか、その基本的な考え方をひとつお知らせ願いたいと思います。よろしく願いします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えさせていただきます。

海部地区環境事務組合は、行政のサービスの一部を共同で行うことを目的として、3市4町1村で構成した地方公共団体の組合の一つであります。政策決定につきましては、組合議会において決定されます。構成市町村と組合は同等の関係にあり、密接な関係でなければならないと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今お話をいただいたように、部長も非常に整理整頓された、考えと

しては私はその通りだと思います。まず必要なことは同等であるということ。上下関係はございません。私どもの行政と組合とはどのような相関にあるかということでございます。一つ、企業に例えて言うならば、私どもの市長は会社経営をするオーナーだというふうに私は思っております。その中で現場を預かる部課長は、会社でいうなら執行役員の立場にある人だというふうに私は思います。現場の責任者としての仕事をしていただいております。組合の職員と部長・課長は同じ立場にある職員であるということが必要です。同等ということは、内容についても一緒に努力し、取り組み、必要なことはオーナーである管理者に正確に伝えること、これが一番大切であると思います。

また、組合と市町村には上下関係はございません。それが、何事も組合任せで、現状を把握せずにいっておるように私の目には見えて仕方ありません。だから聞いたわけでございます。これは私の考え間違いかも知れませんが、私の思いで今ちょっと言ったわけですが、思いで言っちゃあいけません、どう見てもそう見えるわけです。

それでは、きょう通告いたしました基本的な二つは聞きましたので、通告しました内容について順次質問をさせていただきます。

これから私は内容に入るわけでございますが、皆様方には同じレベルで理解していただくことが非常に大切だろうと思います。2点だけ簡単なことでお話をさせていただきます。

私がこれからお尋ねする中に、「灰」だとか「スラグ」だとか「溶融」とかいう言葉が出てきます。それで、まず私どもの組合で処理する業務の中で市町村から集まったごみを組合でどう処理するかということですが、この組合は、各市町村から集まったごみを集めて共同焼却処理をしておるわけでございます。その処理をするときに何が出るかということ、まず出るのは灰だけです。その灰には2種類ございます。燃やした灰（焼却灰）、それから細かい集じん灰、もしくは溶融したときに出る溶融飛灰。普通は、焼却灰と集じん灰の2種類が出るわけでございます。「スラグ」という言葉を私は使いますが、部課長も使うと思います。このスラグというのは鋼滓、溶融は溶鉱炉等で溶かして出たものであるということで、まず灰は2種類あるよと。スラグがあるよと。スラグは鋼滓であると。溶融炉から出たかすであるというふうに思っておってください。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、八穂クリーンセンターは非常に多くの予算を使って建設がなされております。このセンターは、いろいろな機種がございます。各機種は、性能発注をすることによって建設がなされております。全機種、検査結果はまず合格で受け渡しを受けて現在の稼働に至っておりますか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

八穂クリーンセンターの機械類でございますが、これは平成13年の10月1日より可燃ごみから始め仮稼働をしたわけでございます。その間、いろいろ試運転をされ、検査に合格をして、平成14年5月31日に全機種合格、引き渡しを受けたと聞いております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） センターのこの機種は発注仕様書というものがございまして。それに基づき検査がなされたということ、そして全機種保証条項が満たされておった。だから、それを確認の上、受け取りましたということで理解してよろしいですね。はい、わかりました。

それでは、次に入ります。

この検査を受けて受け取った各機種の中に焼却炉がございまして。間違いなくごみは焼却することによって処理されておるということで、されているならば、実績について聞きますが、18年度に処理したごみの総トン数はいかほどあったかということと、そのごみを焼却したことにより発生した灰の総トン数は合計でどれだけあったかということと、その合計に入る前の内訳で、先ほどお話しした焼却灰でいかほどか、集じん灰でどれだけあったか、なおかつ手を加えた溶融スラグで何トンあったか、内訳3項目、それから灰の総トン数、これは合計、それから持ち込まれたごみの総トン数についてお知らせ願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 渡邊議員の御質問にお答えさせていただきます。

八穂クリーンセンターに搬入されたごみのうち焼却処理をいたしたごみの総トン数は、18年度8万5,198.77トンでございます。それによりまして発生いたしました灰は、合計で1万127.48トン、11.88%でございます。その内訳でございますが、焼却灰として3,153.13トン、集じん灰として2,164.68トン、そして手を加えました溶融スラグにつきましては4,809.67トンということで報告をいただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 1年間で8万5,000トン、整数はカットして話します。そして出た灰は1万トンあるよと。これも結構です。その内訳はというと焼却灰で3,000トン、集じん灰で2,000トン、スラグで切り上げて約5,000トン、おおむね1万トン。私は、これを聞いて一つ思うことは、ごみの量から見て灰の量が非常に多いと思われまして。今、課長は11.88%ですというお話でございましたが、私は、つと聞いて多いなあと思いました。以前の津島市ほか11町村衛生組合のときの旧工場は、燃やして、そしていろんな機能もないがために灰は灰で処理をしておった時代でございます。その時代を見ても、月々の変動はございますが、パーセンテージで見ると10%前後の灰が出ておったというふうに思います。なぜ私が多いと思うかということ、私どもの今の環境組合の機能というものは、最新鋭の機能を備えた環境に

も優しい一番いい工場のはずである。にもかかわらず12%も出るということは、私としてはわかりにくいと思います。その半面、内訳を聞くと、溶融炉は溶融量が少な過ぎる。そしてなお、溶融量が少ないということは灰の量が多過ぎるというふうに思いますが、これはわからなければわかりません。なぜかわかりますか、わかったら教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

溶融スラグの割合が少ないという御質問だと思いますが、私どもが課長会の中で認識しておる点でございますけれども、焼却灰、燃やしまして当然灰が出るわけです。その灰をコンベヤーに送りまして、溶融炉という炉に入れて溶融スラグにするわけでございますが、非常に粒が大きなものについては溶融スラグにならない、その前ではじいてしまうということがあるそうです。したがって、溶融率は焼却灰の質によってやはり変動してくるというふうに伺っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今聞くと、原因は幾つかあると思います。「灰の質が悪い」という最後の言葉もございました。燃やすと灰が出ると。灰が出ると、必ずその中には処理困難物も含まれておる。陶器類もある。金属類もある。いろいろあると思います。それは、燃やして灰を移すときに必ず選別して、溶融炉は、その灰を適正処理、固化することによって2次製品にできるようにするのが本来の姿であるとは私は思うが、これを逆にみると、5・2・3の割合で出ておって焼却灰がこれだけあるということは、非常に不純物が含まれておることなんです。だから、溶融炉には2炉あって、年間1基1日に28トンの処理ができる能力があるんですよ。能力指数は1万2,600トンの能力があるんですよ。にもかかわらず、たった4,000トンしかできないんです。そこに問題があると僕は思う。

だから、米の米選と一緒になんです。米をとったよ、米選にかけるよ、くず米はくず米だよ、あいちのかおりは、あいちのかおりで売るんだよ。必ず適外物質もあるわけです。だから、この問題は、市長たちじゃなく、執行役員の立場にある部課長が突っ込んだ話で会議をやって、市長に伝えて、経営者である市長たちが管理者会で問題を提起し、事務局長を中心に内容聞いて、なおかつ、こういう作業現場のあるところは作業の現場を預かる人の声をしっかり聞くことが大切だと思います。だから、新しい事務局体制にもなったんだから、新しい工場を円満に稼働するためにも、しっかりと汗をかいてほしいということを望むわけでございます。

最初に言ったように、久野課長や部長をいじめるつもりも何もございませんよ。これだけはわかってください。非常に多くの負担金を使って、毎年毎年、弥富中学1校が火に燃えて火事をやっておると同じ考えなんです。50億かかるんですよ。マッチで火をつけたら燃え

ていっておるんです。あの煙は全部1万円札だと思ってください。だから、今回日本が開催する北海道の洞爺湖サミットでも、拉致の問題、経済の問題、それから軍事の問題、いろいろあろうと思います。そこの目玉の中にナンバーツーであるのは環境の問題だと私は思います。市長もリーダーでつかさどる方だから、非常に日本の立場を考えて苦労してみえると思います。海部郡全体の皆さんの環境、そして一般ごみは必ず行政の責任で片づけよという法律がございますので、十分そこのところを心に入れて、必ず消えていくお金なんだから、もっともっと安全に、そして有効に使うということに力点を置いていただきたいというふうに思います。量の多い少ないは別にして、これは本当に担当者会においても内容をよくお尋ね願って、また後でお知らせ願いたいと思います。

次に入ります。

これらの灰は、最終的にはどのように処理をされましたか。灰及び溶融スラグを埋め立てしましたか。灰は間違いなく埋め立てておると思います。ならば、灰で何トン、スラグで何トンあったか教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） では、お答えさせていただきます。

埋立量でございますが、灰で5,317.81トン、これは先ほどの集じん灰と焼却灰の合計数字でございます。スラグで4,809.67トン、先ほどのスラグ量でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 先ほどの内訳で聞きましたように、灰は5,000トンだよと。整数はカットします。スラグで約5,000トンだよ。合わせて1万トンの処理はできております。お金をかけて固化したスラグ。灰はやむを得ないんですよ。灰は、埋め立ては以前からもしております。どこの工場でも埋め立てはしておると思います。これは害の出ないようにして埋め立てるとというのが条件ですが、埋め立てております。だが、検査が受かったすぐれた機能を持った機種で手当てをしながら、なおかつ埋め立てておるということは、再利用ができない製品だから埋め立てをされたかどうかということですが、いかがですか、お尋ねします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 渡邊議員からスラグをなぜ埋め立てたかという御質問でよろしいかと思いますが、実は、このスラグと申しますのは、先ほど申しましたように溶融炉で1,200ほどの高温でやると。そして、一つの目的はダイオキシンを少なくするために溶融炉に入れる。そしてもう一つは、減容固化と専門的に言っておりますが、容量を少なくする、これが最大の目的でございます。

そして、環境省から実はこういった文書が出ておりまして、溶融スラグにつきましては、まず先ほど言いましたダイオキシンと減容固化が第一でございますが、さらに最近では路盤

材だとかコンクリート用のあまり力がかからない2次製品といいますか、スラグ骨材というふうに言われておるようでございますが、こういったものにも使用ができるよと。それができれば最終処分場の延命にもつながるということで、多くの自治体、最新のものは溶融炉を使ってスラグにしておると。ただ、現実的にはそういった製品がやはり高いということ、どうしても。やはり自治体の使う需要がないということが最大の原因であるということ、現実的には18年度に少しそういった再利用スラグということで引き取りもされておるようでございますが、大部分は残念ながら埋立処理をしているというのが現状でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） それでは、続いて質問させていただきます。

課長は、スラグを埋め立てておるがなぜだと。まず、溶融固化する目的はダイオキシン対策をするんだということと、減容固化するんだよというお答え、結構でございます。間違いなく一つ私が言いたいのは、集じん灰については非常に害が多い。だから、飛灰等については対策をすると。キレート処理という特殊な処理をします。これはどういうことかということ、水とセメントと重金属封鎖剤を使って固めてスラグにします、一切出ないように。灰は、それと比べると非常に無害に近い。だが、減容固化して2次製品に利用できるのは溶融スラグというものでございます。対策をする物とスラグの物はおよそ違う。だけど、課長と私はやり合うつもりはないんだから、少しだけ教えておきます。これは違うんですよ。

それから、減容目的だと言われました。これも違います。目的は減容だけでやっておるんじゃない。そして、間違えちゃいかんことは、灰を溶融固化することによって間違いなくスラグになるために比重は変わります。形も変わります。だけど、重量は変わりません。こういう性質がございます。減容するから量は減るように思えるが、うそです、これは。違います。物自身の重さは一緒です。形態が変わるだけです。なおかつ、安全で再利用ができる品物に生まれ変わるということ、これをよく理解しておいてください。

それでは、次に入ります。時間が少なくなるのでスピードを上げていきますので、よろしくをお願いします。

4番目ですが、溶融炉について簡単にお尋ねします。

炉は間違いなく円満に稼働しておると思います。その炉を動かすためには予算が必要です。動かすために1年間使った総経費はどのくらいあるか、合計でいいです。そして、その内訳で、わかる範囲でいいです。消耗品等で幾らかかったか。修繕に伴って幾らかかったか。作業をするのに人件費がかかった場合、人件費で幾らかかったか。それから、電気、水等を使いますので、光熱水費で幾らかかったか。一番問題なのは、その作業を委託しております委託料は幾らかかったか。その他があればその他で、合計で結構です。お教え願いたいと思います。お願いします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、溶融炉の運用コストについてお答えさせていただきます。

総経費は4億5,444万3,000円でございます。内訳でございますが、消耗品として1,130万1,000円、これは薬剤費でございます。それから水光熱費が9,609万9,000円。これは、八穂クリーンセンター全体としては水光熱費で1億2,400万強の経費がかかっておりますが、溶融炉にかかる電気料としまして、電気料を1キロワット10円として換算した場合の金額でございます。それに、水道料として281万500円を合計した金額でございます。それから、修繕費としまして1億7,260万8,000円、そして委託料693万3,000円、これは分析費でございます。そして、先ほど議員が特に強調されました作業人件費でございますが1億122万円、そしてその他、灯油、LPG等で6,628万2,000円でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 非常に多くの予算がかかっております。中身は別にして4億6,000万弱、固化するだけでかかっておるわけです。そして、その中で修繕、委託人件費、これは億です。これは非常に中身を精査する必要、協議していただく必要があると思います。

実質、溶融炉は能力を余らせております。円満稼働しても必ずできると。だけど、灰が多いため減量できない。これも検討する必要があると思います。結構です。これだけ多くかかっておるということは、私が決算書等を見ても非常にわかりにくいのでお尋ねしたわけです。私の出す内容とは多少違いがございますが、事務局が素直に汗をかいて、聞いて、調べて、約4億5,000万かかっておるんだよというお話ですので、固化するだけでこれだけまず余分にかかるということです。

それでは、これらの経費を使ってできた溶融スラグは再利用がされておるか。されたなら、いかほどか。何トンあったか。有価で処理ができたなら売価は幾らあったか、お知らせ願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

18年度中に路盤材等で再利用されたスラグの量でございますが、合計で11.13トンでございます。売価につきましては、200円から231円のトン当たりでございます。ただ、お聞きしましたら、他社でも契約はございましたそうですが、実際の取引はなかったというふうに聞いております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 動かすだけで4億5,000万強、有価で利用するはずのスラグは11トンしかない。5,000トンを片づけた。パーセンテージにしたら0.0幾つだと思います。0.002か0.003になると思います。非常に非効率な処理の仕方であるというふうにも思うわけでございます。1年間で8万5,000トンのごみを片づけ、1万トンの灰が出て、金を使って11トン。これは今後汗をかいていただいて、しっかりとした仕事をしていただかないかんだらうと私は思います。これは、私どもの弥富市だけでできる問題じゃございません。組合全体で本当に真剣に協議・検討していただきたいということで問題を提起しておきます。

それでは、次に入ります。

売れない原因の中には、いろいろあろうと思います。非常に多くの予算を使って固化したスラグが再利用できない。これは、溶融スラグ自身の品質にも原因があるのではないですか。スラグは必ず試験をクリアせないかんわけです。溶質試験はクリアできておりますか。もしできていないとするならば固化の作業状態にも何かあるんじゃないですか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

議員が今御質問の件は、溶融スラグに重金属等の含有量がどれだけかという御質問だと思います。溶融スラグの溶質試験は、水銀カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、こういった重金属類、そしてセレン、弗素、硼素、そしてダイオキシン類の9項目について試験をやっております。これは毎月必ずやっております、私の方にもこういった試験結果は組合からちょうだいしておるわけでございますが、全項目クリアということで報告をいただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） できたスラグは一定基準に基づく数値をクリアし、学校でいうなら非常に優等生であるというふうにお聞きしました。ならば、なぜ売れんかということだと思います。ここに一つ原因が出てくると思いますよ。それは、ここでどうこうする問題じゃございませんので、私が聞いておきます。間違いなく、そうなる何一つ結果がないように思われるわけです。

それじゃあ、参考にお尋ねします。同じ溶融炉を使っておるところは全国で3カ所しかご

ざいませぬ。ほかにもいろいろあるんですよ。だが、私どもと同機種を使っておるのは、私どもの組合と隣の新川にある五条工場、そして福島県にあるいわき、この工場しかございません。その内容を全部知るといふことは、気があればできるが、なかったらできませんので、一番近くに新川がございます。これぐらいは聞きに行けるといふ。わからんならわからんで結構ですが、その工場等については同じ機種を使っておりますので、どのような状況で手当てしておるか、わかったら教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

八穂クリーンセンターと同じ機種、当然メーカーも同じでございますが、こういったものを使っておるのは、先ほど議員が言われましたように甚目寺町にございます五条川工場でございます。それで、五条川工場では覆土用の土のかわりに利用されているというふうには私は組合から聞いておりました。たまたまでございますが、この御質問をいただいた2日後、名古屋市の環境局の担当者と打ち合わせをする機会がございまして、私どものこの八穂クリーンセンターのカタログを見せたわけでございます。そのときには向こうの方から逆に御質問がございまして、私ども五条川は覆土用に使っておりますが、組合はどうされておりますかという御質問を逆にいただいて、名古屋市さんも、つくっても実際に自治体の需要が少ないので何ともならないということで、非常に私どもと同じ悩みを持ってみえたということで、これは担当者同士の話でございますけれども、やはり私が組合で聞いていたのと同じお答えでございましたので、お話をさせていただきました。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 同じ機種を使っておる隣の五条でも困っておるといふことは、僕はできていないんだなあというふうに感じました。恐らくできておらんだらうと私も思っておりました。一度行こうかなあと思ったけど、なかなかその機会がなくて行けなかったんです。だが、できていないだらうと思ったんです。ここもできん、あそこもできんということなら運命共同体のような格好になるが、相互が勉強し合うことも必要だと僕は思います。これからは、やはり自分の家だけでのほほんとするんじゃなく、いろいろなケースがございますので、お互いが意見交換する必要もあらうと私は思います。今課長が言われたように、それはそれで仕方がない。「仕方がない」という言葉は本当は使いたくないんですが、何ともならんなあというふうには思いました。

時間がないので次に入ります。

厚労省では通達を出しているわけですが、スラグの処理はどのように指導しておるか。焼却灰を固化して、今言うように固化だけで4億6,000万弱かかるんですよ。それを使って埋め立てをせよと言っておるのか、その点はいかがですか、お尋ねします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） では、お答えさせていただきます。

この溶融炉でございますが、八穂クリーンセンターは先ほど申しましたように平成13年10月1日より稼働しておるわけでございますが、この計画の中で、平成9年度以降に廃棄物の処理施設の整備計画を提出する場合、当然国庫補助を受けるために提出するわけでございますが、ごみの焼却施設として計画する場合には必ず焼却灰のリサイクル、減量化を図るための溶融固化設備を有していることが補助の条件だったということで、こういった設備をつけたということでございます。ただ、スラグの有効利用に関して、当然この建設当時の検討の中で八穂クリーンセンターにおいても粒径（粒の大きさ）をそろえるための摩砕機といった機械、そして当然売却するためにはある程度貯留する必要があるということからストックヤードが必要であったわけでございますが、このときは当然検討の途についたばかりであったので、こういったものをつくらなかったというふうに聞いております。需要が拡大して安定的に売却できると判断された時期が来たときには、そういった摩砕機の設置とかストックヤードの設置を考えていきたいというふうに聞いております。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今私が聞いたのは、厚労省の指導内容について聞いたわけであって、ストックヤード云々とか、そんなことを聞いているわけじゃございません。厚労省の指導は簡単なんです。必ず新規の工場については公害対策型で、有価利用できるように各施設を充実させてつくりなさい。それには補助金も出しましょうとあって、もらってつくったわけです。それで、なおかつ性能発注した工場は100点で受かっているわけです。その結果を得て、厚労省は国のお金を出す以上、間違いなく指導をつけております。その指導は、灰溶融固化については、まず目標基準に適合する仕事をしなさいよと。これは、ただいま課長が言われたように、6もしくは8項目の各項目をクリアできる溶質試験をクリアしたものをつくりなさいと。そして、行政縦割りはだめです。縦横でつながる必要があると思ったのは、できたものは市町村がみずから発注する公共事業に利用するという。その利用した物は廃棄物の処理には当たりませんよと。商品なんですよ、品物なんですよということを言っているわけです。ただし使う場合、ただしがあるんです。これは横割りでいってほしいということなんです。市町村において固化物を利用するときは、必ずその内容を施行条件として発注する人間が設計・仕様で明示して、固化物を適正・有効に利用することを考えて配慮に努めなさいと。一字一句、灰で埋めよとか、覆土剤に使っただとか、それは使った結果であって、目的は違うんです。そこを十分に考えてください。

次に入ります。

溶融炉は、今まで聞いた中、順番に聞いたんです。非常に多くの予算を使って建設されて

おります。間違いじゃないんですよ。思い出してくださいよ。いいですね、事務局。そのときの説明は、まず減容、再利用、減量も必要なこと。固化したスラグは無害で、無害ですよ、今。無害になるんです。建築資材、道路の路盤材、そしてインターロッキング等、多用途に利用ができて、できた物は有価で売れ、経済性もあって、おまけに売れた分だけ灰が処理できますよという、本当にいいことづくめでつくられておるわけです。ところが、昨年一年を見ても1万トンの灰、5,000トン固化、11トン売れました。お金はといたら200円から220円ということは2,000円ですか。ばかな話じゃないですよ。これは会議の中でも本当に重要議題で、すぐ片づかな片づかんで僕は結構です。前に向けて考えてほしい。市長が言われた。最初僕が聞いた。無駄はいかんね。今でも市長さんは無駄は十分気をつけないかんということでお答えをいただいておりますので、どうかひとつ真剣に取り組んでいただきたい。固化することによって余分に経費をかけて埋め立てるということだったら何も意味はございません。

それで最後、この流れが7年ばかり続いてきております、新工場になってから。このまま続けていく気があるのか。そして、なおかつ現場を預かる事務局はどう考えておるのか、一遍よく考えながら、簡単でいいんです。能書きは要りません。お答え願いたいと思います。議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

大変貴重な御意見をさまざまな角度からいただいておりますが、関連といたしまして、少し弥富市の環境に対する考え方を述べさせていただきたいわけでございますけれども、この事務組合の運営に当たりましては、御承知のように3市4町1村という形で年間47億余りの負担金をそれぞれの市町村が出し合って運営されておるわけでございます。私ども今は副管理者でございますけれども、今、基本的な議会での話し合いということについては、各構成市町村がしっかりと話し合って、効果的な運営に取り組んでいこうということでございます。また、負担金の問題を少しでも削減していかなきゃならないということは一致しているところでございます。

弥富市におきまして、この環境事務組合の運営に対して負担金の割合というのは、ことしの予算の中でも述べさせていただいておりますけれども、平成20年度で5億5,000万、実はあるわけでございます。ごみの処理に対しても、この負担金の中で弥富のごみを処理していただいておりますが、今、広報等を通じてごみの削減に努力していただきたいということをそれぞれの地域の皆さんにお願いしているわけでございます。一つは、ごみの処理に対する経費負担というのは市町村の均等割が10%でございます。そして人口割が40%、そして残りの50%がごみの量で決まってくるわけでございます。そういった中で、ごみの削減に一丸となって取り組んでいかなきゃならないということで、広報等を通じてCO

削減を含めてお話をさせていただいておるところでございます。

それから、溶融スラグ、あるいは焼却灰の問題について、渡邊議員は前に職員ということもでございますでしょうけど、非常に熱心にお話をいただきました。我々としては、もっともっと勉強していかなきゃいかんことが多々あるわけでございます。しかしながら、溶融スラグの再利用ということについては、まだまだ値段が高いとか、どういう製品に転化していったらいいかということについて研究が十分されていないということでございます。先ほどもほかの議員の方からお聞きしますと、漁業なんかにも今テトラポットで利用するんだという話もお聞きしました。こういったことも含めて、事務組合、あるいは我々市町村が構成するところのメンバーが、しっかりとこの溶融スラグに対する勉強をしていかなきゃいかんというふうに思っております。

それから、私ども弥富市といたしましては平成13年に一般産業廃棄物の処理場というのを鍋田地区につくっているわけでございます。その有効活用をさらにしていかなきゃいかんということで、地元の方ともこれから協議を重ねていきたいということでございます。その当時の話といたしましては、灰を埋めてもらったら困るということが主な理由であったわけでございます。この焼却灰の成分要素といたしまして塩素というものがかなり含まれておるわけでございます。今、あそこの処理場における機械装置の中で、この塩素を取り除くことができないということでございますので、焼却灰の処理は弥富市の処理場ですることができないということでございます。溶融スラグの再利用を考えると同時に、いわゆる廃棄物処理場での処理ということも、私どものごみから発生する溶融スラグに対しては一度考えていかなきゃいかんと思っております。そういったことが全体の負担金を削減していくことだろうというふうに思っておりますので、また地元の人としっかりと話し合いをしていながら施設の有効利用をしていきたいと思っております。今後とも御指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 私は、最後に市長にこのお話を聞いて終わろうと思いましたが、非常に前向きに考えていただいております。結構だと思えます。今、お話の中に塩素が多い、処理がしにくいという話がございます。私が昔担当したときの専門で言いますと、塩素が多いというのは、本当にいい灰だけを溶融炉に入れて処理すれば塩素は半分に下がります。処理困難物を入れてスパークさせると、いろんな熱が上がることによって化学反応を起こし、塩素が多くなるという原因がございます。だから、自分たちで灰が多い分だけ余分なものを入れておるもんで製品が悪い。スラグができない。今になってから売り先を探しておるのはうそなんです。売れないんです。だから、これだけのお金を使って処理するということは大変ですので、本当にどちらがいいか、灰だけで埋めて、まず当面できる範囲の努力をす

るということもよく一度皆さんで検討していただきたいと思いますので、またよろしくお願
いいたします。

最後、市長、何かございましたらひとつお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） すみません、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど私の発言の中で「産業廃棄物処理場」と言ったようでございますが、これは「一般
廃棄物」という誤りでございますので訂正させていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に堀岡敏喜君、お願いします。

1番（堀岡敏喜君） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様、おはようございます。
公明党の堀岡でございます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。なお、内容につきましては
事例なども含みますので、御了承いただきたいと思います。質問は大きくは2点、細かくは
5点でございます。

まず、安心・安全なまちづくりの観点から、防犯・防災についてであります。

先月5月12日、中国四川省におきましてマグニチュード8.0という大地震が発生をいたし
ました。そのエネルギーは阪神淡路大震災の30倍以上とも言われ、甚大な被害が出ておりま
す。ロイターの発表によりますと死者は7万人以上、被災者は1,200万人以上という未曾有
の大惨事であります。犠牲者の方々には心より御冥福をお祈りしますとともに、一刻も早い
復興を願うばかりでございます。

先日、私と炭竈議員は、ボランティアの方々とともに市内でミャンマー大型サイクロンと
中国四川省大地震で被災された方々の義援金を募る募金活動を手伝わさせていただきました。
市民の皆様のご関心は非常に高く、募金箱の前に混雑ができるほどでありました。弥富市は風
水害、地震災害とも起きる可能性の高い地域であります。募金活動の際にも、市民の方々か
らは市内の学校は大丈夫との声を多数聞いております。その不安の声の原因には、中国四川
省大地震において既に新聞や報道で御存じのとおり小・中学校の校舎が倒壊し、多くの未来
ある子供たちが犠牲となってしまったからであります。地震の規模もさることながら、その
原因は建物そのものの構造にも欠陥があったと発表されております。

我が国は世界でも有数の地震多発の国であり、過去にマグニチュード6.0を超え、1,000人
以上の被災者を出した地震災害も10件を超えます。その中でも愛知県では濃尾地震、東南海
地震、三河地震と3件も起きているのであります。平成20年度の弥富市地域防災計画は、そ
うした災害に備え、災害時の被害を極力小さくするために地道に研究された大変すばらしい
ものであると思います。その中に2次災害を起こさないための災害予防計画があり、抜粋で
ございますが読ませていただきます。道路と公共施設の耐震化や公的建築物、民間の特殊建

建築物等、あるいは特定の地区を対象とした耐震化・不燃化を図っていく。中略しまして、市全体の防災構造化を図る必要があるとあります。その上で最初の質問でございますが、弥富市におけます小・中学校の耐震化率は現在のところどうなっているのでしょうか、よろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） 堀岡議員の御質問にお答えいたします。

弥富市立の公立小・中学校の耐震化率でございますが、平成20年度当初で63%でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1 番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

総務省の、先ほどは20年度の発表で申しわけないんですが、平成19年4月現在の統計によりますと、各都道府県における小・中学校も含む全公共施設の耐震改修率は全国平均55.6%であり、それに対し愛知県は64.1%であります。学校の施設は子供たちにとって一日の多くを過ごす学習と生活の場であるだけではなく、災害時には地域の防災拠点としての役割もあります。耐震化の推進は市民の皆様の命にかかわる最重要課題だと思います。国政でも学校耐震化は大きな課題となっております。既に御存じかと思いますが、今国会において地震防災対策特別措置法改正案が成立をいたしました。これによって、学校耐震化事業にかかわる地方の財政負担が現行の3割強から13.3%と半分以下に圧縮されます。目指すべきは100%であり、先送りは許されないと思います。すべての児童・生徒たちが安全に安心して学ぶことのできる学校施設の実現のため早急に取り組んでいただきたいと思いますが、市長、いかがでございますでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

先ほど次長が話をしましたように、平成20年度当初で63%の耐震化率でございます。児童・生徒の安心・安全、あるいは教育環境の整備ということも含めまして、これは早急にやっつけていかなきゃいかんということで、今年度も大幅な予算を歳出させていただいておるわけでございます。総額で2億4,000万ほどの耐震化予算をしているわけでございます。そういった中で、平成22年度末までには校舎の耐震化を完了する計画を進めてまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1 番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。ぜひとも弥富の未来の命を守っていただければ、よろしくお願いいたします。

また、災害に際しまして、特に地震災害においては広報等でも防災意識の啓発をされてお

りますが、いま一度確認していただきたい点がございます。阪神淡路大震災や新潟中越沖地震で被災された方々が、その体験をもとに防災について著書を通しさまざま提案されております。いろいろなメディアでは身近な防災対策が取り上げられておりますが、それは地震直後に自分が生き残っていることを前提としており、助かった後の対策になっていることが多いと思います。本来はどうやったら死なないかにポイントをおくべきで、まくら元に水と懐中電灯とか水と乾パンの備蓄というのは順序が逆ではないかと思うのです。大震災でほとんどの犠牲者は地震直後に圧死しています。大けがを負われた方もほとんど同様です。地震発生から3分以内に死ぬか生きるかの決着がついております。まず、死なない対策が非常に大事だと思います。生き残るためにも、住まわれる御自宅の耐震化もそうですが、寝ているときが一番無防備になることを考えますと、倒壊するような家具、電化製品を寝室に置かないこと、また倒壊しないように工夫することが大事だと思います。まず生き残らなくては話になりません。数々の体験を通した著書にはほとんど共通して書かれております。以上のことを再考していただき、市民の皆様の防災意識の向上に尽力をお願いして次の質問に移ります。続いては防犯についてでございます。

3月議会におきまして質問させていただきました街灯のない通学路対策に対しまして、5月22日の全員協議会のときにいただいた進捗状況報告書に、電力会社に強く要望するとともに、要望を受け入れられない場合はソーラーライトの設置も視野に入れたいとの御返答をいただきました。そのことを御要望いただいた方々に御報告させていただきましたところ、大変喜ばれておりました。ありがとうございます。同時に、一日も早くお願いしたいとの御要望をいただいております。卑劣な通り魔的な犯行が後を絶ちません。いずれの事件も人通りの少ない街灯のない暗い道で起こっております。どうか各学校の通学路を再点検していただき、自治会、PTAの方々等の意見もよく聞いていただきながら一日も早く実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現在、中学校等を調査しております、通学路の街灯のないところを。それで、防犯灯につきましては、電柱が立っておるものの防犯灯がついていないというところも多々あると思いますので、その辺も調査した後、区長さん等に御依頼申し上げ、防犯灯が設置できるように今後進めていきたいと。なお、その電柱も立っていないところについては、早い時期にソーラーライトという方向で考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。弥富市の子供たちのだれもが不安なく登下校できる環境づくりをお願いいたします。また、これから夏に向けてはまだ日が長いのでござ

いますが、秋から冬にかけて日が早くなりますので、できればそれまでに応急処置でも対応していただければと思います。

続いて、次の質問に移らせていただきます。これも、3月議会において提案させていただいたエコハイブリッド街灯の設置要望についてであります。

このエコハイブリッド街灯といいますのは、太陽光電池と風力発電機を備え、日没後には自動的に点灯する仕組みになっております。商用電源を用いていないため二酸化炭素の排出量はゼロ、また災害時には非常用電源としても使用できるすぐれものです。私は当初、エコハイブリッド街灯を弥富市内の34ヵ所ある緊急時避難場所に設置すれば目印にもなり、市民の防災意識も高まり、自然エネルギーの認知によって個人個人の地球温暖化に対する取り組みへの啓発になると考えておりました。しかし、本年は京都議定書の第1約束期間の初年度であります。2012年までに基準年より6%のCO₂の削減を達成せねばなりません。それは、ただ約束を果たすというだけではなく、人類の生存基盤にかかわる環境問題の中でその責任を果たすということでもあります。

現在、国内のエネルギー産業に携わる企業はさまざまな温暖化対策に奮闘されております。それを消費する私たち国民一人一人ももっと意識を高め、行動していかなければなりません。エコハイブリッド街灯の事例を調べているうちに、多くの県、市町村が地球温暖化対策プロジェクトや自然エネルギー設置ビジョンなどに具体的に取り組んでいることを知りました。また、我が国の2050年までの長期目標は50%のCO₂削減です。この際、街灯の要望も含め、弥富市に地球温暖化対策・自然エネルギー推進委員会の設置を要望したいと思いますが、市長、また担当部課の方、いかがでございましょう。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員、大変貴重な御意見をいただいておりますが、まさに環境対策というのが正念場に来ているということで、実施活動にさまざまな形で落としがいかなきゃいかんというふうに思うわけでございます。そういった中で、今回7月7日に行われる洞爺湖サミットというのが非常に注目もされておるし、日本の基本的な取り組み姿勢も当然要望されるだろうと思っております。防災についてもエコハイブリッド街灯というものは必要だと思いますけど、私は学校の児童・生徒に対する、いわゆる環境教育の一環として設置する必要もあるというふうに思っております。財政的な予算等もございませけれども、来年は二つの学校で実施をしていく計画をこれからしていこうというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。来年二つの学校で実施をしていただけるといいう声を聞きました。

また、先ほど述べましたように温暖化対策、また自然エネルギーの推進委員会の設置についてはどうでしょうか。担当課長、お願いします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 先ほど市長が申しましたように、市長の方針として非常に地球温暖化対策も市長の政策要因でございますので、またそういった話があれば市長と相談させていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 12時も近くなりましたので、ここで暫時休憩をします。再開は1時ちょうどでございます。よろしくお願いします。

~~~~~

午前11時55分 休憩

午後0時58分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆様、こんにちは。午前の質問に引き続き御質問させていただきます。

午前中の質問の中で、エコハイブリッド街灯の設置要望につきまして地球温暖化対策と自然エネルギーの開発プロジェクトの要望をさせていただいたところ、市長の方より来年度に弥富市内の小学校に2基、それも子供さんたちの自然エネルギーの体験を通じて地球環境問題を考えるという目的でつけられるというお返事をいただきました。まさに私は素晴らしいことだなあとと思います。それに引き続きまして、環境問題に関しまして次の質問に移らせていただきます。

来月、7月7日から北海道洞爺湖におきましてG8サミットが開催されます。日本が議長国を務める洞爺湖サミットでは、環境、気候変動問題が主要なテーマになっております。我が党も党内に地球温暖化対策本部を設置し、温暖化の原因となる温室効果ガス、CO₂をなるべく排出しない社会にしようとして強力で推進しております。近年の異常気象や海面の上昇、乾燥地帯の拡大や氷河の後退など、地球温暖化の影響と思われる現象が地球の至るところで起きております。地球温暖化の進行は日本だけでなく、人類全体の脅威となっております。

先ほども述べましたが、地球温暖化対策を推進するには草の根レベルでの取り組みが不可欠でございます。サミット議長国となる日本がリーダーシップをとるべく、まずは国民一人一人の関心を高めるとともに、全世界から共感を得る働きかけを発信していきたいと考えております。そこで、将来にわたる世界規模の温暖化防止運動の出発点としていくために、洞爺湖サミット開催日の7月7日をクールアースデー、地球温暖化防止の日と宣言してはどう

でしょうか。例えば地球温暖化の原因となるCO₂を削減するために、市内のライトアップ施設や家庭などの電力使用を一定時間控えるライトダウン運動を推進するなど、地球温暖化防止のために行動する機会を設けます。事例を挙げますと、2003年から毎年、環境月間である6月に環境省の主催で、東京タワーなどの観光施設や百貨店などの施設が参加してライトダウンキャンペーンを行っております。これによって、昨年は一般的な世帯約200世帯分が1年間に使用する電力量を削減することができました。来月の7月7日の七夕の日は、市長も含め役所にお勤めの皆さんも積もる仕事も早目に切り上げていただいて、市民の皆さんとともどもに星空を眺めながら地球の環境に思いをはせる、そういった一日があってもいいのではないのでしょうか。弥富クールアースデイの創設をぜひお願いしたいと思いますが、市長、いかがでございましょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員の御質問にお答えをしていきたいと思いますが、クールアースデイという御提案でございますけれども、私は、環境問題、あるいは環境対策というのは本当に地に足がついていないとしっかりした運動になっていかないというふうに思うわけでございます。そういった中で、今私ども広報、あるいは学校教育といった形で市民の皆様へ環境対策、あるいはCO₂削減ということについてもさまざまな形で学んでいただいていると思っておるわけでございます。こういったことが、ある程度一定の時間を経過することにおいて、また違った環境対策、あるいは環境運動になってくるだろう、あるいはエコ教育になってくるだろうというふうに思っておるわけでございます。具体的な形で市が音頭を取ってキャンペーンをするとかいうことはちょっと時期尚早じゃないかなあと思っておりますので、またいろいろとお互いがアイデアを出しながら、本格的なものになっていけるように努めていきたいというふうに思っております。

しかしながら、洞爺湖サミットの7月7日におきましては私どももそういった御案内もいただいておりますので、社会教育センターの噴水であるとか、あるいはモニュメントのライトアップということをやっておるわけでございますが、そういったことに対してはライトダウンキャンペーンに参加をしていきたいと思っております。こういった公共施設の部分的な形から対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。ぜひことしに限らず、毎年7月7日の一つ記念するのがわかりやすいかなあとも思ったんですけれども、市民の皆さんが一人一人参加できる、そういう体験ができる日があると、本当に地球環境に対する意識も高まっていくのではないかなあと思います。また、今市長が言われた7月7日の洞爺湖サミットを記念してライトダウンをされるんだということでしたら、ぜひ中電さんに弥富市内の統計をとっていた

だいて、どのくらい削減できたか報告いただくのも、また市民の皆さんの関心が高まる一つになるんじゃないかなと思います。

最後の質問になりますが、これも環境関連の質問でございます。

現在、弥富市の広報「やとみ」の中で「地球温暖化防止への一歩」と題しまして特集が組まれております。3R運動の推進がされておりますが、大変すばらしいことだと思います。これにぜひ加えて推進していただきたい事業がございます。それは、使わなくなった携帯電話の回収事業です。今や携帯電話の使用台数は、総務省の統計によりますと1億台を超えているそうです。実に赤ちゃんも入れて国民1人に1台持っていることになります。しかし、不要になった携帯電話の回収率は2000年の1,362万台をピークに減少傾向が続いており、2006年には約662万台に半減しております。私の自宅にも子供のおもちゃがわりに二、三台転がっております。実は、携帯電話には金や銀などの貴金属やコバルトなどの希少金属、いわゆるレアメタルが含まれております。資源の少ない日本にとっては、使用済み携帯電話を適切に処理すれば有効な資源回収ができると期待されております。さらに、携帯電話はゼロ・エミッション達成が可能な媒体であります。その無償回収を請け負っておるのがモバイル・リサイクル・ネットワーク、通称MRNであります。日本の携帯電話販売業者のほとんどが加盟しているにもかかわらず、消費者の認知度が低いのが現状です。回収率向上のためには、携帯電話ユーザーに対するリサイクル方法の情報提供、リサイクル活動を行うMRNの認知アップが必要であります。3R運動を推進していく上で身近な携帯電話もリサイクルでき、環境保全に役立つとわかれば市民の皆様意識も一層高まると思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、お答えさせていただきます。

使用済みの要らなくなった携帯電話についてでございますが、かつての携帯電話といいますと全く再使用ができなくて壊すしかなかったわけでございますが、そういった場合はほとんどが機種変更等で、電話ショップを通じてメーカーに処分するというのがほとんどでありました。ところが、最近の機種を見ても、ロムと言われるICチップを抜いて、電話としては使わなくてもゲームやカメラ機能を使用したい人、あるいは個人情報抜いて白ロムと言われる状態にすればマニアの間で非常に高額な売買ができるということから、かつての電話機能がなくなれば捨てる以外にない時代から簡単に捨てることのできない携帯電話に変わっているということでもあります。一種のリデュースを促す機種に変わってきているということでございます。

参考までに携帯販売店に状況をお聞きしましたところ、最近機種変更しても、それまでの携帯電話はカメラやゲーム機として使用するため持ち帰りの客が多くなったということで

ありました。電話ショップの方もメーカーからはできるだけ多く引き取るように目標も出されているそうではありますが、客が持ち帰ると言っている以上はどうにもならない。それがリサイクル率を下げている要因とのことでありました。リデュースの要因がリサイクルを妨げる皮肉な結果とも言えます。以上のことから、メーカーも3R（リサイクル・リユース・リデュース）の精神は十分に認知されておりますが、今後の携帯メーカーのさらなるアイデアに期待すべきであると考えます。

しかしながら、議員の御提案というのは非常にすばらしいものでございますので、私どもも広報の中で現在いろいろ特集を組んで掲載をしておりますので、こういった面につきましても広く住民に啓発をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

今おっしゃるとおりで、携帯電話に付加機能がたくさんついております。ただ、携帯電話を申し込まれるときに、その付加機能が使い切れないということで通常のノーマル的な電話もいっぱい出ているわけですし、それをたまにごみ処理場で見受けたりすることもあります。それは、やはり先ほど申し上げたとおり、市民の皆様にも携帯電話もリサイクルできるんだというような情報が提供されていないと。今、環境課長の方から広報等でも市民に啓発していただけるということなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、堀岡、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に杉浦敏議員、お願いします。

10番（杉浦 敏君） 10番 杉浦です。通告に従いまして2点質問させていただきます。

まず最初に1点目ですが、飛行機の騒音問題でございます。この問題は、私も平成17年のセントレアの開港以来、住民の方からもいろいろ苦情とか聞いておりまして、最近も、この騒音が何とかならないかということで住民から手紙をもらったりとか、いろんなお話を伺っております。最近ですと私も昨年の12月議会でこの問題を取り上げまして、また夏になったわけですけれども、夏場の南向きの運用の問題で、夜の時間帯（午後11時以降翌朝の6時まで）の間に適切な運航がなされていないケースがあると。先月ですけれども、私が知っている範囲でも2回くらい11時過ぎて、天候がよかったにもかかわらず弥富の上空を通過して着陸するということがありましたし、こういう問題を前の議会でも私は指摘いたしまして、12月議会では関西国際空港の実例を紹介いたしまして、この夜の時間帯という問題をもう少し拡大して、もっと早く昼間の時間帯を切り上げるべきだという話もいたしました。この問題に対しまして12月議会では市長の方から御答弁がございまして、平成19年、昨年8月に国土交通大臣、愛知県知事、中部国際空港株式会社の三つの機関へ市長が直接出向かれまして要望書を出してきたと。今申し上げましたように、夜間の時間帯をもっと拡大してほしいとい

う旨の要望書を出されたそうなんですけれども、これに対しての回答はあったんでしょうか。
議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 今、杉浦議員のお話の、今は午後11時のものを例えば10時とか10時半にするというようなことでのお話だと思いますが、その件につきましては回答の方はまだいただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） この問題は、市長が去年の議会で三つの機関にそういった形で要望書を出して回答を待っているということなので、私、関西国際空港の実例を出したんですけれども、環境的な配慮からいって11時の前の10時台から、朝の方は6時過ぎて7時の寸前までという、実際に開空ではそういう運用をしているということで、この中部国際空港でもそれは可能ではないかというお話をしたわけでありまして。もしその回答がまだでしたら、この騒音問題は開港以来ずっと問題になっています。特に夜の飛行の問題、現在はどうか知りませんが、5月にも2回ほどそういう問題がありまして近所の方からも言われたんですけれども、11時過ぎての飛行というのはやっぱり問題があると。特に、前にもお話ししましたけれども、セントレアがいわゆる24時間運用ということで、とりわけ夜というのは大型の貨物便があります。現在はフェデラルエクスプレスという、世界最大の宅配会社と言われておりますけど、その会社とか、あるいは最近UPSという新しい会社がまた参入してきて、本当に大きな飛行機が定期便になってしまったということで、ますますこの騒音問題というものが、とりわけ夜遅くというのが問題になってきますので、その辺の問題につきまして、やはり要望を出したからにはきちんとした回答をもらうということで、ぜひ市長の方でもう一押ししてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

このセントレア（中部国際空港）の騒音問題につきましては、杉浦議員の方から継続して御質問をいただいております。その都度、私どもも中部国際空港、あるいは関連のところに対して要望書も出しておるわけでございます。しかし、先ほど議員の方もおっしゃっておりますように、夜間飛行の短縮化ということについては、それも一番大きな問題として私たちも騒音問題としては取り上げておるわけでございますが、ことしの春もお邪魔してそういった話もさせていただいたわけでございますが、夜間の気候条件であったりとか、そういうようなことにおいて、そのルートを選択する場合があるということでございまして、なかなかイタチごっこが続いているわけでございますが、今後も継続してこの申し入れをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番(杉浦 敏君) その問題は、引き続き市として責任を持ってやっていただきたいと考えます。

次の質問でございますが、鉛汚染の問題です。

きのう議会の冒頭、市長の方からもいろいろ市としての対応、こうしてみえるとか、あるいは山本議員が質問されまして環境課長の方から非常に詳しいこととお聞きいたしましたので、あまり質問することもないんですけども、1点、私思うんですけども、やはり身近な企業がああいう問題を起こしたということで、いわゆる再発防止という意味でちょっと立ち上がったこととお聞きしたいんですけども、これは中日新聞のコピーなんですけれども、当時、5月29日でしたか、この中の東海プレスの問題で、同社は水質汚濁防止法で県への届け出が義務づけられた特定施設と書いてあるんですけども、まずこの特定施設というものの詳しいこととお聞かせ願えますか。

議長(黒宮喜四美君) 環境課長。

民生部次長兼環境課長(久野一美君) それでは、お答えさせていただきます。

東海プレスにつきましては、業務自体が、ここは酸とかアルカリを使いまして金属の表面処理を行うとか、最近ではバッテリーの分解をやっている関係上、バッテリー液の中和というものを業務としているため、汚れた水を処理する施設が水質汚濁防止法にいう特定施設でございます。新聞によりますと24トンというような記載がしております。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 杉浦議員。

10番(杉浦 敏君) 特定施設ということなので県への届け出が義務づけられているんですけども、先日ちょっと海部県民センターにお邪魔いたしまして、こういった施設がどのくらいあるのかと聞きましたら、海部県民センターの管轄内でも大体700社くらいあると聞いています。特に大きいのがメッキ工場で、県への届け出が義務づけられておることなんですけれども、私がここで一番心配いたしましたのは、この問題、今回警察が入りまして今捜査中なので、きのうも詳しいコメントはまだ警察から出ていないということで、あまり問題点がまだ解明されていないわけですけども、きのうの市側からの御答弁でも昭和35年からこの工場があると。また、バッテリーの処理を途中から始めたということなんですけれども、県に聞きましたところ、特定施設というのは当然出している水が環境基準をクリアしていることを示すために水質検査を自主的にやっているそうなんですけれども、この自主的に水質検査をしているということについて、今回たまたま警察が入ってわかったのが、それとも以前からこういう問題があって、水質の問題についての自主的な検査というのが仮にずさんな検査がされておれば、こういった問題があったにもかかわらず素通りしちゃったといえますか、県の方で見抜くことができなかったということなのか、その辺もはっきり

りいたしませんけれども、この問題は自主的な検査がされておるといことですが、それでいいんでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えします。

たまたまこれは水ということでございますけれども、本来こういった産廃処理施設のみではございません。先ほど議員も言われましたように、水質汚濁防止法の特定施設というのは例えばパルプ工場といったものも該当しているわけでございまして、基本的には、その事業主さんから定期的に検査結果を出すというのが一般的であるようでございます。よいのか悪いのかという問題については、ちょっと私どもが判断することではございません。基本的には県への届け出義務、そして県の指導下に置かれるということでございますので、私どもがよいとか悪いとか言うコメントは差し控えさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 先入観で物を言っちゃあいけないんですけど、やはり産廃処理業者と申しますといろいろ問題を起こす業者も多いですし、ここの東海プレスにつきましても、今警察が調べているという段階なんですけれども、やはり適正な排水の処理をするという場合にそれなりの費用はかかるわけなんですけれども、うがった目で見れば、安上がりにするために非常にいいかげんな処理をしたということも当然疑われてまいります。

今、問題と私が思っていますのは、事業所の自主的な検査がこれで終わっちゃっていると。県の方もその報告を受けまして、結局検査したけど問題なかったよということでも今までずっと来てしまったのではないかとということも考えられるわけなんです。これから先、同じような問題が起きちゃいけないと私思うんですけども、やはり必要なのは、自主的な検査に任せるだけではなくて、例えば県の方で抜き打ち的な立入検査と申しますか、あるいは県の方で独自に水質検査をするということが必要とされると思うんですけども、その辺もって県の方へ要望できないんでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） いろんな事故とかは、チェック体制の不足ということから起因をして事故につながっていると。あるいは、管理体制の未熟さの中で事故につながるということが非常に多いわけでございます。そういった中で相手の自主的な検査だけに任せておっては、やはりこういう事故があるわけでございます。我々としても最近では水質検査がなされていなかったというふうにも聞いておりますので、法律に基づくしっかりとしたチェック体制をとっていただきたいということも、また要望として上げさせていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番(杉浦 敏君) 私、この前、海部県民センターにお話を伺いましたら、今言われました特定施設というのが海部県民センターの管内だけでも700以上あると。やはりその事業主の自主的な検査に任せておくのは我々としても心もとないと。できれば自分たちでやりたいんだけど、今はもう県が予算がないからできないと言うんですね。どっちかというところ、こういう小さなところは後回しにされちゃうということで、この場合、県ができないのであれば、やはり弥富市独自でも水質検査をやるとか、そういった方法というのは考えられませんか。

議長(黒宮喜四美君) 環境課長。

民生部次長兼環境課長(久野一美君) お答えさせていただきます。

こういった施設は基本的には立入権限というのは県でございますので、私は難しいと思っております。

議長(黒宮喜四美君) 杉浦議員。

10番(杉浦 敏君) 今課長が言われましたように、直接には県の責任なんですね、これ。ただ、ここに写真もあるんですけど、近鉄のすぐそばの水路なんですけども、こういったところから環境基準を超える鉛が実際に出されておったということで、きのうもいろいろお話しあったんですけども、非常に農作物に対する影響もあるんじゃないかとか、あるいは住民に対する被害というのものもあるわけで、そういう意味におきましても、県の対応を待っていたら、がちが明かないと私思うんです。この問題も、ほとぼりが冷めたらまたもとに戻っちゃうなんていうことがあっても困りますので、ぜひ県に強く申し入れていただくか、あるいは県の方で対応できなければ、弥富の方でできる限りの調査なり定期的な水質検査が必要であると私は思うんですけども、市長、いかがでしょうか。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) お答え申し上げます。

私は、行政の責任という中で問題もあろうかと思っておりますので、この東海プレスさんの水質検査、並びに土壌検査につきましては、向こう3ヵ月とりあえず市の方としても追跡調査をしていこうというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。以上です。

議長(黒宮喜四美君) 次に大原功議員、お願いします。

18番(大原 功君) 補助金の施設についてお伺いいたします。

国の補助金で建設した学校やコミュニティセンター、こういうのは10年たつとも償還金を払わなくてもいいというのがあるので、この金額はどのくらいの免除金になるのか、箇所は何ヵ所ぐらいかということをお尋ねいたします。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 議員にお答え申し上げます。

こういった形の補助金の適正化法というのがあるということも私どもも承知しておるわけですが、法律そのものはもちろん変わるわけではございませんが、各省庁の運用の仕方に非常に緩和策が出てきたという中での御質問かと思えますけれども、各省庁の見解によって違う部分というのもありますもんですから、とりあえず私たちとしては学校について調査をさせていただきました。平成12年の栄南小学校から平成19年の弥富中学校に至るまでの補助金は、10年未満のものでございますが、総額として10億3,000万でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） ありがとうございます。

10億余りあるということですが、この補助金の償還金の免除について10億余りの金額をどのようにされるのか、そこを一遍お伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

いろんな公共施設につきましては、各省庁の方から補助金をいただいて、またさまざまな起債だとか、あるいは財政調整基金というようなものを切り崩して対応していくわけでございますけれども、一つ一つの公共施設が補助金をいただいて、基本的にはその目的のために使用するものでございまして、その返還ということは基本的には考えないわけでございます。ただ、これからは町村合併等においてそういったような公共施設も出てくるかと思しますので、その都度その都度考えていかなきゃいかん。公共施設の有効利用のためには、そういったことも出てくるかと思います。よろしくお伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 公共施設については、10年たったものについては多目的に使ってもいいというふうになっておるわけね。私が思うには、これからは子供さん、そしてまた学童保育、いろんなものがあるので、そういう施設を一般の市民に貸せることはできるけど、お金を取ってはいかんということに法律がなっているんだね、これは。無料で貸してあげるとはいいということになっているわけね。そして、経営者はそのままやってもいいということも今度出てるわけね、新しく法律でね。こういうふうであるので、こういうのを含めて行政改革の中でやっていただいたり、きょうからは2回目の後期高齢者の支払いができましたね。200万だと1万2,000円、2ヵ月分で。80万の人は2,000円ぐらいかな。そうすると、200万の人だと大体7万円ぐらい年間払わないかん。それから、80万ぐらいだと1万2,000円。大体3,000人ぐらい75以上の人がいるという計算にしても、平均にすれば1億5,000万かそんなもんですから、そういうのを見てあげてやるという方法も、お金を払わなくていいという、もらえるんだから、普通、年の償還金は約7億近く払わなきゃならんだね。その分を払わな

くていいと言うんだから、こういうのも一遍考える余地はあると思うので、答弁はなくてもいいから考えてやってください。

2番目に、3月に一般質問したときに学校建設についてはできるだけ前向きという話であったので、平島地区についても自治区の皆さん方が大変喜んでみえるわけです。市長として、つくる以上は国・県の補助金がどうしても要るわけですから、愛知県については神田知事、国の方については9区であります海部元総理大臣というふうに、何どきに陳情に行かれたのか、それをひとつ伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 学校という公共施設をつくるためには、先ほどもございますように国、あるいは県という大きな枠組みの中で補助金をお願いしていくということが絶対に必要なわけでございます。そういった中で私も努力をしていかなきゃいかんわけでございますけれども、大原議員御指摘の海部先生には、この件につきまして2回ほどお会いをさせていただきました。そして、つい6月の上旬にも東京の方にお邪魔いたしまして、海部先生に詳細にわたりましてこの学校問題についてお願いに上がったところでございます。そして、1回目のお話の中で、神田知事の方にはお願いをしておいたからという非常に温かい言葉もいただいたわけでございます。また、国会の方の先生といたしましては、鈴木政二さんであるとか、そのほか直轄の文部科学省の副大臣にまでお会いをさせていただきました。そして、大変心強いお話をいただいたわけでございます。また、県の方も神田知事を含めまして副知事の方にも御支持をいただき、あるいは教育長にお話をさせていただいております。そういった中で、国とか県のそれぞれの担当所轄の課長の方にも御案内をいただいておりますので、これからはしっかりと、こういったネットワークの中でこの問題について考えていきたい、努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長が言われるように、私も4月と5月に自民党のセミナーに行きました。このときには副官房長官の鈴木さん、それから5月には二階堂総務会長というふうに来て、弥富も大変ですから、市長の言われるように学校問題もひとつお願いしますということは、通じたか通じんかわからないにしても一応そう話しましたら、ああ、ようわかったぞという話はいただいたし、江崎てつまさんにもそういう話をちらっとしたことがあります。

そして、先ほども防犯とかいんなものがある、あれだけの面積において中には立入禁止とか看板が立っておるんだね。そうすると、例えば災害があったときに立入禁止と書いてあったら、あそこは避難場所ということだけれども当然入れないし、早く学校をつくることによって児童の勉強、あるいは避難場所ということにも適用できるということが大きなメリッ

トであるし、また平島町についても区画整理が平成8年から始まって今年度中には終わるところでありますから、前にも言ったように約2,400軒近くの住宅が建って7,000人近くの住民がおる。どんどんどんどん、これが開発していくことによって1万人規模ぐらいになってくる。そうすると、中には前ヶ須地域も区画整理をやったらどうだという話を前に一般質問でだれかやられましたけれども、そういうふうで弥富の中でも中心というのは桜地域が大きく発展しておるわけ。その中で、今、大藤の方にしても学校をつくっていただいたりしておるわけだから、そういうのを含めて一遍その辺のところの行政特区という考え方について伺いたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

旧弥富中学校の跡地をいつまでそのままにしておくんだというような御指摘かと思えますけれども、これは私どもも、この3月の議会におきまして桜小学校のマンモス化の問題につきましては、その緊急性と計画性のもとにおいてよく教育委員会とも相談をしながら進めさせていただくということでございます。そして、先ほどお話をさせていただいたように、国・県とのネットワークの中でこれは一日も早く整備をしていかなきゃいかんということは基本的に思っております。いずれにいたしましても、大変な財政を要することでございます。そういった財政計画のもともしっかりと考えながら対応してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長の答弁はよくわかりました。私のところは平島地区でございますけれども、平島地区にも何回か市長に来ていただいて、ごあいさついただいた。市民の中には、耳当たりのいい話はよく聞きますけれども、なかなか前へ進まんなあという、ある一定クレームがついておりますので、それは平島だけじゃないと思います。学区が6区あれば、その中でかなりのことは前向きに発言されたり、そして今にも一歩進むような発言をされて、地域の人はいさつをしていただいたときにはもう本当に大喜びで、こんな市長が弥富市におったかなあというぐらいであるわけだけれども、そういうので、これから発言する人については、市長を初め職員にしても、それから我々議員にしても、何を発言して何を目的にするのかということもきちっとしないと、きょうなんかでは蟹江がテレビを中に入れてまでという報道も一般質問されておりましたけれども、これから何をやるかというふうになると、議員が18人あって、年間1億2,000万近くの市の税収を払っておる中で、本当にその議員がいいのかどうだということもやっぱり出てきますので、こういう面も含めて一遍答えよというのはなかなか市長は難しいと思うので、それも含めて検討していただくということで、これはここまでにしておきます。

一番大事だと私が思っているのは、中国に地震、ミャンマーにはサイクロンという大きな暴風雨になって、中国につきましては2010年には食糧が年間で3,500万トンも不足するというのでテレビとか新聞でよく見ました。それが、地震が起きてからだと恐らく7,000トンから1億トンの食糧が中国には足らんということも言われています。世界人口は今61億近くあって、インドと中国だけで約28億人ということを知っています。

こういうことも含めて、47都道府県の中で、きょうも新聞に出ていましたけれども、35の都道府県については減反をしないということでした。そしてもう一つは、平成15年には日本の水田が478万ヘクタールありまして、これが今年度は240万ヘクタールということで、かなりのものが減ってきました。そして、一番減反をやっているところというと、九州でも長崎とか大分とか宮崎が多くて、鳥取なんかでもあるんですけども、鳥取なんかは結構山があって、きのうテレビを見ておったら、減反をやったために草が生えちゃって、ヤギを飼って、ヤギに草を取らせるということもきのう言っておりましたので、そういうのも含めて検討していただくということも必要じゃないかなあと思うし、一番肝心なのは、今農家が弥富でもかなりの減反があるので、普通、苗を4月から植えて、私のところだと大体8月5日ごろには、こしひかりがとれます。そうなってくると、9月ごろから3月ごろまではほとんど農地があいておるわけですね。そうなってくると何がいかんかということ、やっぱり温暖化という問題。農地をからからにして、今よく言われておるCO₂という問題があるので、その中でタマネギとかニンニクとか、それからネブカなんかをやる。こういうのはかなり消毒をしなくてもいいという話を聞いておりました。こういうのもしながら農地を乾かさない。そうすると、そういうことによってO₂ができるというふうになるので、この辺のところを、つくするには何といたってもお金が必要になるわけね、事業者としては。今は、つくればつくほど赤字になるというようなことでありますので、この辺についても一遍市長の考え方、補助金をいただけるのか、補助金はだめだよと言うのか、そこら辺のところをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

米の裏作、あるいは減反という問題についてでございますけれども、今、世界的な食糧危機というものが盛んに問われておるわけでございます。また、災害といった形に対する人々に対して食糧を提供していかなきゃいかんということもあるわけでございます。それは国全体、あるいは我々市町村という形でも同時的に考えなきゃいかんわけでございますが、とりあえず弥富のことをちょっとお話しさせていただきますと、私ども弥富市は農地に対して、土地改良事業を含めまして年間で4億2,000万ほどの補助金を実は出ささせていただいておるわけでございます。これは、減反奨励金としては反当たり3,000円、そして転作奨励としては7,000円という形で奨励をさせていただいておるわけでございます。今、国の方でも少し

減反を見直さなきゃいかんということで言われておるわけですが、二毛作のことも確かに大事ではあるかと思いますが、やはり私は農業の基本は米作であろうというふうに思っております。そういった中で、政府の農業に対する米の価格、あるいは農家の所得保障に関するしっかりとした案を出していただかないと、なかなかそういったことも解消できないのではないかなあと思うわけですが。とりあえずは減反を奨励するのではなくて、いわゆる農地の有効活用をして、もっとものをつくるということ、もっと米をつくるということが私はまず第一義的ではなからうかなあと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） つくるのはいいんだけど、今アメリカのオハイオ州なんかだとトウモロコシが多いんですね。エタノールのバイオエネルギーの工場は今現在では28あって、2年前には1エーカー（約1,200坪）の中で55ドルしか生産ができなかった。今は225ドルというぐらいに農家の生産力がなったということです。ブラジルなんかだと300万ヘクタール、小麦とかトウモロコシ、それからサトウキビをつくっているということで、あそこはアマゾンもありますから、そういうところを今度伐採をして、またあと300万ヘクタールぐらいたるというふうには大統領がしゃべっておったんだね、テレビを見ておたら。そうなると、木材の伐採やらマングローブの伐採もしてくれば、日本だけで幾ら温暖化をなくそうと、二酸化炭素をなくそうと言ったって、よその国ではもうどんどん逆効果になっちゃって、市長も行かれたかと思うけれども、オーストラリアなんかだと夜に電気をつけておると電気代が安くなる。これは防犯のために電気をつけておらないかんだわ。そういう国もあるわけ、逆にね。夜に消すんじゃなくて、つけておかなきゃいかんという、そういう国もあったりする。

補助金について、5年前だと約7兆5,000億円、5年間で農地に対して国の方が補助を出してある。それ以後どんどん使っちゃたから、もう出したよということで今は補助がなくなっちゃったわけですね。この間、民主党が選挙に出る前に農家に、所得の少ない人には全部補助を出すよということで、あの金額が15兆3,000億というふうであったんだけど、今は政権がとれんで恐らく補助金も出んだろうと思うんだけど、そういうふうで言うだけではいかんもんだから、先ほど言ったように、耳当たりはいいけれども中身の問題ですから、今の農地を乾かさない、減反をしないというもので、減反してもニンニクとかタマネギとか、ああいうのは減反対策に加算するのか、一遍お聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問で、ニンニクだとかタマネギといったものについて今の生産調整に加算するのかということですが、生産調整の取り扱いにつきましては、品目はその都度上げていただければ結構かと思うんですが、ただ一つ言えることは、

これは確認時期の問題がございまして、例えば私どもですと7月に確認をするわけですが、その時期にそういったものが作付されているかどうかという問題がございまして、そういったような、さっきのことがございまして、とれる時期のものでの対応ということになってこようかと思っておりますので、そういったものについては補助金の対象にはしてございまして、ひとつ御理解がお願いしたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 補助金の対象にするということは、減反の米保証のお金はいただけるかということだよ。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 生産調整の関係、減反につきましては、議員も御承知のように、個別転作に対する助成制度というのは国の施策の中にはございませぬ。あくまでも国の施策の中にあるのは担い手農家への方の対策でございまして、これについては各市町村の協議会で定められておりますが、対象となる品目が弥富市の場合におきましては麦、大豆に限られております。これに対しての補助でございまして、先ほど市長がお答えになりましたように、市単独で個別転作のものについては10アール3,000円、集団のものについては7,000円を加算させていただくということで対応しておりますので、先ほどの野菜類については市単独の助成と考えていただきたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今の平島なんかは減反するときに金魚池も面積に入っておるよ、減反の。金魚池は農地じゃないよ。普通は、農地とは生産地だ。あれは事業者だから、本当は税になるんだな、本当は。それが、金魚池でも農地として減反の指数に上げてあるわけなんだ。だから、その辺のところをちょっと一遍説明してちょうだい。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいま金魚についての御質問でございまして、弥富については長い歴史があるわけですが、そもそも減反を始める時期におきまして、金魚池の対応等について当初から協議がなされておるわけですが、全体の流れとしまして、水田から、例えば私どもですと金魚だとか、そのほかにいろいろなものを養殖する場合がありますが、こういったものについては内水面養魚ということで、これも一つの転作対象に取り扱うということで来ておりましたので、これについても私どもは転作の中でのカウントをさせていただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今開発部長の言うのは、金魚池は減反対策の中に含めていると。もともと減反対策というのは最近できたことだよ、これは。昭和30年代は減反対策なんて、米

1升つくるのに全く米粒一つもこぼさんぐらいにやれとおじいさん、おばあさんに言われて、そのくらい大事にしたんだ。だから、減反対策なんて最近になってからで、金魚はもっと前からあります。私が生まれたときからもう金魚はあるからね。伊勢湾台風なんかは特に金魚なんか道路にだーっと泳いでおったぐらいだから、そのぐらいのときにはまだ減反はなかったんですわ。だから、そういうことを含めて言わないと、何か知らんけど聞いておる方がわけのわからんふうになってしまって、聞いておる方が何を質問していいかわからんようになっちゃうことがあるから、もうちょっときちっとして、私が何にも知らんと思っておるかもしれんけど、よく知っていて聞いているんだから、そのように教えてください。まだここにようけ書いてありますから。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 大変御無礼を申しました。

昭和45年以降に生産調整が始まっておるわけでございますが、その中で金魚池の対応についても、もともと水田から金魚池にしたものについては対象にするということでやっておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 理解をしてくれと言われれば、私は金魚池をやっておらんでいいんだけれども。

市長も油に対してはかなり知識があってみえるけれども、原油なんかだと今1バレル当たり大体140円ぐらいになっていますけど、これがバレル当たり1ドル上がることによって77銭高くなります。そうすると、これはアメリカのモルガン・スタンレーが言ったんですけれども、7月4日ごろには約150ドルになるだろうと。それから、アメリカの証券のゴールドマン・サックスについては、2年後には約1バレル（約159リットル）が200ドルになるというふうにいうふうになってくるわけね。そうすると、150円の場合で国民生産からいくと約8兆8,000億円ぐらいの支出が要るわけね。これが200ドルになると14兆3,000億、これだけのお金がどんどん出ていくわけです。こういうふうになっているので、先ほど言ったように地域でそういうものをすることによってバイオエネルギーをつくるとか、エタノールが大事だなあということを思うんですけれども、この辺のところを一遍、市長の方がわかりやすいので市長にお伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） バイオエタノール、いわゆるトウモロコシだとかそういうものをつくって燃料として使っていくわけでございますが、先回のイタリアのローマで行われました食糧サミットなんかでも話題になっておるわけでございますが、私は、アメリカが今中心的にやっている小麦だとか大豆に変わってトウモロコシをつくるというのは大反対でございます。

このことが小麦の相場を非常に高くし、あるいはさまざまな農産物を押し上げていったということでございます。私は、バイオエタノールの研究をするならば、それ以外の雑草であるとか、よしであるとか、最近そういうことも非常に多く研究されてきていると思っております。日本の大手の自動車会社であるトヨタであるとか、あるいは本田であるとか、盛んにそういう研究・開発をしておるわけでございます。こういった形に対して非常に興味を持っておると同時に、ぜひそういった中でバイオエタノールを作成していただきたい。トウモロコシからつくるということに対して、それが大きく食糧問題に影響しているということ、やはり世界の皆さんが注目すべきだと思うし、あるいは声を上げるべきだと思っております。そんなことで、原油の高さというものは続くかもしれませんが、いずれは、この状態ではいけないのではないかというふうにも思っておりますので、ただ単にオイルマネーが勝手にひとり歩きするということは、また世界的な制圧がされるのではないかなあと思っておりますので御理解賜りたいと。そんなことを個人的に思っております、原油に対しては。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） やっぱり市長に聞かないかんだわ、これは。草とかそういうのでこれからメタンガスをつくるとかいろんなことを言うけど、そういうことを市長から言っていたので、私はニンニクとかタマネギとか、こういうのは葉っぱの方は使えないんですね。使えないから、そういうのを利用してつくることなんだ。ネブカなんかだと、土をかぶせておけばどんだんだんだん白ネギが出てきちゃうから、上の方だけちょん切れば一年じゅう使えるんです、あれは。そういうことが一番大事だと思っておる。

それから、アメリカが今トウモロコシとか小麦とか、アメリカというのは市長も御存じのように大体全体の7割が砂漠地帯で、砂漠の中にカジノもあるわけね。私もアメリカは十五、六回行っておりますから、いろんなところを見ております。世界の中でも、油を使うのはアメリカが一番多いんです。アメリカ、日本、中国、韓国、それからインドというふうに、これらが1日のバレル当たりで大体半分を使っちゃう。それで、アメリカなんかはどちらかというと油をようけ使うから、テキサスやそういうところで掘れるんですけれども、掘るよりも買った方がいいということで買っておいて、油が中東になくなったら自分のところを掘るといのが今のアメリカの政策なんですね。

こういうことがあるから、一番大事なことは、口では二酸化炭素をしないとか、それからオゾン層をつくらないとか、いろんな問題を言うんだけど、それには今の農地を乾かさない。温暖化になったのは、昔だったら砂利道ばかりつくっておけば、まず少ないんだわ、温暖化は。アスファルトになったりコンクリになったからそうなるの。日本でも大体温度が2度ぐらい上がったと言われてるんですね。名古屋駅前だと大体2.2度ぐらい上がったと

言われている。平均ですよ。そういうふうで、やっぱりこれからは農地を乾かさないうことによつて農家に利益を上げる。それと、バイオやメタンガスをつくるという方法も、これからやるにはある一定、先ほど言った償還金が10億ばかりあるんだから、そういうのを出していただいて、この地域の人が自由に年金と両方、働けるようにすれば、後期高齢者のお金なんかそう大したことはないと思われると思うんだわね。市長は提案しておるんだから、ある一定は出してみたらどうかなあと。払わんでもいいやつをもらったんだからどうかなあとと思うけど、市長、時間があれだからもう一遍だけ聞くけれども、4万5,000近く市民がおりますので、服部市長に頼めば何でもいいなあというふうに思ってみえるので、ひとつその辺のところをよろしく願ひします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 何でもできる男ではございませんので、ぜひ先生の後押しもいただきたいというふうに思うわけでございますけれども、米の裏作というか、二毛作という中で、私の近所では桑名市の長島町が非常に成功されているんじゃないかなと思つています。いわゆるナバナですね。長島のブランドになっているということでございます。そういった中で、育成機関には多少努力も、あるいはそういったことのお金なんかも必要でしょうけれども、高齢化という中で非常に農業に従事している人もお年寄りが多くなつてきているわけでございます。そういった中で大根をつくるとか白菜をつくるとか、いわゆる重い野菜をつくるということはいかなものかなあというふうにも思つますので、ニンニクなんかは一つの例としてはいいかもしれませんけれども、そういう軽くて付加価値の高いというようなものを今後農協とか、あるいは愛知県の農政の方が考えるべきだろうというふうにも思うわけでございます。そういった中で弥富初のブランドができればというふうに思うわけでございます。ぜひそういったようなことも含めて、また農協等も勉強会をさせていただきたいと思つます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長とあれしておつてもいかなので、前向きに考えていただいて、できることなら今農家をやっていない人が農家のお手伝いをできるという、そういうメリットを上げるということは大事なことだと思つ。だから、農家自体では今言ったようにもう年配者で、後期高齢者に近い人が多いわけなんだから、そうなつてくるとどうしても農地をよいうやらないよと。息子さんにやれと言つたつて、息子さんだつて、そんな金のもうからんことを何でやれると。先ほど農協と言われたけど、農協を通すと経済連が大体1割持つていくんだな。だから、とにかく米が安くなつちゃうんだ。徳島県なんかだと直接東京に送るわけ。送ると1,000円から1,500円高くなる、1俵でね。本当ですよ、これ。福島県にもし行つたら聞いてもらえばわかりますけど、そういうふうで、そこでどうしてもすかれちゃうというこ

とがあるので、できることなら、この弥富市も人口が多くなってきておるんだから、その中で雇用ということも考えながら、年金をもらいながらそういうところで働くという新しいビジョンをつくっていただくということになれば、大変市民も耳当たりのいい話だなあというふうに思われるので、この辺のところも含めてお答えをいただくというのはなかなか難しいかもわからんけれども、最後にお答えをいただきたいなあと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

今、日本の農政は非常に厳しい状況にあることは間違いございません。そういった中で、さまざまな農政再生プランが出ておるわけですございますけれども、本当に農業の方が所得保障、あるいは価格保証ができるというようなことを政府ともどもしっかりと考えていただきたいと思っております。

また、奨励金等の問題については、現状のものを中心にしながら考えさせていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 1時間以上たちましたので、ここで暫時休憩をします。再開は2時20分といたします。

~~~~~

午後2時08分 休憩

午後2時19分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願いします。

3番（山口敏子君） 今回初めて質問させていただきます3番 山口敏子でございます。通告に従いまして3点お伺いいたします。

初めに、近鉄弥富駅のエレベーター設置についてでございます。

昨日の炭竈議員さんが詳しく質問されました。市長からの答弁も、エレベーター設置に対して具体的に金額の提示までしていただきました。平成21年度には、もっと現実な形となつてあられることを確信いたしました。平成16年よりエレベーター設置の問題をずっと議会で活動を続けていただいた炭竈議員さんには本当に感謝いたします。

このエレベーターのことについて先日私が体験いたしましたことをちょっと報告させていただきます。

先日の6月8日の日曜日でした。弥富駅で車いすの青年とお母さんの2人に会ってしまいました。お2人は、切符を買って改札口のところに見えました。私はどちらへ行かれるのかなあと思っておりましたところ、私と一緒に名古屋へ行かれるところでした。そのとき、駅

員さんが2名すぐにお見えになり、1人はエスカレーターをとめ、一般の方がエスカレーターに乗れないようにチェーンをかけたり、エレベーターを逆転させたりして大変な御苦労されておりました。お2人は、下りの方向に操作されたエスカレーター、車いすが乗れるような形になったのに乗られ、ホームにおりてみえました。私は、「エレベーターがあるといいですね」と、お2人に声をかけさせていただきました。お母様は悲しそうな声で、「弥富駅は、このエスカレーターがあるのでつかないんだそうですよ」と残念そうに言われました。私はこのときこそ、弥富駅にエレベーターがあつたら青年が一人でお母さんの介助なしに名古屋に行けるのになあと思いました。

私たちのまち弥富市には、この地方の核となっている海南病院があります。この病院に通院される方も多数利用されていると思うのが、この近鉄弥富駅です。安心・安全のまち弥富市のためにも、一日でも早い設置を待っております。市長、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

きのう炭竈議員にお答えをさせていただいた内容と基本的には変わらないわけですが、私ども近鉄弥富駅を利用される方は1日1万2,000人見えるわけですが、その中に高齢者であるとか、先ほどお話しのように体に不自由を持たれている方、あるいは妊婦の方、けがをしてみえる方、さまざまな方が安心して駅が利用できるということが望ましい。あるいは、人に優しい駅が望ましいことは私どもも十分認識しているつもりでございます。そういった中で、公共交通機関で移動しやすいためのエレベーター設置ということについては努力をしているところでございます。幸い私どもの市民の皆さんの中には近鉄のOBの方もお見えになりまして、今現在、大変なお力添えをいただいているところでございます。この事業そのものにつきましては、きのうも話をしていますように近鉄さんが事業主でございますので、近鉄さんの御尽力というのが非常に大きなわけでございます。

そして、負担割合というのが、きのうもお話をさせていただきましたように、国が3分の1、近鉄さんが3分の1、そして弥富市が3分の1でございます。3基の新設では、近鉄弥富駅は南口と北口がございますので、あと1基は私ども市の単独の負担になってくるわけでございます。1基が7,500万円ぐらいを要するわけでございます。4基を新設いたしますと、約3億円という金額になるわけでございます。そういった中で国の事業採択を得られるということは非常に大きな要因でございます。今後も努力してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 本当に温かいお言葉、ありがとうございます。これで勇氣百倍でございます。本当にいい弥富市になると思います。私の予定でおりました駅とかそういうことは

全部市長に言っていただきましたので、次の問題に移らせていただきます。

弥富市の保育所、小学校、中学校及び公共施設の耐震及び環境整備についてということで質問させていただきます。これも堀岡議員、大原議員とも重複するかもしれませんが、中国四川の地震からちょうどきのうが1ヵ月だったと思います。毎日、テレビの報道は痛ましい映像で、日本でこのようなことが起きたらと思い、質問を入れさせていただきます。

保育所、小学校、中学校は、平成20年度、きょう御答弁いただきまして63%の耐震化率という数字をいただいておりますが、6月11日、参議院で地震対策特別措置法というものの改正案が可決されましたので、私たち自治体の方から実質負担が2分の1から3分の1になりました。新聞の報道によりますと、全国で対象の校舎が1万棟と言われております。この1万棟の中に弥富市の小・中学校は入っておりますでしょうか、お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（大木博雄君） 今年度20年度で耐震化工事を行うものがありますが、これについては従来の補助率、2分の1でございます。したがって、来年、再来年と、22年度までで行うわけでございますが、そちらの方については3分の2の補助率になると思いますので、1万棟の中に入っているというのは、残りの来年、再来年の分かなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 子供たちの安全のためにも100%を目指して早急にやっていただきたいと思います。

それから、公共施設として現在の社教センターのことでちょっとお伺いさせていただきます。

この建物も、もう20年以上たちます。いろいろなところで不備が目立っております。今回は一応階段のことについてお伺いいたします。

現在、社教センターには1基のエレベーターです。この1基のエレベーターで、ホールとそれから各研修室、1階から3階までございます。1階は使いませんが、2階、3階がございます。これをエレベーターだけで使用しながらやるということはかなり無理なものですから、皆さん階段を利用されております。その階段が現在2ヵ所なんです。エレベーターのところに1ヵ所と、それからちょっと裏の方に1ヵ所。その階段がちょっと急でありますし、手すり一つもついてございません。これは手すりかなと思うような板はあります。でも、現実にはあれは手すりじゃございません。その当時の工事からするとどうだったかわかりません。デザイン的なことだったかもしれませんが、今は後づけ工事でも結構しっかりとした手すりをつけられると思います。ですから、この2ヵ所、早急に手すりをつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育長。

教育長（大木博雄君） 御指摘のとおり階段には手すりがついてございませんので、御不便をおかけしておると思います。今年度中に設置をしたいと考えますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 今年度中というとまだかなりありますので、早急に、かなり使われますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ちょっと教育長の答弁をフォローさせていただくわけですが、一つは建築基準法に基づくきちとした精査が必要でございますので、少し時間をいただきたいということでございます。

それと、私ども10月2日に愛知県市長会を開催することになっております。そういった中で、社教センターを中心的な会場にしていきたいということもございまして、そんなことも含めて整備計画を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） ありがとうございます。とてもいいお返事をいただいたもんですから、また勇気百倍でございます。

それから、通学路及び生活道路の安全ということでちょっと質問させていただきます。

豊田市とか京都の舞鶴市で痛ましい事件が続いております。生活道路、通学道路は街路灯が設置されているんですけども、せっかく電信柱があるのに、それが一つ置きだったり、ついていなかったり、私が車で回ったときは車のライトがありますからまだいいんですけども、自転車と徒歩で歩いていたらとても困るなあということがございます。現在、ライトは市の方でつけていただけるということは区長さんを通せば何とかなるかもしれませんが、電灯代は地元負担だよということを聞かせていただきます。何とか地元負担のところを、今までどおりじゃなくて少しでも電灯代も援助していただけるとうれしいんですけども、そういうことはできませんでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、お答えさせていただきます。

防犯灯の関係でございますけれども、現在、20ワットの防犯灯につきましては、1年当たり補助金としまして1灯3,400円の補助をさせていただいております。それで、地区の方におきましては電気料、それから球切れ等を負担していただいております、それに対する補助ということで3,400円以内で十分カバーできますので、それ以上の補助というのは考えておりません。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） ひょっとすると、ふやしたらだめかなあと思いましたので、ちょっとそんなことを言ってしまいました。

それから、現在、小学生の方で連れ去り未遂が何件かあったそうです。このことに対して、登校は集団登校で何とか子供たちが一緒に行きます。ですけれども、下校はどうしても集団下校じゃなくて、ちょっとまとまっては来るんですけれども、このときにきんちゃんパトロールとか、そういう力をどうでしょうかということなんです。このきんちゃんパトロールというのが先回の3月議会のときにも出たと思います。このボランティア活動を広報とかで、もっと募集していますよとお知らせしたらどうでしょうかということですが、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） きんちゃんパトロールの隊員のございますけれども、現在193名の方が登録をされておりまして、活動していただいております。隊員の増員につきましては、広報等を利用して今後とも引き続きしてまいります。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） ありがとうございます。これからも、きんちゃんパトロールの方には子供の下校時間に合わせて散歩をしていただくとか、買い物をその時間に行っていただくように皆さんに啓蒙していただくということで進めていっていただきたいと思います。

それから最後になりますが、このごろ一般道で私が買い物に行ったり来たりするときに、パトロール中という黄色いステッカーを張った車をよく見かけることがあります。このステッカーは、市の方で防犯に力を入れているんだなあというアピールにも特にいいと思います。ああ弥富市はこういうふうに入れているんだ。これが犯罪の抑止力になるということも多分あると思いますので、これをもっと皆さんが、私もつけてみようという人があったら貸し出しという形にできればと思います。現在はPTAを通してのステッカーだということをお聞きしたんですけれども、一般でつけて走ってもいいなあという方がありましたら、つけさせていただけの方で行って見たらどうかと思ひましてちょっと御提案させていただきますけれども、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 防犯ステッカーの関係につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたようにPTAとか自主防犯団体に対してお渡しをしております。したがって、個人的にお渡しするということではできませんし、つけていただく条件として常時ステッカーを張っていただくということではしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番(山口敏子君) あれは磁石のようなものでついてるんですよね。常時じゃなくても、特にまちの中を走ったり、それこそ学校の通学路のところを走るときなんかだったらつけてもいいなあという、そういう流動的な考えはございませんでしょうか。できればそういうことで、皆さんにもっと使っていただける。例えばすごく安くではないけど、あんまりだーだーにそれを出しちゃって、それを違う形で使われてしまうとちょっといけませんですけども、この人には登録で何番をつけさせているということで、一応登録制にして使ったらどうでしょうか。そうしたら、皆さんがもっと自由に、どこへ行くときでも、ああ弥富はこういうものをつけて走っているんだということが抑止力になればと思ひましてちょっと御提案させていただきますけれども、よろしくお願ひいたします。

議長(黒宮喜四美君) 防災安全課長。

防災安全課長(服部正治君) 先ほど取り外しの関係が出ていたんですけれども、それは結構かと思ひます。ただ、先ほど申し上げたとおり、あくまでもグループの活動のためということで、個人的にはちょっとお渡ししませんもんですから御理解いただきたいと思ひます。申し込みに際しては防災安全課の方までよろしくお願ひいたします。

議長(黒宮喜四美君) 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後2時38分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮喜四美

同 議員 山口敏子

同 議員 小坂井 実



平成20年 6月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 堀 岡 敏 喜 | 2番  | 炭 竈 ふく代 |
| 3番  | 山 口 敏 子 | 4番  | 小坂井 実   |
| 5番  | 佐 藤 高 清 | 6番  | 佐 藤 博   |
| 7番  | 武 田 正 樹 | 8番  | 立 松 新 治 |
| 9番  | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

|    |         |    |       |
|----|---------|----|-------|
| 5番 | 佐 藤 高 清 | 6番 | 佐 藤 博 |
|----|---------|----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(30名)

|                            |         |                          |         |
|----------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                    | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長                      | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長                  | 下 里 博 昭 |
| 民 生 部 長<br>兼福祉事務所長         | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                  | 早 川 誠   |
| 十四山支所長                     | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長     | 若 山 孝 司 | 民 生 部 次 長<br>兼 環 境 課 長   | 久 野 一 美 |
| 開 発 部 次 長<br>兼 都 市 計 画 課 長 | 伊 藤 敏 之 | 教 育 部 次 長                | 高 橋 忠   |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                  | 佐 藤 勝 義 |
| 人 事 秘 書 課 長                | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長              | 伊 藤 邦 夫 |
| 防 災 安 全 課 長                | 服 部 正 治 | 市 民 課 長                  | 山 田 進   |
| 保 険 年 金 課 長                | 佐 野 隆   | 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 |
| 福 祉 課 長                    | 前 野 幸 代 | 介 護 高 齢 課 長              | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長                    | 山 田 英 夫 | 農 政 課 長                  | 石 川 敏 彦 |
| 商 工 労 政 課 長                | 服 部 保 巳 | 土 木 課 長                  | 三 輪 眞 士 |
| 下 水 道 課 長                  | 橋 村 正 則 | 教 育 課 長                  | 服 部 忠 昭 |

社会教育課長 水野 進 図書館長 伊藤 秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 佐藤 忠 書記 柴田 寿文  
書記 岩田 繁樹

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第32号 弥富市監査委員に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第33号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第34号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第35号 弥富市保健センター条例の一部改正について
- 日程第6 議案第36号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第7 議案第37号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第38号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第39号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、佐藤高清議員と佐藤博議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 議案第32号 弥富市監査委員に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第33号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第34号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第5 議案第35号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第6 議案第36号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第7 議案第37号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第38号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第39号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第32号から日程第9、議案第39号まで、以上8件を一括議題とします。

本案8件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

質疑の通告が出ております。中山金一議員、お願いします。

16番（中山金一君） おはようございます。中山でございます。通告により議案質疑をいたします。

議案第35号弥富市保健センター条例の一部改正について質疑をいたします。

この件については、十四山地区の安井議員も12日の一般質問で取り上げていました。重複する点多々あると思いますが、私も市側の答弁に納得できない点もありますので、住民から寄せられている声に基づき質問をいたします。

質問の1、市は、十四山支所など公共施設の活用について、弥富市東部・南部地区市民センターとして活用する案を十四山の公共施設検討委員会に提案され、検討されてきたことと思います。安井議員の質問で6月1日より特定健診の事務が十四山支所で行われていることもわかりましたが、公共施設検討委員会の答申はどのように市側に出されているのか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

公共施設検討委員会の答申につきましては、平成20年1月22日の第3回委員会におきまして、十四山保健センターを児童館、子育て支援センター、その調理室を公民館活動の料理教室、特定健診事業による料理指導、ちびっ子の拠点施設としての利用を全員賛成で委員会として了承いただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 保健センター以外の答申はされていないわけですね。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 保健センターのみについて、このときには答申されました。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 質問の2に入ります。

今回、弥富市保健センター条例の一部改正案の提出に当たっては、公共施設の有効活用と費用対効果の両面から検討がされた結果だと考えますが、その点について具体的な説明をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

十四山保健センターの平成17年度の決算額は、人件費3,500万円、衛生総務費1,700万円、保健センター施設費260万円、保健事業費2,520万円、車両管理費36万円、合計8,000万円余りとなっていました。健診事業等を弥富市保健センターで一本化したことにより、十四山保健センターの18年度の経費は3,000万円、19年度は2,100万円となりました。現在の十四山保健センターは保健師2名体制で窓口事務を主に行っており、その通常の利用状況は保健手帳、母子健康手帳等の交付、月に14件ございます。ただし、健診の申し込みにつきましては本日まで192件ございました。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 2,100万ほどの費用がかかるということですが、これは規模をもう少し縮小したり削減の努力をしてもらえば費用の点ではもっと少なくなると思います。

質問の3です。十四山地区の保健センターの存続を願う声が、関係する若いお母さんを初め、多くの皆さんの願いとなっています。今回の提案は検討委員会の意見が参考になっていると思いますが、十四山保健センターの存続を願う声を無視することはできません。市長はこの声をよく聞いて提案をされているのか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

中山議員の御質問にお答えを申し上げます。

保健センターの存続の声は、私としても市民の声という形で重く受けとめておるわけでございます。しかし、検討委員会での御意見ということも尊重させていただきまして総合的に判断した結果でございますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 質問の4、十四山地区公共施設の有効活用問題では保健センターの存続を願う声が地区の関係者から一番多く出されているのに、ほかの施設よりどうして保健センターの廃止をいの一にするのですか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

できるだけ早く児童館、子育て支援センターとしての利用をさせていただくことを考えますと、その準備として厚生労働省への転用協議、都市計画法上の転用許可、改装工事等の期間が必要となりますので今回条例を提案させていただきました。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） できることなら、ほかの施設と見直しも一緒にしていただきたいと思っております。

質問の5、旧弥富町・十四山村の合併協議会における協定項目24、各種事務事業の取り扱い調整方針では、(2)保健センターは現行のとおり新市に引き継ぎ、職員体制は合併時まで調整するとなっています。合併協議会で廃止をすることは決められていません。合併協の合意で決めたことを変えようとする重要な問題です。少なくとも住民への説明責任を果たしていただかなければなりません。住民の意向調査や説明会は開かれていませんが、どのように考えられているのか、お伺いをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

合併協議会の調整方針は議員の御指摘のとおりでございます。弥富市は合併いたしまして3年に入りました。合併協議会の調整方針は尊重しつつ、合併の効果が発揮できるように今後の方向性を打ち出していかなければならないと思っております。3月議会の市長の一般質問の答弁でもございましたとおり、十四山保健センターの再活用を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 質問の6に入ります。

今、少子化のとき、十四山保健センターは住民サービスをする大事な施設です。市民のための市政、市民の声をよく聞いて対話を重視する市長の持論とかけ離れた提案ではないかと

思います。税金の確定申告をするにも大変不便になってしまった。そして、今度は保健センターがなくなり、合併をして不便になってしまう。便利になることよりも不便になってしまうという声が多々聞かれます。十四山地区住民の幅広い声をしっかりと聞いていただいて、保健センターの見直しを検討してほしいと思います。この議案については、十四山地区の住民が納得するまで十分審議を尽くす必要があると考えますが、答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

もうこの平成20年4月1日から、私どもは合併をいたしまして3年目に入っておるわけでございます。さまざまな行財政改革を進めていくということはもちろんでございます。そういった意味におきまして、公共施設を統合し、その施設に対して新しい機能を付加することは住民に対する行政改革の一端だろうというふうに私はかたく信じておるわけでございます。そういった観点におきまして、保健事業につきましても現在予防接種などの主な事業は弥富市の保健センターで実施させていただいております。これからの保健事業の予防接種は、保健センターでの集団接種から皆さんが御利用しやすい各医院での個別方式に変わりつつあります。また、健康診断につきましても基本健診から特定健診に変わってまいりました。そういった中で、施設の本来の目的というものが少しずつ変わってきているという現状も正しく理解していかなきゃいかんと思っておるわけでございます。議員御指摘のように市民の声を聞く、あるいは対話を重視するということが私の基本姿勢であることは言うに及ばず、将来を担う子供たちが毎日のように利用できる児童館、あるいは子育て支援センター、そういう施設の完備というのは非常に重要だろうという中で再利用を考えたわけでございます。

今現在、弥富市で五つの児童館があるわけでございますが、年間で、小学生・中学生を中心といたしまして8万人の児童の方に御利用いただいております。1日平均300人と非常に利用が高いわけでございます。十四山地区におきましては、児童館、あるいは子育て支援センターという施設がございませんものですから、こういう機会にしっかりと行政改革を踏まえて新しい施設の設置を要望するものでございます。そういった形で御理解を賜りたいというふうに思っております。安心して保護者の方がお仕事をさせていただく、あるいは子育ての応援をさせていただく支援センターというものは機能的にはぜひ必要だろうということを前提としておりますので、よろしく願い申し上げます。今後また付託されます厚生文教委員会等においても御審査賜ればと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

16番（中山金一君） 児童館などに使用する目的を変えたり、もっと住民のために施設の使用を変えてやっていくという市長の方針はよくわかりますけれども、市長の持論である市

民の声をよく聞いて、そして対話を重視した市民のための市政を力強くつくっていただくように要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

本案 8 件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午前10時14分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 佐 藤 博



平成20年 6月24日

午後 2時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 堀 岡 敏 喜 | 2番  | 炭 竈 ふく代 |
| 3番  | 山 口 敏 子 | 4番  | 小坂井 実   |
| 5番  | 佐 藤 高 清 | 6番  | 佐 藤 博   |
| 7番  | 武 田 正 樹 | 8番  | 立 松 新 治 |
| 9番  | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 7番 | 武 田 正 樹 | 8番 | 立 松 新 治 |
|----|---------|----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(30名)

|                            |         |                        |         |
|----------------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                  | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長                      | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長                | 下 里 博 昭 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                | 早 川 誠   |
| 十 四 山 支 所 長                | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>税 務 課 長     | 若 山 孝 司 | 民 生 部 次 長 兼<br>環 境 課 長 | 久 野 一 美 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長 | 伊 藤 敏 之 | 教 育 部 次 長              | 高 橋 忠   |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                | 佐 藤 勝 義 |
| 人 事 秘 書 課 長                | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長            | 伊 藤 邦 夫 |
| 防 災 安 全 課 長                | 服 部 正 治 | 市 民 課 長                | 山 田 進   |
| 保 険 年 金 課 長                | 佐 野 隆   | 健 康 推 進 課 長            | 渡 辺 安 彦 |
| 福 祉 課 長                    | 前 野 幸 代 | 介 護 高 齢 課 長            | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長                    | 山 田 英 夫 | 農 政 課 長                | 石 川 敏 彦 |
| 商 工 労 政 課 長                | 服 部 保 巳 | 土 木 課 長                | 三 輪 眞 士 |

下水道課長 橋村正則 教育課長 服部忠昭  
社会教育課長 水野進 図書館長 伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤忠 書記 柴田寿文  
書 記 岩田繁樹

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 農業委員会委員の推薦について  
日程第3 議案第32号 弥富市監査委員に関する条例の一部改正について  
日程第4 議案第33号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第5 議案第34号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について  
日程第6 議案第35号 弥富市保健センター条例の一部改正について  
日程第7 議案第36号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
日程第8 議案第37号 平成20年度弥富市一般会計補正予算(第1号)  
日程第9 議案第38号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第10 議案第39号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第11 請願第1号 後期高齢者医療制度の抜本的な改正を求める請願について  
追加日程 発議第2号 後期高齢者医療制度の抜本的な改正を求める意見書の提出について  
追加日程 発議第3号 高齢者と県民が安心できる医療制度の改善を求める意見書の提出について  
日程第12 発議第4号 介護職員の人材確保に関する意見書の提出について  
日程第13 閉会中の継続審査について

~~~~~

午後2時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、武田正樹議員と立松新治議員を指名します。

~~~~~

日程第2 農業委員会委員の推薦について

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は4人とし、指名推選したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は4人とし、指名推選といたします。

地方自治法第117条の規定により、大原功議員、三浦義美議員の退場を求めます。

〔15番 三浦義美君、18番 大原功君 退場〕

議長（黒宮喜四美君） 議会推薦の農業委員に、大原功議員、三浦義美議員、安井明美さん、小坂井満里江さんを推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、大原功議員、三浦義美議員、安井明美さん、小坂井満里江さんを議会推薦の農業委員に推薦することに決定いたしました。

大原功議員、三浦義美議員の入場を求めます。

〔15番 三浦義美君、18番 大原功君 入場〕

~~~~~

日程第3 議案第32号 弥富市監査委員に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第33号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第34号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第6 議案第35号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第7 議案第36号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第8 議案第37号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第38号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第39号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第3、議案第32号から日程第10、議案第39号まで、以上8件を一括議題とします。

本案8件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いします。

総務委員長（立松新治君） 8番 立松新治、総務委員会の報告をいたします。

総務委員会に付託されました案件は、議案第32号弥富市監査委員に関する条例の一部改正について、外2件であります。

本委員会は、去る6月20日に開催し審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第32号弥富市監査委員に関する条例の一部改正については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴う改正であり、監査委員は、同法第3条第1項の規定により、健全化判断比率などを審査し、60日以内に意見をつけて市長に回付しなければならない旨の改正であり、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第36号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準の一部改正に伴い補償基礎額を改めるものであり、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第37号平成20年度弥富市一般会計補正予算のうち当委員会所管に係る予算については、特定健診制度の創設に伴い、職員及び臨時職員の健診料を支払うために委託料から負担金へ組み替えるものであり、全会一致で原案を了承しました。

以上、報告を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に建設経済委員長、お願いします。

建設経済委員長（中山金一君） 中山です。建設経済委員会の結果を御報告いたします。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第37号平成20年度弥富市一般会計補正予算の件であります。

本委員会は、去る6月18日に、市長、副市長を初めとして関係部課長、委員全員出席のもとに開催し、審査事項を審査したところ、議案第37号平成20年度弥富市一般会計補正予算に全会一致で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（山本芳照君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第33号弥富市国民健康保険税条例の一部改正から議案第35号弥富市保健センター条例の一部改正及び議

案第37号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号）から議案第39号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの6議案であります。

本委員会は、去る6月17日午前10時より開催をいたしました。その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第33号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、委員より、所得100万円前後の方に影響が出ているので、激変緩和措置が必要ではないか。低所得者の方が重い負担にならないように、所得、給与、年金収入に十分考慮した減免等の措置を考えていただきたい旨の意見がありました。当局より、どのような手を差し伸べるのがよいのか、窓口対応も含め過度の負担にならないよう対応する旨の答弁がありました。採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

次に、議案第34号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第35号弥富市保健センター条例の一部改正につきましては、委員より、十四山保健センターの廃止をどうして先行するのか。合併協議会の方針に沿っていないのではないか。十四山地区で不足している児童館等を早く整備すること。住民、利用者への説明が欠けているのではないのかなどの意見がありました。また、継続審査の意見もあり、当委員会としては採決に至らず、継続審査ということになりました。

次に、議案第37号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、議案第38号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第39号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）の主なものは、さくら児童館駐車場の用地購入費の追加費用291万3,000円、弥生小学校英語研究委嘱校補助金100万円、特定健診事業開設に伴う臨時職員賃金、備品など154万6,000円との説明がありました。この3件を一括採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さんでした。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 議案第33号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、日本共産党弥富市議団を代表いたしまして反対討論を行います。

本論に入る前に、今年度の国民健康保険税改定の大きな要因の一つは、後期高齢者医療制

度の発足に伴うものであります。この制度改正が4月1日から施行となるものであるにもかかわらず、国の法改正がおくれ、制度についての国民への説明と必要な合意のない中での制度発足であったことから、職員の皆さんも、市民からの質問や抗議への対応で昼間の時間がほとんど費やされ、深夜に及ぶ大変な御苦勞の中で今回の改正作業が行われました。関係者の皆さんの御苦勞を心からねぎらうとともに、国民と市町村にしわ寄せをする、こんなあり方を根本から改めることを政府に強く求めるものであります。

今回の改正は、まず第一に、後期高齢者医療制度の発足に伴う後期高齢者支援金の導入によるものと、かつて70歳以上の人は国保の加入者であっても老人保健制度で医療給付が行われていたものを、段階的に74歳まで国保で医療給付することになったことなどによる医療費の増加分に対応することです。

第二に、かねてからの市民の強い求めがありました、介護納付金まで含めると固定資産税の40%を国保税に上乗せして負担することが所得の少ない世帯には大変な苦痛となっているとして、この軽減を求められていたことに対応するものであります。

第三に、国からの国保基盤安定などの調整交付金等を4,600万円増加させるために、国保税の課税の仕組みを、加入者1人当たりの均等割と世帯当たりの平等割の負担の合計を全体の50%とする。それによって負担増となる所得の低い世帯の負担を軽くするために、従来の60%・40%の2段階の軽減の方法を70%・50%・20%と3段階とするというものであります。

私たちが特に問題としたのは、軽減のための所得基準が極めて低いこととあります。例えば20%の軽減の例でも、単身で所得70万、2人で105万、3人世帯では140万をいずれも下回るものとなっています。所得と収入については、それぞれの世帯によって大変な違いがあります。例えば単身の例で申し上げますと、派遣やパートの若い人、不幸にして年金がない、パートなどの収入に頼っている高齢者の皆さんは135万円、あるいは年金のみの収入の人は190万円、あるいは120万円以上の年金があり65万円以上の給与収入のある方は合わせて255万円の年収で、これらはいずれも所得70万円となってまいります。1ヵ月3万5,000円の家賃のアパートで生活をしている生活保護基準は、単身で135万円を超えます。それと同じ収入の人でも、昨年の国保税6万8,110円が今年度は8万4,130円と124%もの値上げとなります。広報「やとみ」の6月号で発表されました国民年金保険料の全額免除が所得57万円、半額免除が141万円と比べると大変な違いであります。所得100万円以下で軽減を受けられない世帯が国保加入世帯の22%もあり、その世帯が今回の値上げ額の全体の36%を負担することになります。これでは、払いたくても払えない人が大幅にふえてくることも心配されます。市が厚生文教委員会に示しました資料によりますと、国保加入の約6,000世帯のうち2,000世帯余りが今回の改正で値下げとなる中で、特定の低所得者への大きな負担増は避けなければならないものであります。

市の説明によりますと、一定の所得条件を定めての軽減対策を県と協議したが、県の指導は、やるべきでないというものだったとしております。本会議と委員会の質疑を通じて市当局が示した対策は、かねてからの懸案となっておりました、生活保護基準などによる実収入に基づく加入者の申請に基づく減免制度による対応というものでした。方向性は示されたものの、具体的な物差しは何も明らかにされていない現状では、どれくらいの人まで軽減されるのか、制度として有効に機能できるかどうかを判断することはできません。あと1ヵ月ほどで各世帯に新年度の納付額を定めた令書が届けられますが、それまでに減免制度の改善の基準を明らかにすることが求められています。

こうした問題をどういう立場で解決するかという大きな指針となっているものに、市民団体と秋田県秋田市が争った国保裁判の高等裁判所の判例があり、それに基づいて秋田県と市民団体がその後の実務処理の中で確認し合った事項の中に、国民健康保険税は支払い能力の乏しい世帯にも一定の課税がされる。それを救済するのが減免制度であり、支払い能力とは最低生活をした上での余力であり、最低生活費を削っても支払えというものではない。生活保護基準に基づいた目安で市町村を指導していくと明確に示されております。こうした判例や行政事例も十分に参考にされ、平成20年度の決算認定に当たっては、その後の市当局の努力によって弥富市政が市民と心を通い合わせる新しい前進を切り開いた年となりましたと私も賛成討論できるような結論を出されることを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 次に武田正樹議員、お願いします。

7番（武田正樹君） 武田であります。議案第33号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について賛成討論をいたします。

この条例改正は、国民健康保険加入者が安心して医療を受けるため、また特別会計の健全な運営のために改正するものであります。課税方式を応能割50%、応益割50%を基本として改正し、均等割・世帯平等割の軽減率を7割・5割・2割の軽減ができること、また国からの支援金が見込まれることなど一定の成果が見られるため、賛成いたします。

議長（黒宮喜四美君） 他に討論の方はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第32号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第33号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第33号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第34号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第35号は、厚生文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

厚生文教委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、厚生文教委員長の申し出どおり決定しました。

次に、議案第36号から議案第39号までの4件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第39号までの4件は原案どおり可決することに決定しました。

~~~~~

日程第11 請願第1号 後期高齢者医療制度の抜本的な改正を求める請願について

議長（黒宮喜四美君） 日程第11、請願第1号を議題とします。

紹介議員の三宮十五郎議員に請願の趣旨説明を求めます。

12番（三宮十五郎君） お手元に請願第1号が配付されておりますので、それに沿いながら趣旨説明させていただきます。

まず、本請願につきましては、代表者に大島静雄先生、旧弥富町の公民館長、老人クラブ連合会長などを長く務められ、社会教育や地域の福祉増進のために大変な御尽力をいただいた方でございますし、また署名は1,647名の賛同署名が寄せられておりますが、その中には現在の老人クラブ連合会長さんとか宗教家の皆さんを初め、現職あるいは元職の公職者の皆さんも少なくなく、この改正につきましては国民的課題でありますので、ぜひ弥富市議会もこうした全国の流れと力を合わせて、制度の抜本的な改正を進めてほしいという強い要請がございました。議会運営委員会で御協議をいただく中で、慣例によりまして私が紹介

議員を代表し、また議会運営委員の皆さん全員が紹介議員となることを御了解いただき、署名をさせていただいております。

請願の趣旨及び請願項目について読み上げて趣旨説明とさせていただきます。

4月から75歳以上の人と65歳以上の障害者医療制度の利用者をこれまでの健康保険から締め出し、月1万5,000円以上の年金から、介護保険に続いて新しい保険料の天引きが行われております。国民健康保険で認められていた低所得によります保険税、医療費自己負担の減額・免除は認めない。健康診査や医療の差別を行うなど、世界に例のない現代の「うば捨て山」と各界から厳しく批判される制度を、十分な国民的合意もないままに発足させました。既に全国の地方議会の3割以上が、党派を超えてこの制度の撤回、大幅な見直しを求める意見書を可決しております。弥富市議会も、こうした全国の制度改善を求める流れと手を携えて力を尽くし、高齢者の命と健康を守るために、次の各項について別紙署名を添えてお願いいたします。

請願項目で、大きく3点を要請するものとなっております。

一つは、国に対し後期高齢者医療制度の抜本的な見直しと、09年度からの70から74歳の医療費の窓口負担を2割に引き上げることの中止を求める意見書を可決、送付されること。

次は、県広域連合に対して、制度の運用は国民健康保険法44条などの精神を生かし、低所得者の医療費の自己負担や保険料の減額や免除を行い、市町村国保と差別のないものとするを求める意見書を可決、送付されること。

弥富市に対しましては、前2項が実施に移されるまでの間は次の各項の実施を求めることということで、2項が記されております。

既に弥富市におきましては、県が今回の制度発足に伴ってやめましたひとり暮らし非課税の高齢者の皆さんに対する助成制度を、全額市の負担で継続をされたり、さらに健康診査に当たりまして、少なくない市町村が取りやめるといようなことが行われている中で、ほぼ一般の皆さんと同じ健診を市の助成で行っているといようなこともございまして、できる方法でこれをお認めいただきたいというものでございます。よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） 後期高齢者医療制度の請願について、反対の討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を安定的に支え、また現在の方々が高齢者の方を

支え、市民全体で負担能力に応じて公平に負担をしてあげ、高齢者が安心して生活ができる、こういう制度であります。この制度は、高齢者の方々と市民の皆さん方が負担能力に応じて医療費の10%を負担していくということが一番大事なことであります。今マスコミでは、一部のマスコミの人が高齢者について大きな間違いだということも聞いておりますが、これは高齢者の方がこれから安心していくためにも必要であり、悪い制度ではありませんので、請願については反対を申し上げます。各議員の皆さん方、大原功の反対に御賛同いただけるよう、よろしくお願いを申し上げて反対の討論といたします。

議長（黒宮喜四美君） 次に佐藤博議員、お願いします。

6番（佐藤 博君） 請願者の意見を総括しながら賛成討論をいたします。

実は、この制度そのものは、少子・高齢化の時代を迎えて、大変趣旨としては必要なものであることは、お互いに認識ができていると思っております。しかしながら、この法律そのものについては、極めて国民的合意の得られない矛盾点が多々あるという現状でございます。したがって、今反対討論をされた大原議員の言われることも十二分に私は理解ができていると思っております。しかし、実際この法律の施行については、まだ国民的合意がなかなか得られない、そういう時点にありまして、政府も、あるいはまた関係者、特に厚生関係の議員の皆さん方、あるいは国会では与野党が大変伯仲した議論になっておるわけでございます。したがって、今しばらくこれの抜本的な改正をして、国民的合意が得られるように進められることを強く要望するためにこの請願書が出たものでありまして、その請願者の趣旨は十二分に理解をしておりますので、この請願については賛成をしたいと思います。以上。

議長（黒宮喜四美君） 他に討論の方はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

請願第1号は原案どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、請願第1号は原案どおり採択しました。

ただいま採択されました請願の趣旨に沿って、三宮十五郎議員より発議第2号、発議第3号が提出されました。

お諮りします。

発議第2号、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加して、発議第2号、発議第3号を議題とします。

~~~~~

追加日程 発議第2号 後期高齢者医療制度の抜本的な改正を求める意見書の提出について

追加日程 発議第3号 高齢者と県民が安心できる医療制度の改善を求める意見書の提出について

議長（黒宮喜四美君） 本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

12番（三宮十五郎君） ただいまは請願の御採択、本当にありがとうございました。

それでは、申し合わせによりまして、議会運営委員長であります私が委員の皆さん全員の御賛同をいただいて、2件の意見書について説明をさせていただきます。

まず、国に対する意見書でございますが、私どもが求めております国・政府に対する結論は、末尾4行に書いてありますように、よって当市議会は政府に対し、後期高齢者医療制度の抜本的な改正を行い、あるべき医療制度について、財源問題も含めて国民的合意を実現され、抜本的見直しに伴う費用については全額国の負担で行うこと、70歳から74歳の方の窓口による負担への引き上げを見直しされることを強く求めますというものでございまして、地方自治法第99条の規定により、政府、国会等に意見書を提出するものでございます。

続きまして発議第3号、これは県の広域連合等に意見書を送付させていただくものでございますが、末尾に4項目にわたってその内容を求めております。

1．県と市町村の協力で進めてきたひとり暮らし非課税老人への福祉給付金制度を復活されること。

2．65歳から74歳の障害者医療対象者が後期高齢者医療制度に移行しなくても不利益にならないようにされること。

3．地方税法、国民健康保険法、旧老人保健法等の趣旨に沿って、貧困等による保険料や一部負担金の減免が広域連合でも行えるようにされること。

4．県及び広域連合に係る医療制度の大きな改正は、県民と市町村、医師会、保険医協会等の十分な合意のもとに行われることというものでございます。

先日も民生委員の方にお伺いしますと、生活保護は受けていないが、本当にそれを下回るような収入で生活をしておりますひとり暮らしのお年寄りや、さらに老人だけの世帯も、決して多くはないが、また珍しいこともないという状況になってきておりまして、食事の回数を減らしたり、さまざまな方法で大変つましい暮らしをしている、こうした人たちが安心して暮らせる町や国にするための尽力をぜひ尽くしてほしいという強い要望もございまして、ぜひこ

の意見書につきましても可決成立の上、関係機関に御送付いただくことができますようお願い申し上げます、提案とさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

まず、発議第2号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、発議第2号は原案どおり可決決定しました。

次に、発議第3号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、発議第3号は原案どおり可決決定をいたしましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第12 発議第4号 介護職員の人材確保に関する意見書の提出について

議長（黒宮喜四美君） 日程第12、発議第4号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

12番（三宮十五郎君） 発議第4号につきましても、申し合わせにより議会運営委員長であります私が提案者、そして議会運営委員の皆さん全員が賛成者ということで、介護職員の人材確保に関する意見書案を提案させていただきました。

かねてより、医師確保、看護師確保の二つの意見書を昨年の12月議会で弥富市議会として決・送付させていただいておりますが、本件につきましても、まだ弥富の輪中の郷につきましては、借金されたものの返済を弥富市が肩がわりをしてやっているということもございまして、他の福祉施設に比べると有利な条件だと思っておりますが、それでもなかなか介護職員の確保が大変だという状態であり、少なくない施設が派遣やそういう職員に頼るような状態で、本当にこのまま続けば日本の介護は成り立たなくなるという懸念が広がっております。この2項にわたる要請を、国・政府を初めとする関係機関に強く求める意見書であります。

その一つは、全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の是正、労働環境の整備など、

介護職員の待遇改善の総合的な取り組みを進めること。

2. 介護職員の人材確保に必要とされるよう、介護報酬のあり方を見直し、適正な報酬体系を確立することを、意見書を可決決定させていただいた後、地方自治法第99条の規定により、意見書として関係機関に送付させていただくものでございますので、よろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

発議第4号は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案どおり可決決定しましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第13 閉会中の継続審査の件

議長（黒宮喜四美君） 日程第13、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成20年第2回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後2時41分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 立 松 新 治